

午前十時 一分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、執行部より、報告等をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○助役（三浦義人君） 大変貴重なお時間をいただきまして、恐縮とは存じますが、先般九月十二日の、三十二番朝倉斉議員の水道局における印刷物の随意契約の一般質問に対しまして、事実関係が判明いたしましたので、報告をさせていただきます。

現在、水道局の随意契約は、別府市水道局契約事務規程に基づく要綱により行うことになっておりますが、要綱を設置していないために、別府市物品等供給契約の指名競争入札参加資格審査要綱に準じて行っているところでございます。

ところが、今回指摘をされました平成十三年度別府市水道事業決算書外一件の随意契約は、この要綱に準じて行ったにもかかわらず、印刷業者の選定に当たり、広告宣伝の登録業者を参加させ、七月三十一日に四業者での見積合せを行った結果、広告宣伝の業者が受注をいたしております。また、八月二十三日に行われた随意契約においても、前回の四業者を含む五業者で見積もり合わせを行い、同様に広告宣伝業者が受注をしたことも事実であります。

さらに、広告宣伝業者の選定に当たり、市長部局の課長から紹介をされた、との答弁につきましては、市教育委員会の課長参事であることも判明をいたしました。

また本件の随意契約に当たり、業者から見積書を徴取した後、破棄し、違う業者で再入札をした事実があるのではないかという質問につきましては、その事実はありません。

以上が調査結果でございますので、何とぞ御了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○水道局長（宮崎眞行君） このたび御質問いただきました、平成十三年度別府市水道事業決算書並びに統計年報の印刷の随意契約に当たり答弁いたしました「市長部局のある課長から情報を得た」とは、教育委員会の課長参事であり、その経緯については、本会議で答弁したとおりでございます。

しかしながら、契約担当者として登録外業者を見積合せに参加させ、皆様方に御迷惑をおかけいたしましたことは、私の不徳のいたすところでございます。この場をお借りして、市民や議員各位並びに業者の皆様に、心より深くおわび申し上げます。

今後、水道局長として、市民の皆様方から信頼回復を図るため、私自身を初め関係職員を厳しく処するとともに、局内のチェック体制を強化して職員の意識改革を促進してまいりたいと思っております。

さらに、別府市水道局契約事務規程の全面的な見直しを早急に行い、公正・公平な入札等の契約事務に努めてまいりますので、どうか御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（首藤 正君） 本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、十三日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○四番（平野文活君） 通告の順序によって、質問をしていきたいと思いをします。

まず、日出生台十文字原での日米合同演習の問題についてであります。九月十日に、私ども日本共産党議員団としてこの問題についての申し入れを行いました。三つの申し入れをしたわけですが、第一に、日米共同訓練に対しては、別府市として反対の意思表示を行うこと。第二に、市民への各種情報の敏速な周知徹底に努めること。特に隊員や車両、弾薬などの輸送について、別府市内を通過する日時を事前に関係町内に周知徹底すること。また、米兵の外出の日時については早く情報を入手し、小・中学校やPTAなどに事前に周知徹底すること。第三に、大分県は、演習場を抱える三町とともに四者協議を行っておりますが、別府市も毎回外出先になるなど、三町以上に別府市民が直接米兵と接する機会が多い。また、今回の訓練では、市内にある十文字原演習場も使用される。したがって、情報の早期入手のためにも、別府市の要望を強く反映させるためにも、四者協議を五者協議として別府市も加えるよう県に強く要請すること、という申し入れを行ったわけでございますが、まず、この三つについて御答弁をお願いしたいと思います。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

今回の日米共同訓練につきましては、別府市への事前通知が八月二十六日、県総務課課長経由にて福岡防衛施設局部長からとして説明がございました。内容につきましては、八月二十八日の新聞報道の内容と同じでございまして、現段階におきましては、詳細につきましては、まだ連絡が入っていないような状況でございます。

しかし別府市といたしましても、市民生活の安全を第一に考えまして、市民の不安解消と安全確保を図るために九月六日に、福岡防衛施設局長、陸上自衛隊西部方面総監部あて要請書を提出し、速やかな情報の伝達をできる限りの住民の安全確保をお願いしてまいったところでございます。

そこで、別府市として、まず演習反対の表明についてでございますが、今までの答弁と同じになると思いますが、これは国の専管事項でございますので、それにより御理解を賜りたいと思っております。

それと、県と玖珠、九重、湯布院町と構成されております四者協議への別府市の加入についてでございますけれども、今回の訓練場所に十文字原の名が一応記されております。しかし、現段階では訓練の詳細が、まだどのようなものになるかはっきりわからないような状況でございますし、また、十文字原において今後どのような対応になるかというものはっきりしていないような状況でございますので、この状況を踏まえた中で対応してまいりたいというふうに思っております。したがって、今までの演習と同じような経過でございますが、玖珠、九重、湯布院と別府市とは、若干その立場の内容が異なっておりますので、そういう観点から、現段階でこの四者協に加わることは、まだ難しいという判断をいたしております。

今後、また十文字原においての演習状況によりまして、その点を含めて今後検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○四番（平野文活君） 今回の演習が、どういう状況の中で行われるかということを考えたら、国の専管事項だというようなことは言っておられないというふうに思うのです。つまり、アメリカによるイラク攻撃は、もう秒読み段階に入っているというふうに言われておりますし、これはもう世界政治の焦点になっております。もしそういうことが行われるならば、アフガンに対する攻撃とは比較にならない世界に対する影響があるわけで、また周辺にはイスラエルを初め紛争の種があるわけで、それが一挙にいろんな形で拡大するということは、およそ考えられると思うわけでありまして。しかも、今回の共同訓練の目的が、西部方面総監部の方の言葉として一報道によると一戦術面などの相互理解と意思疎通を深めるためというふうにあります。まさにイラク攻撃を想定した実戦的な訓練になることは必至だというふうに思います。日出生台だけでなく、また十文字原が使用されるということになりますと、日ごろから井上市長が、国際化の中核として位置づけている立命館アジア太平洋大学に隣接する場所でこうした訓練が行われるということになると、国の専管事項だと、あるいは三町とは若干立場が異なるというようなことでよいかというふうに思うわけでありまして。

県といわゆる三町は、訓練の時間を、祝祭日は朝七時からというのを九時からというふうに二時間下げてくれとか、あるいはヘリの飛行時間の制限をすとか、そういう新たな協定の見直しの提案をしました。それについても受け入れられない。あるいは、県知事初めこうした訓練が恒常的に行われることは、やはり容認できないという立場を報道などでも表明していると思います。

ですから、今回の訓練をめぐる諸情勢あるいは別府市との関係、また市長との国際化との関連、こうしたものから見て、やはり別府市長がこうした訓練には反対だという基本的立場を明らかにする。その基本的立場を明らかにした上でさまざまな対応を

する。これは、県知事もあるいは玖珠、湯布院などの町長さんも同様の立場だと思うわけですね。少なくともそういう反対の基本的態度は、やはりこの際鮮明にしておくべきではないかというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、今回の演習については、まだ詳細がわかっておりません。九重、玖珠、湯布院と違いまして、今までは日出生台で演習をされております。今回、十文字原が一応候補地として挙がっておるわけでございますが、十文字原が恒常化しないようには、我々としては最大限この点については申し入れを行っていききたいというふうに思っておりますし、今後の動向を見た中でその態度につきましては、その際また行ってまいりたいというふうに思っております。

○市長（井上信幸君） 先ほど部長も答弁いたしましたが、八月二十七日の新聞報道の内容と全く同じでございまして、私も、お説のとおり、市民の安全・安心・安定を最優先に試みながら、今いろいろな情報収集をしておりますし、またいろんな面で今後ともその方向に向けて安心・安全の体制づくりのために頑張っていきたいと思っております。

○四番（平野文活君） 沖縄あるいは佐世保など常駐をしているところでは、繰り返しいろんな犯罪、事故などが起こっております。別府市民がそういう目に遭ってからでは遅いというふうに思いますので、今、市長が言われた立場でさらに努力をしていただきたいというふうに申し上げまして、次に進ませていただきます。

次の問題は、タクシーの客引き問題のその後の取り組みについてでございます。

六月の議会で、この問題を質問させていただきました。市長からは、駅前などから客引き行為を排除しなければ本当の別府の明るい観光行政は実現できないというような答弁をいただき、また関係団体などとの横の連絡をとる、あるいは独自の市条例の制定をも検討する、こうした客引きをなくすための方策についても答弁をいただきました。この答弁に基づいて、その後の進行状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

この問題は、一つの業界あるいは別府市の中の一部の問題としてではなく、全市を挙げて取り組むべき問題として認識しております。

八月二十二日に、別府市長を会長に大分県、別府警察署を初め観光関連団体、運輸関連団体、さらには市民の代表として自治委員会を含めた関係機関の代表者レベルで、客引き行為防止対策協議会を設立し、事務局を別府市観光協会内に設置いたしましたところでございます。

その後九月六日に、横の連携をさらに強化するため、それぞれの機関の実務者レベルで、観光経済部長を部会長に専門部会を立ち上げ、具体的な対応に向け準備を整えているところでございます。

また、内部的には法的な整備の部分として、大分県迷惑防止条例また軽犯罪法第二十八条について、また他都市の状況それから情報収集、整理しながら、現在調査・協議中でございます。

○四番（平野文活君） 八月二十二日に、市長を会長にして客引き行為防止対策協議会というものを立ち上げた。また、実務グループである専門部会の部課長に市の観光経済部長が就任をしたという答弁でございましたが、市長が先頭に立ってこの別府観光の四十年以上にわたる長年の懸案を解決しようとしていることに対して、今の答弁を深い感銘をもって受けとめさせていただきました。

私は、前回の質問の後、何人かのタクシー協会の幹部を訪問いたしました。大いに歓迎をされたところであります。また、関西汽船は、すでに客引き排除のための断固たる措置をとっております。また、多くのタクシー運転手も喜んでおります。しかし、同時に一部に、「本当にできるのか」というような声も聞かれました。この問題は、長年の懸案であり、過去にもいろんな取り組みがあったが、結局根絶できずに今日に至っているという経過を見ると、「本当にできるか」という懸念があるのは当然だというふうに思います。案の定、七月二十三日の官公庁等連絡協議会以来、一部の運転手グループが、正当な商行為だといわんばかりに居直った抗議行動を続けております。長年の懸案だけに抵抗もありますが、これらの抵抗を官民一体の力で、また市民の世論を結集して乗り越えられるかどうかということが問われているというふうに思います。掲げた旗はおろさないで、この目的を完遂していただきたいということを申し上げたいと思いますが、改めて市長の決意をお伺いしたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、経過等につきましては課長の方からお答えいたしました。今、別府では、ホスピタリティーのある観光地として、市民一人一人がお客様を、観光客をおもてなしをしなければならない、こういうようなことで取り組んでいるところでございます。先ほど答弁いたしましたように、市長あるいは関係者総出といいますか、多くの関係機関との連携をとる、そしてまた市長が会長ということで、この問題に取り組んでいるところでございます。いかにしても、タクシー業界ともお話をする中で、全市挙げてこの問題に、長年の懸案ということは私も承知いたしております。そういうことで積極的に関係者の皆様方とこの問題解決についてお話をしながら取り組んでまいりたい、このように決意しているところでございます。

○四番（平野文活君） 先ほど、「県の迷惑防止条例で」という答弁もございましたが、それでできれば、それでやればよいというふうに思います。しかし、改めてこの条例を見てみますと、二条では、いわゆる愚連隊行為の禁止ということで、暴力的な行為が対象になっている。あるいは、六条で「不当な客引き行為の禁止」とあるのですが、これも中身をよく読んでみますと、わいせつ行為や売春目的の客引き、こういうものを対象にしております。いわゆるタクシーの客引き行為の問題を、この県の防止条例を適用するということが無理だというふうに判断をされたならば、やはり市条例の制定に着手すべきではないかというふうに考えております。

以上の要望も申し上げまして、次に進みたいと思います。

次、水道事業計画についてであります。

議案質疑で、次の二点が明らかになりました。第一点は、八大事業で六十億もの投資をしたが、有収率は低下の一方だ。二百六十二万トンもの漏水で、金額にすれば三億六千万円の水が行方不明になっている。にもかかわらず、肝心の配水管整備事業の達成率はわずか六割台だと。また、鮎返ダムからの取水は年間わずか三日間なのに、この改良工事に五億も使う計画をして、その市民の料金値上げの理由にした。そういうことを含めて値上げの理由になった八大事業について見ても、市民から見れば納得のいかない問題点が浮かび上がったというふうに思います。

二つ目に、平成九年度からの大幅値上げ以来、毎年七億円もの市民の出費がふえた。一方、市民が使う水は一割も減った。飲食店は七〇％台、宿泊・観光施設は六五％台に落ち込んでいる。こうした状況を見ると、大幅値上げの影響、市民も市内中小業者も大きな打撃を受けている。こういうことが明らかになったというふうに思います。

今度の十三年度の決算を見ましても、純利益が約五億円、減価償却が約五億円、約十億円の資金が生まれております。企業債の返済で三億円使っても、事業費を七億円以内に抑えれば新しい借金の必要もない。こういう全国的に見てももうけ過ぎの水道事業になっているというふうに思います。これまでの議論の中で、市長が、値下げを検討するよう要請したという答弁をした経過もありますが、この市長の要請に対してどのような検討をして、どう考えているのか、まずお答えを願いたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

水道事業は、現在までのところ、八大事業を確かにやってまいりました。今、議員さんがおっしゃいますように、今年度五億一千二百万程度の利益が出ておりますけれども、水道事業の場合は、これは民間と違って単なるもうけということではなくて、私どもの方は、通常言っております四条予算、本庁の方で言いますと投資的経費でございますけれども、その財源に充てているのが現状でございまして、民間のように株

式に配当するとか、そういう形にはなっておりません。あくまでも財源を補てんするためのお金になっております。それで、今までは事業計画を立ててやっておるのは、平成七年三月に別府市の総合基本計画というのができております。この中の位置づけとして、私どもの方は今、第三次の実施計画という形で十二年度から十四年度にこれがなっております。その中で、今、検討委員会でやっておりますけれども、収入と支出のバランスはどこでどういうふうになるのかとかいうのは、当然私の方でちゃんとしていかなければいけない。

そして財源計画につきましては、中・長期の計画をきちんと立てて、その中で、いつの時点で収支のバランスが壊れるのかというようなことをびっしり把握した上で今後はやっていけないといけないのではないかと考えております。その中・長期の計画というのは、私どもの方では、十年から二十年程度、そういうのをびっしり財源を入れて、今後どうなっていくのか。あと、その事業につきましては、緊急度合いだとか需要とか、そういう形で勘案しながら今後は運営していきたいなと考えております。

議員さんのおっしゃるとおり、今、水道料金値下げといいますが、それについては、そんなことのないように、今後は値上げをしないように、なるべく中身をちゃんと、収入、収支、支出のバランスをちゃんとよく見て中身を精査してやっていきたいな、こういうふうに考えております。

○四番（平野文活君） 市長が、この議場で値下げについての検討を要請したというのは、もう随分前ですね。それから随分、集中的な検討をしたというふうに思いますが、その検討結果が、今の答弁なのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 今の値下げの件でございますけれども、現状では十三年度決算はこれ以降ですけれども、当然、議会の方で承認いただければ、これをベースにまず何をしないといけないかといいますと、損益分岐点というのがございます。これは、収支のバランスが資金上いつ崩れるかということになってくるわけです。それをするためには、水道料金の収入が昨年三千二百万、今年度は六千五百万減収になっておりますので、まず収入の中身を見る。それから支出の方は、人件費を初めとする費用がどのようにすればなるべく少なくしていけるのか。それを先にしないと確かな数字は出てこないわけです。ですから、今後そういう計画をびっしり立てて、中身についてやっていきたい。なるべく水道料金は値上げしない方向で、そういうふうな方向でやっていきたいと。

○四番（平野文活君） いわゆる今の不況の中での市民の困難といいますが、そういうところに目を向けない、私は、結論を先送りする答弁だなというふうに聞きました。

私は、事業計画の見直し、経営効率の改善、財源政策の見直し、この三つの点で水

道事業の改革を提案をしまいいりました。事業計画の見直しや経営効率の改善については、今、課長が答弁をされましたように、一定の改革が進み始めているなというふうに感じております。しかし、財源政策の見直しについては一切、手をつけてないのではないかなというふうに感じております。今回の十三年度決算を見ましても、市民に売るときの単価は、一トン当たり百六十五円ですね、別府市は。類似団体は百六十円、全国平均は百五十二円。つまり全国より随分高い単価で市民に売っている。一方、水をつくるときの原価は、一トン当たり別府市は百三十七円、類似団体百六十二円、全国百五十九円というふうに、全国より随分安い費用で水をつくることができている。全国は高くかかるが、その原価を割って市民に安く提供している。そうすると、先ほど課長の答弁で収支のバランスということを言われましたが、全国平均は、すでにその点では収支のバランスが崩れている。別府市は、逆に全国に比べて安くできるのに、売るときは高く売る。ここが、別府市の水道行政の市民の目から見た最大の問題点だというふうに思います。

全国的には、そういう一トン当たり七円の赤字になっておりますが、全国の水道事業体は、この赤字の補てんというものをどういうふうにしているのか、聞かせていただきたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

赤字分の補てんはどうしているかということでございますけれども、これは、それぞれの水道事業体で懐事情が皆さん違います。当然、法で決められて一般会計から入る分もございまして、それは行政内部でよく話し合っただろうと思っております。ですから、一概に赤字の分をどうするかとか、そういう感じでは私の方とはとらえておりませんので、今言うように、行財政改革を進める中で当然、水道料金はなるべく値上げしない方向で中身を精査していく、そういう基本に立っております。

○四番（平野文活君） 全国的に料金収入以外のその他の収入を得る努力をしているわけです。どこかで補てんをしているわけですね。六月議会で私は、地方公営企業繰出金についてという総務省の通知を示して、ここで認められている経費は、一般会計から繰り入れをすべきではないか、そして、その一部は交付税で見てくれるというこの通知を紹介して、そういう問題提起をしました。八項目あったわけですが、市民の負担軽減のためにこの八項目について真剣な検討をして、この通知の立場で財政当局に予算を要求するという意思があるかないか、お答えいただきたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

ただいま私の方では、直接には消火栓等は消防でございます。例年、文書または出

向いていって一応お願いはしております。議員のおっしゃる、それ以外の大きな一般から繰り入れ、これも自治体によってそれぞれ違うのですけれども、基本的には水道事業は独立採算制でございますので、当面、経済性や公共性を考えてやっていかなければいけないのだと思います。その中で当然、働きかけは今後もやっていきたいと思っております。

○四番（平野文活君）　これまで毎年九月の議会では決算が出ますから、こうした議論をやってまいりました。その議論の中で市長の発言も出たわけでございますが、市長あなたの要請をこのままではほごにするということになりかねないというふうに思いますが、あなた自身の現時点でのこの見解はいかがかということをお伺いしたいと思います。

○水道局長（宮崎眞行君）　お答えいたします。

先ほどの値下げの件とあわせまして、水道料金が減少するのは事実でございますので、その減少する中で、現在の組織機構では、値下げではなく、近い将来値上げを検討せねばならぬ時期も来ようかと私の方が心配しておりますが、それで経営審議会等を立ち上げまして、いろんな項目で外部からの意見を諮問するという形をとって、その答申が二月には出ますので、それが出ますと、それに基づきまして実施計画を策定して、先ほど課長が答弁しましたように、これ以上の値上げをしないというように企業努力は最低限やっていこう、そのようにするのが使命だと思っております。

そして以前から市長が、前管理者を通じてでの料金値下げについて話がありますが、その実施計画が、きっちりと達成できるというような、できるように私の方が努力せねばなりません、できればその時点で値下げについても考えねばならないというふうに思っております。

ただ、料金の値下げが、経済的な面からいくとそうですけれども、私どもは、市民に安全な、それから安心できる水を供給するという立場からいろんな問題が出て、現在も出ております。その辺も含めまして投資の方を、まず市は市民の安全、そして安心できる水の供給ということを考える中で慎重に検討していきたい、このように思っています。

○市長（井上信幸君）　水道料金の件ですが、これは私がとやかく言うのも何かと思いますが、基本的には先ほど課長が言ったように、水道料金というのは独立企業会計であります。今、四番議員がおっしゃいましたが、水道企業会計が赤字出したら一般会計から持ち出せばいいではないかという、こういう方向づけでやっているところもあるかもしれません。ひいては、これを一般会計から持ち出すということは、皆様方のまた税金をそこに投入するということになろうかと思えます。こういう面でひとつ

この辺もお考えいただければと。

もう一つは、この水道料の別府市の現況ですが、私もこの間、局長あたりからも聞かされましたけれども、大分県では今、料金の順位からいきますと第六位だということでございます。よく努力しているなということも言えますが、ちなみに、先般も前管理者のときにも私は、水道料金について一考を要する必要はないかというようなことで要請をいたしましたら、とりあえず福祉水道料金として、ひとり暮らしのお年寄りについては単価を下げましょうというような方向づけで、まず第一歩を進めていただいたようであります。今後につきましては、水道企業管理者あるいは課長の皆様方と、やはりともに知恵と汗を出していただきまして、大いなる前進・改革をしていかなければならない。特に事業の見直し、経営方針の改善、そしてまた財政政策の確立、こういうものを御指摘のような形の中で進めていく必要があろうかと思います。これは、水道企業管理者は独立会計の大責任者でございますから、企業管理者を中心にこの旨を進めていただければと、このように思います。

○四番（平野文活君） 全国の事業体が大いに知恵と汗を流して、原価割れになっても市民の水道料金を可能な限り低く抑えるという努力をしている中で、これだけの事業が必要だといって四割の値上げをした。その結果、毎年十億もの、課長が言われた四条予算に使える資金が毎年生み出されている、そういう状況にあるわけですね。また、市民は、その結果、毎年七億の出費がふえる。観光宿泊業界に至っては、八年度から比べれば六五％に水道の使用が落ち込んでいる。こうした状況を踏まえて、水道局のために市民があるのではないのですよ。市民のために水道局がある。そこら辺の立場をしっかり確立をして、本当に全面的な検討を加えて、市長が一たんは要請をした、値下げの要請に対して、早い時期にそうした方向で結論が出るように重ねて要望いたしまして、次の問題に移ります。

A P Uの宿舎の問題で、留学生の数が千六百人余り。最終的にはA P U、あるいは別府大学等を含めて留学生の数は何人ぐらいまでになるのか、まずそこから御答弁をいただきたいと思います。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

来年の四月に大学院が開設されまして、平成十六年十月には、A P Uの留学生が二千名を超えるものと思われます。

○四番（平野文活君） A P Uが二千名を超える。別府大学、その他で五百名以上あります。二千五、六百の留学生がこの別府市に居住し、学ぶことになる。こういう状況を見ますと、宿舎問題というのは依然として大きな問題だというふうに思いますが、その宿舎問題についての別府市の基本的な立場というか、責任というか、それはどう

いうふうに考えておりますか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

A P Uの宿舎問題につきましては、A P U誘致後につきまして、A P Uの大学の計画の中で宿舎計画をお願いしているところでございます。

○四番（平野文活君） 大学は、当然計画するでしょう。市としての責任を聞いているわけです。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

民間の大学でございます。市として宿舎の問題を立ち入ることは、現時点では控えております。

○四番（平野文活君） その市は、宿舎問題には立ち入らない。この立場が、さまざまな混乱、トラブルを起こしている原因ではないですか。内田議員からも何回となく温水の宿舎問題で質疑がありました。私は、もう二年以上前になりますが、平成十二年三月の議会で、「留学生村構想」という提案をいたしました。ある程度まとまった数の宿舎が市内各所に必要だ。それは、宿舎の確保それ自身は大学の責任だと私も思います。しかし、市は、全体的なまちづくりの構想の中で、この宿舎問題を誘導するという責任があるというふうに思うわけです。ですから、先ほどの課長の答弁であった関知せずと、立ち入らない、こういう立場ではなくて、市自身が、やはり宿舎問題についてはどう考えるかという基本的な構想を持つ必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○国際交流課長（溝口広海君） 四番議員さんの御質問でございますが、私ども、現時点では大学、それぞれの大学が市内にも三大学ございますが、大学の宿舎の問題につきましては、それぞれの大学の方をお願いをしているという状況からは、現時点では変わらないと思います。

○四番（平野文活君） 市長は今度の議会でも、あるいはマスコミの報道を見ても、クレオテックが事前の話もなく許可申請をしたのが遺憾だ、という見解を出しております。議場でもそういうような答弁をいたしました。事前に、では話があればスムーズにいったのでしょうか。市が全体的な宿舎問題の構想を持っていない中で相談しても、なかなかからは明かぬ、事態は切迫しておる。こういう……。私は、大学側には大学側の言い分があるのではないかなと、こうあの記事を見て思いましたが、二千数百人になる。今整備されているA P ハウスや学生交流会館、その他を見ても、千数百しかありません。また、多くの留学生が、民間アパートなどで、場合によっては共同生活など余儀なくされておりますが、今度のいわゆるクレオハイツですね、温水のあれが建設できたとしても、宿舎問題は、依然として大きな問題として残るというふ

うにと思いますが、亀川駅に、平成十二年三月議会で、私は、駅前の開発といいますか、そういうものと関連をさせて、自由に裏と表を往来できるような、障害者も往来できるような、そういう跨線橋をつけた留学生の宿舍ビル、駅ビルと留学生宿舍ビルを合体させたような、そういうものが考えられないかという提案をさせていただきました。

今でも亀川駅へ行くには、新川の踏切かトンネルの手前の踏切を渡らなければ行けない。よく車で私は行きますが、障害者の方々が車イスで往来をしているので注意しながら通っている、だれも同じだと思いますが。その際、そういう提案をさせていただいたのですが、別府大学駅の問題についても紹介しました。別府大学の駅ができた当時は駅舎はなく、ワゴン車で切符を売っておりました。トイレもありませんでした。当時、私はその駅舎建設についての署名運動など、あるいは別府大学やＪＲや、当時の市にも申し入れなどをいたしまして、いろいろな取り組みをしたわけですが、結果は私の予想を越えた立派な駅舎ができました。これは別府大学が土地を出し、資金の大半を出し、後の管理運営もしているわけで、留学生のための宿舍もでき、駅舎もできた、こういう結果になっております。

私は、ＡＰＵは、もっと別府のまちづくりに対して貢献をすべきではないかというふうに思うのですね。亀川の駅前の市有地を購入いたしました、あの市有地をＡＰＵに適当な値段で払い下げるということを含めて、別府大学駅の方式で駅舎を兼ねた宿舍ビルで、前と後ろ、表と裏をつなぐ跨線橋という長年の懸案も解決する、こういう方向が考えられないか、御答弁をいただきたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

亀川駅の自由通路という御質問でございます。この件につきましては、過去るる御議論されておまして、一応ちょっとこの段階で整理をしておきたいと思っております。

亀川駅の改築につきましては地元の方、それから市がいろいろ、これは改築する必要があるということで、ＪＲの九州本社に要望を出しております。この中で、別府市は補助事業の手法とかいろいろ協議の結果、自由通路をつくることについては可能であるというＪＲからの御返事はいただいております。しかし、この分につきましてはすべてＪＲの敷地内それからＪＲの所有物件にかかるものであります。そういうことでございますので、ＪＲについて協議をして、この協議がすべて合意ができないと、私どもは動けないわけでありまして。内容につきましてはＪＲの、例えば今おっしゃいました跨線橋ですね、跨線橋をするときには道路とはしないとか、それから跨線橋と敷地が交差する部分については市が買収してくださいよと。それから、亀川駅舎にかかる分については補償してくださいよ、補償交渉、移転補償でやっていただきたい。それから高さの制限ですね、跨線橋の高さの制限。こういうものを含めまして、別府

市は一生懸命ＪＲと協議をしてまいったわけであります。

市長におきましては平成八年以降、これは大学ができるということでありましたので、平成八年以降六度、それからことしも行っておりますが、ことしを入れますと六度ということで、今の件につきましてＪＲとさらに協議を詰めております。そして、この中で協議ができない状況であるということは、ＪＲとの間において費用区分、これが全部今言ったことを別府市が受けるのであれば、それはやってください、いいですよという厳しい御返事でございます。これはＪＲさんの現状であろうかと思えます。それから施工区分とか技術的な問題で、今のところ市長もそういうことで協議に行っておりますが、なかなか前に進めない状態ではあります。

ただ、私どもも今おっしゃるようなことにつきましては、今回、前の用地も含めて取得したことでございますから、さらに私どもも都市計画としては粘り強く今の件につきまして交渉を行い、この計画が実現するように前向きに一生懸命努力しておるところでございます。

○四番（平野文活君） 市が、大学全体の宿舎問題についてどういうふうな構想を持つかということが必要だと私は思いますが、先ほどのような態度では、やっぱり第二、第三の温水地区のようなトラブルが起こるのではないかというふうに心配をしております。私は、別府市と大学側がもっと突っ込んだ協議の場をつくって、最終的にどうなるのか、どう解決するのかということの突っ込んだ協議をしていただきたいというふうに思います。また、その協議の中で資金をどう出すかということも含めてでございますが、亀川駅のそうした表と裏を自由に障害者も通れるような、そういうものを、長年の懸案を解決するということも、その中で議論をしたらどうか。もちろんそれについては地元との協議が必要だと思いますが、そういう方向を強く進めていただきますように強く要望いたします。

○市長（井上信幸君） その件につきましては、今、担当次長がお答えいたしました。これは前市政の四年のときに、西側出入口を開設することによりということを出しておりましたが、私は、平成八年からだと思いますが、ＪＲの本社に出かけまして、当時の石井社長さんをお願いをしたのが最初でございます。田中社長にかわりましてからも二度行っておりますが、まず西口のあの引き込み線を、今、西は引き込み線を余り利用していないので、あそこをひとつＪＲとして活用してくれませんか、そうすることによって西側の出口が完全にできますという話をし、あわせてこちら側も今の駅舎では、身体障害者その他の方々、御高齢の方々が非常に便利が悪いので、その辺も含めて御検討いただけませんかという話をいたしました。ＪＲの方は、今のところ赤字決算であるので少々お待ちいただきたいということでございました。先ほど

都市計画課長も言いましたけれども、「もし、おたくの方でやるならば」というふうなことも言われましたけれども、あそこを全面改修するとなると大変な金額がかかりますので、これが別府市だけでやられるものかどうか、それが妥当かどうか。しかし、将来のために、あの亀川駅前の右側にございますが、千六百坪を一応すでにもう市が購入しております。また先々にその用に供するためにということでありますので、この辺も含めて。

それで、最近になったら東別府を改修するというＪＲからの、何というのですか、計画があるように聞きました。また、太陽の家の方にＪＲの方が、亀川駅舎にはエレベーターをつけるから、その旨ひとつ了承してほしいというような話もあったといいますが、もしそれであれば、先に亀川駅を大改修していただいて、あわせて身障者向けの、また高齢者向けのそういうエレベーターをつけてほしいという方向づけに今要請をしているところでございます。これが東別府の現状と亀川駅の現状です。

○四番（平野文活君） 別府大学駅でできたことが、亀川駅でできないはずはないと私は考えております。また、その際、資金問題は当然大きな問題になりまして、それについてＡＰＵ側の何といいますか、責任という、まちづくりに対する貢献というものをはり強く要求していくことが必要だというふうに思います。いずれにしても、さまざまな問題がある。しかし、宿舍問題は待ったなしという状況の中で真剣な解決をしていただきますようお願いを申し上げまして、次の最後の問題に移ります。

井上市長の政治資金についてということで、質問をいたします。

まず第一点として、昨年十一月十日、政経文化パーティー、「別府市長井上信幸を励ます会」という政治資金パーティーが開かれました。このパーティーに市の公共事業の受注者である指名業者に一枚二万円のパーティー券が、企業規模に応じて五枚、十枚、多いところでは二十枚というような割り当てがやられました。

この件に関連をして、ある指名業者から私どもの方にこうした訴えがありました。「この不景気の中で十二万円の後援会費を取られた上に、パーティー券まで割り当てられて腹が立って仕方がない。しかし、市から仕事をもらう以上、断ることもできない」、こういうふうに言ってまいりました。いろんなところに、このパーティー券は配られているようでございますが、とりわけ公共事業の発注者が、それを受注する業者に献金を要求する。これはいかがなものか。利益誘導にもなりかねないことではないかというふうに思いますが、まずこの点についての見解をお伺いしたいと思います。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

この政経文化パーティーは、政治資金規制法第八条の二の規定に基づきまして、市内各界各層の皆様方が企画されまして、「別府市長井上信幸を励ます会」が実施をい

たしたものでございまして、この件につきましては強制はいたしておらず、市長の政治理念、市政の運営方針、就任からの実績等を評価・共感・共鳴していただいた中で購入していただいたものと聞いております。

○四番（平野文活君） 法的なことは聞いておりません。法に合致していたとしても、発注者が受注業者に献金を要求する、こういうことは強制にならざるを得ないのではないかということを聞いているわけです。第一、市長の献金の問題をあなたがなぜ答弁をするのですか。（笑声）

○市長公室長（林 慎一君） 質問に際しまして、事前にお聞かせいただいた中で、やはりその分については御説明できる分は答弁をさせていただいておるわけでございまして、この部分につきましては、基本的には先ほど申しましたように、市内の各界各層の皆様方が企画をされて、实际的に言えば「別府市長井上信幸を励ます会」を実施いたしたものでございまして、その点御理解をいただきたいというふうに思っております。

○四番（平野文活君） もう一つ、市の職員から献金を受けていいかという問題もあります。「別府経済文化振興会」という井上市長の政治資金団体がありますね。この十二年度の会計報告書を見せていただきましたが、助役、収入役また部課長などがずらりと寄附をされております。私の見たところ、合計十五人、百七十一万円を市の幹部職員から寄附を受けておりますが、地方公務員の政治活動というのは禁止をされている。政治家への寄附は、政治活動に当たらないかという問題。また地方公務員法第三十六条では、「寄附禁止」とかは書いてありませんが、「政治的行為の制限」ということ書いてありますが、寄附を職員から受けるということの法的な問題。また先ほどのパーティー券の企業への割り当てと同じように、市の職員というのは部下ですね。市長から声がかかれば断れない、半強制になるのではないかというふうに思います。しかも市長は人事権を持っている。寄附をしているか否かで人事が左右されているのではないか、こういう疑惑さえ起こるわけで、そうだとしたら「金権人事」と言わなければなりません。

こうした市の職員からの献金を今後も続けるのか、あるいは人事は公正に行われているのか、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

地方公務員につきましては、地公法第三十六条の規定によって一定の政治行為が制限されておるところでございまして。その制限される政治行為は、地公法第三十六条の第一項及び第二項に規定されておりますが、政治資金の寄附については、この中には該当いたしておりません。また解説や事例では、「特定候補者の後援団体の単なる会

員になることはできるが、役員となることはできない」とされており、また、こういったことも解説や事例で挙げられております。「政治資金に寄附することは、政治資金規制法で許された範囲内であれば可能であるが、寄附は集めることはできない」、そのようにされておりますので、今回のパーティー券並びに政治資金の寄附については、地公法上何ら問題はないと私どもは考えております。

○選管事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

政治資金規制法の授受についての制限などに該当するかどうかということで、法の面から見ますと、本件につきましては、例えば給料から控除するとか、量の制限だとかいうようなことで、公務員がするという事について何ら制限がなされておられませんので、この件につきましては適法であると考えております。

○四番（平野文活君） 私は、適法であれば何でもやっていいということにはならないと思うのですね。発注者が、受注企業に献金を割りつける、あるいは直接の部下である市職員にも要請する。これはちょっと度が過ぎているのではないかというふうに思いますが、三浦助役いかがですか。あなたは献金をされた側の立場からして、市職員にこうした、全国まれに見るのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○助役（三浦義人君） 御指名をいただきましたので、ひとつ私なりの考え方を述べさせていただきます。

政治家が政治活動を行うということは、いろいろのスタイルであろうかというように思っております。そのために国の方におきましても、政治家の政治資金の規制等に対しまして、いろいろの形で法整備がされているということも私どもは認識をいたしております。しかしながら私どもが考えるときに、やはり特に市役所で申しますと、市長と職員という関係においたときに、恐らく皆様方はそういう心配をなさるのではなかろうかというように思いもいたしているところでございますが、そのような状況にありましても、やはり当事者といたしましては、その部分につきましては、ぴしゃっとしたけじめをつけるということが必要であろうというように思っております。

私ども、これにつきましては、私の趣旨におきまして賛同させていただいて寄附をしたという点も御理解をしていただければというようなところでございます。私からは、以上でございます。

○四番（平野文活君） 市長と指名業者との関係、市長と市職員との関係、こういういわゆる利害の関係が明確な関係同士でこういうことがやられるということは、受けた方からすれば半強制になる、また利益誘導にもなりかねないということを厳しく指摘をしておいて、質問を終わります。

○三十三番（村田政弘君） 時間の配分が非常に難しいので、議長にお願いをしてお

きます。「市長の政治姿勢」というテーマでまいります、市長の答弁は最後、七、八分か十分ぐらい残して、その中で私と市長が議論をしたいと思いますので、途中の介入はお断りをしていただきたいと思います。いろんな意味で、関係者については答弁をいただきます。

まず、平成七年一月に、当時の井上市長を市長候補として推薦し、我々は一致団結して、当時の中村市政に立ち向かったわけです。「春よ来い」の合い言葉のもとに一生懸命頑張りました。おかげで井上市政の誕生ということになって、我々は当時、涙して喜んだものです。そして、御承知のように一期四年いろいろありました。ＡＰＵの誘致問題、水道料金の値上げ問題、ごみ袋の問題等々ありましたが、私は、うそを言うのが嫌いです。そこで、御承知のように選挙の直前に、市長を目の前にしていろいろ苦言を呈しました。歴史は繰り返す。本日の質問も三年半前の市長選一カ月前の質問・討論と同じ意味だと考えて、これから述べる述べたいと思います。

そこで、井上市長が反省するかしらないかは本人の次第で、私は内容について述べて、市民・県民の批判というか、「そんなことか」という点を明確にしたい、このように考えます。

今、四番議員が献金の問題を取り上げました。そこで、本論に入る前に、そこにお並びいただいております方々で市長に献金したと、私の方も名簿はわかっておりますけれども、一人一人御答弁をいただきたいと思います。いつ、どこで、だれから献金の話を聞いて、どういう方法で金を納め、いわゆる振り替えで納めたのか、事務所に持って行ったのか、だれかに言づけたのか。その点を順次御答弁いただきたいと思います。

○助役（三浦義人君） 先ほど私は四番議員さんの質問にもお答えをいたしました、私の責任において加入をさせていただき、納入をさせていただいたということでございまして、これは全職員献金をされた方、皆同じことではなかろうかというように考えております。一個一個のケースは、もう時間がたっておりますので定かではございませんので、その点につきましては、私の答弁でもしかえさせていただければという思いでございます。（「だめだ。個人個人だ。議長、整理してくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） はい、答弁してください。

○収入役（首藤廣行君） お答えいたします。

まず加入の動機であります、後援会における設立理念に賛同いたしまして、私みずからの意思で加入をさせていただきました。会費の支払いは、振り込みでさせていただきました。

○企画財政部長（須田一弘君） 振興会の趣旨に賛同いたしまして、寄附をいたして

おります。この方法につきましては、振興会から手紙が参りまして、それにより振り込みをいたしております。

○建設部長（由川盛登君） 私も、企画財政部長と同じ趣旨でございます。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

同じ趣旨で賛同、寄附させていただいております。

○生活環境部長（井上泰行君） 皆さんと同じになりますが、文書で通知をいただきまして、私の意思で判断させていただきまして、振り込みで献金させていただいております。

○三十三番（村田政弘君） 優等生ばかりですから、立派な答えをいただきました。全員がそろっておるわけではございません、退職した方もありますから。大体名簿を見ると十五名ということです。

今、四番議員の質問にもありましたが、人事権、予算権等を持った方に対しては、非常に微妙な問題があると思う。今、課長昇格は、申し込み制度をとっておる。これは、当時は全国でも有名な、ユニークな方法だと報じられたことがありますけれども、よくよく考えてみると、この献金に連動しているのではないかととられても不思議ではないような感じがする。中には、御辞退申し上げた人もあるらしい。結局は自由意思ということではあるが、十名前後の部長級、五十名前後の課長、この中の一部ということになるかと思いますが、では自由意思であるならば、何百人とおる市の平職員がいらないということは、摩訶不思議ではないか、そのように考えるわけです。

そして、我々の及ぶ限りで調べてみますと、法的には微妙だが、絡まれることはないという結論になったように考えられておる。しかし、大分県下に一つもないということが明確にわかった。同時に、全国市議会議長会に問い合わせたら、「そんな話は聞いたことがないので、研究したことはありません」と。いわゆる全国でも珍しいケースだということも、ほぼわかった。仮に国会議員が古くなると大臣になる。その大臣になった方が、自分の省内の部長、局長、課長から献金を受けるということが正しいならば、どこでも行われておると思うのだが、余り例がないということが、はっきりしておる。

そこで私は、かねがね新聞を読んでおって、大分県で一番献金の多い人は平松知事であることは明確です。その次は大分市長かなと思ったら、井上市長。三番目がたしか木下・大分市長だろうと思う。今、サテライトで問題になっておる日田の市長、九十万九千円。井上市長の三十分の一、井上市長は二千六百万円を超える膨大な金を集めている。大分市長が、人口三倍半の予算規模、それに匹敵する倍率を考えるならば、相対的には大分市長の六、七倍の金を集めておると考えてもいいのではないか。こう

いう膨大な集金力をバックにして、いろんなことが行われておる。

そこで、これからこの問題を含めて個別に入っていきたいと思います。

市長も選挙する身、きのうは、あるところの敬老会に顔を出したようです。私もときどき支持者のうちに顔を出してみますが、どこに行っても評判が悪い。「村田さん、井上市長は大丈夫かい。評判が悪いのだから」、この声にたびたびぶつかる。そこで私は、「どうしたのかい。何が悪いのかい」、以前は聞いておった。もう聞く力がなくなった。

そこで、自分なりにいろいろ研究してみました。井上市長の欠点というか、問題点を自分なりに研究してみました。そうすると、態度が横柄だ、反りくり返っておる。「そう言うなよ。俺も小さい。井上市長も小さい。だから少し大きく見せたいのだろうな」と、私は弁解したことが何十回とあります。

次は献金の問題。これは、業者間でささやかれる問題です。大分市と比較して市外の献金者を調べたら十三人ぐらいあるのですね。それから職員が一人二人ある。九〇%以上は市内の業者、職員、また個人的な支持者もおると思いますが、いずれにしてもこの不況の中で自分だけぬくぬくと金集めができる。結構次第です。集められた市民側は、大変です。いずれ市民の判断があるとは思いますが、法にかからねばいいという考え方、政治倫理。人の倫理はどうなるのですかと言いたい。警察に調べられなければならないのだと、法律は道德の最低限を規制したものが法律と言われておる。だとするならば、大変な問題を含んでおると考えるわけです。

それから、日田のサテライトの問題についても、市長は、なぜこれほど荒れておる問題をちゃんとけじめをつけないのか。これは内部事情いろいろあるわけですが、市民間では異常に関心がある。

それから、国際交流会館。あの海岸線の一等地に、あんなでかい会館をなぜ建てさせたのかということについても、かなり批判がある。これは、当初、別府市が提示した中にあの土地が含まれておったからやむを得ないわけですが、提示していかどうかの検討をしなかったのではなかろうかな。単に面積のみを考えて三カ所ぐらい提示したようだが、結果としてはあの周辺の批判をかなり浴びておるのは間違いない。

そこで具体的に入っていきますが、ある自治会で井上市長の協力者カード、署名簿が、町内の回覧板と一緒に回された。あちこちで聞いてみますと、数カ所ちらちら声が入る。御承知のように、参議院の選挙、平成十年、大分市で明野団地で自治会長、自治委員さんが回覧板で回した。このことが、ある新聞に大きく取り上げられて問題になりかけた。頼んだ側が悪いのか、回した側が悪いのか。選挙の中立性・公平性を、

著しく害するのではないかと思う。御承知のように自治委員は、非常勤特別地方公務員という看板を持っている。自治会長ならばいい、自治委員はおかしいのではないかという議論もあるけれども、別府市においては、自治会長兼自治委員が九九・九九九、百四十六町内の中でたった一人自治委員と自治会長が別になっているのがある。こういうことがまかり通るならば、別府のまちは暗やみに進むのではないか。「春よ来い」といった、あの純粋な気持ち、純粋な市民の声は、どこへやら。これを要望した要望主は、井上後援会事務局とされておる。同時に自治会長、自治委員は、住所・氏名、ゴム印で押されている。ということは、かなり大規模に話が進んでおる裏づけではないかと考えられる。だとするならば、もっとも後援会の力だけでは及ぶべきもないが、市長が自治委員会連合会あたりにお声をかけたのではないかと思います、後ほど御答弁をいただきたい。

さらに話は進んで、最近では自治会が議会に対してふんまんやる方ない。そのあらわれだと思うのだけれども、現職議員の後援会長は、自治委員、自治会長は受けないよという協議が、一部か全部かわかりませんが、なされたようです。その話を聞いたときに私は、立派なことだ、自治委員がそのくらいを自覚を持ってほしい。かつて我々は、自治委員と市会議員は兼務してはならないという条例をつくりました。その基本線から考えるならば、自治会のとる態度は立派だと思う。だとするならば、井上後援会の最高幹部に名前が出てくる人があるということは、非常に不公平だ。ましてや地方校区の役員、ほとんど名前を連ねておると思うのだが、摩訶不思議だ。市長の権力は、そんなに強いのかと疑わざるを得ない。こんなことで来春の地方選に突入するならば、何をしてもいいというようなことになりかねないが、市民・県民の御批判を仰ぎながら、さらに質問を進めてまいります。

そこで、選管の局長。七月二十二日に市長公室に通達というかお願いというか、こういうことですよと。大分の参議院の実例に照らして間違いのないよという喚起をするために市長公室に書類を送ったと聞いておりますが、市長公室は、この取り扱いをどのようにしたのか。聞き流したのか。市長直接かあるいは後援会に、こういう文書が来ていますよ、と流したのかどうか、まずお尋ねしたい。

○選管事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

前段で御質問のありました、資料を配付したかということでございますが、これは通常、議員さんそれから公職の候補者など、いわゆる年賀状や暑中見舞いのあいさつの禁止、それからあいさつを目的にした有料広告の禁止、地方公共団体が行う寄附、公職の候補者の寄附禁止などの照会が多うございまして、今回またその時期になりましたので、一応参考までに配付させていただきますということで、資料を配付したよ

うな次第でございます。

○市長公室長（林 慎一君） お答えを申し上げます。

確かに選管の方から七月二十二日付で「関係者各位」ということで資料の配付をいただいております。この問題については、内部で処理をいたしておりますが、この件につきまして、私どもが行政に來た資料を御連絡するということはいたしておりませんので、後援会の方にはこれについてはしておりません。

○三十三番（村田政弘君） 局長の答弁は、おかしいね、通常のことをしたと。だとするならば、こういう資料はなぜ添付したのか。大分の明野の実例を添付しておるではないか。たまたま回覧板で署名簿が何町内かで回った。それが七月、八月。ちょうど選管が資料を配付したのが二十二日、通常書類ですと。これが通常書類かい。参議院の明野の実例、通常書類ですか。全国にも珍しいような問題がたくさんあるにもかかわらず、もっと毅然として対処してもらわんと、市民は大きな迷惑をしますよ。自治委員だって、法に詳しい人と疎い人とあると思う。まじめな人ほど市長の言うなりになる。側溝の一つでもしてもらおう、あれもしてもらおうと思うと、市長の顔がちらつく。そんなことでいいのですか。我々は、こんな市長をつくるようなために長年努力したのではないのです。将来、「あの市長は立派な市長だったな」、市民から喜ばれるような市長を標榜して頑張ってきた。しかし、いろんな裏を読んでも、どろどろしておる。

今から私が、数字を挙げて説明します。さっき、助役や部長が「自発的にした」と、優等生の答弁だが、私はそうは思っていないけれども、警察が調べるのと違うから、あなたたちが言わない限りそれ以上押せません。けれども、実態はある程度わかっておる。先ほどの平野議員の質問ではないけれども、別府市の業者の最高額、私の知る範囲では、資料に基づくと七十二万円。これは一人が四十八万円、もう一人が二十四万。二人、同じ会社ですから、合わせると七十二万。もちろん別府市のAクラスです。別府市のAクラスは、年間四十八万クラスが大体多い。中には三十六万、二十四万、そこらが大体Aクラスの状況です。そして、有名人も二十四万、十二万、いろいろ各クラスある。そして、先ほど申し上げるように、大分市長の倍額に近い金を集めた。事務所には、ぜいたくに国会議員並みの私設秘書をずらり並べて、集金力を謳歌しておる。名前は、「別府経済文化振興会」。金を集めて文化振興、経済振興になるのですか。会の趣旨はそういうものですか。ここに会の趣旨はいただいたおりますがね。

せっかくの機会だから、もう一つつけ加えておきます。日田のサテライトに、我々が反対したのは御承知のとおりです。なぜ反対したのか。外部に向かって物申したことはないけれども、きょうは、真実を語って御批判を仰ごう。というのは、相手の業

者が、御承知の人です。別府にも大きなパチンコ屋を持っております。井上市長とは、随分長いお付き合いのようです。私は詳しくは知りませんが、聞く範囲ではかなり親しいようです。ここに、たばこを入れていると聞くのです。後ほど井上市長が弁解があれば、弁解してください。奥さんの名義で、たばこを入れている。年間数百万の利益があるそうです。私は、人から聞くだけだけれども、それ以上わかりませんが、間違っていたら、後で訂正してください。そういう話をちらちら聞くたびに、これ以上業者と市長が癒着をしてほしくないという考えのもとに、市長が絶対サテライト反対とは言えない立場は十分わかっている。当時の通産省また相手業者、わかっているだけに、我々議会が、予算で阻止するならば、議会は訴訟の対象にもならない。市長のできないことを我々がやってやろうという固い決心のもとに議案を否決した、否決側に回った。その真意が、市長には全く見えてこない。我々は、市長の助け船を出したというつもりだが、市長にしてみれば、「あんやつんじょうが、おれを裏切った。おれの顔に泥を塗った」、このように考えたのでしょうか。私の身内を――市の職員を――左遷したり、あれやこれやのいたずらをしてやる。（笑声）こっちはそんなことぐらいでびびりませんのだ。真実のことを言って市民の批判を仰いで、選挙が正しくできることを願うだけです。

まだ時間があるからゆっくりやりますけれども、最後の十分だけ残して市長の答弁をいただく。

私は、市長にささげる言葉を考えている。後で言おうと思ったけれども、もう先に言っておきます。市長は、選挙に向かって先手必勝と常に言っている。出馬宣言はしてないけれども、室内ポスター、協力者カード、パンフレット、数万枚と市内にばらまかれておる。これで出馬も出馬しないもないと思うのですが、私は、市長が大きく成長するためには、「初心忘るべからず。初心忘るべからず」。「稲は、実れば実るほど頭を垂れる」。この二つの言葉を市長にささげて、市長が反省するのか、ばかを言うな、おれはおれでやるのだと言うのか、市民がじいっと半年間見ておるだろうと思う。市長が言いたいことがあれば……。

○総務部長（大塚利男君） 課長職応募制の選考につきまして、お答えをいたします。

課長職応募制の導入は、近年、五十歳前後の職員の数が大変多くなったことにより、従来の年功序列制では課長のポストが足りないという、そういったことから、やる気のある職員の課長登用を考えたところでございまして、平成十一年度より実施をいたしたところでございます。

この選考方法に当たりましては、市内部の六名で構成する職員選考委員会におきまして、職歴評価、論文評価、面接評価及び担当部課長からの勤務評価をそれぞれの点

数で採点をいたしまして、六名の選考委員の合計点で得点の高い者より課長職に採用いたしておりますので、後援会からのかかわりというのは、全くないわけでございます。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほど御質問があった件について、お答えをさせていただきます。

自治会において後援会カードをお配りしたというような状況の中で、我々は、そういう実態については今のところ確認をいたしてないような状況でございます。

また、その自治会に市長から直接いろんな働きかけをしたとか、行政がしたとかいう問題でございますが、これにつきましては一切自治会の方にはお話をいたしておりません。自治委員さんと自治会長さん、これは自治委員は非常勤特別職でございますけれども、自治委員さんの集まりの任意の団体が自治会長でございます。この自治会においていろいろお話しされたことについては、我々もなかなかその内容については承知してないような状況でございます。したがって、現職議員さんの後援会長になるなという問題につきましても、我々、この点についてはお聞きをいたしておりません。

それから、自治会長が後援会の主要メンバーになっているのではないかということでございますけれども、これも自治委員という立場ではなく、自治会長として個人的な考え方の中でいかれている、我々はそういうふうに認識をいたしております。

○三十三番（村田政弘君） 今、総務部長さんかね、御答弁をいただいたけれども、ここにちゃんと資料を持っている、昇格の資料をもらっているから、子供をだますようなことを言っても、私の耳には入らん。

それから、今、林室長は変なことを言ったな。自治委員と自治会長は「宮本武蔵」で、両方持っているのでしょうか。それが自治委員ではなくて、自治会長の集まりと。看板を上げていますか、自治委員の集まりです、自治会長の集まりです。きょうは我々は自治委員として来ました、きょうは自治会長として来ましたと。市民から見たら、両方しか見えない。勝手なときには自治委員、都合が悪いときには自治会長。それが人間の常というもの。あなたたちもうまく逃げれさえすれば、もう一時間たてば、村田が何と言おうと、もう終わりだと。終わりにならんよ。十二月議会にさらに資料が出てくるから、今回は十五人、十三年度は三十人といううわさが出ておる。うわさで物を言うなといったって、十二月には真実が出るから。そして十四年は五十人を超えるのではないかと。十四年は選挙後だから、市民の審判の後だから間に合わない。十三年度は十月末に出てくるから、十二月には十分間に合う。それにもっと資料を集めてね。私が力説したいのは、日本全国に例がないのではなかろうかと言われるぐらい

の市の職員の献金。私に言わせるならば、もしこれが法に抵触しないという確定が出るならば、法の改正が叫ばれるであろうと予言して、一般質問を終わります。市長の答弁、あれば答弁してください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） サテライト日田の設置についてでございますけれども、溝江建設と別府市の関連と申しますのは、平成八年五月に、まずサテライト日田の設置者が日田市において日田市議会議長、または地元の四自治会長にサテライトのカタログを見せながら、またサテライト宇佐の写真を見せて、施設の状況・内容、また設置することにより地域の活性化、地域の貢献、施設の充実を説明いたしまして、同年平成八年六月十九日に、日田友田一丁目の自治会長より同意をいただきました。また、同月二十二日に日田友田二丁目自治会長より同意、同月二十三日に南友田自治会長より同意、二十八日に新治町自治会長より同意をいただきました。その同意があったからサテライトの進出ということを設置者は決めたものでございまして、その後の平成八年七月八日に溝江建設が、別府市の方にサテライト日田の新設を申し出をしたわけでございます。ですから、それまでの業者とサテライト日田の関係であります。市としては一切認知いたしておりません。

○選管事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

職員がした寄附行為が適法かどうかということでございますが、政治資金規制法の関連部分について、個人の寄附にかかる政治資金規制法、その内容について御説明申し上げます。

まず、政治資金の流れの制限といたしましては、個人の寄附に関し量的な制限、寄附の受領者が、政党政治資金団体の場合は年間一千万円、それから、一つの政党政治団体など無制限で寄附ができる。B 枠といたしまして、寄附の受領者が、資金管理団体、その他の政治団体の場合は年間二千万円まで、一つの資金管理団体、その他の政治団体につき、一つにつき百五十万円を受けることができます。

次に質的制限でございますが、寄附が、特殊な地位にある者など、寄附をすることで問題が生じやすいことを防止するため、外国人または外国法人、他人名義、匿名の寄附などの制限がされております。

次に、政治資金の公正な流れを担保するための措置として、政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一貫としてその自発性の意思に基づいて行われるべきものであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは、寄附の政治的自由の侵害にならないように、意思に反するチェックオフの禁止や寄附などの公務員の関与の制限措置などがあります。したがって、現状を聞く限り、公務員が寄附することについて何ら問題がないものと考えております。

○助役（安倍一郎君） それでは、私の方からサテライトのけじめの問題について、お答えをさせていただきます。

これまでも御答弁を申し上げておりますとおり、裁判それから国等のいわゆる動向を見守るという中で予算計上を保留いたしております市としての選択は、私どもは間違っていない、こういうふうに考えております。また、この一年間そういう状況にあるわけでございますが、設置者からの何の要請、これは一切のお話も私どもは受けておりませんで、行政として主体的な判断のもとにこの処理をしている、こういうふうに考えております。したがいまして、議員の御質問の中にありました、たばこに関する問題につきましては、これは全く私人の関係である、こういうふうに私どもは考えるところであります。（発言する者あり）

○市長（井上信幸君） 長々と大変な御質問をいただきまして、ある面では答弁漏れもあるかと思いますが、その点は御容赦いただきたいし、もうあと時間もございませんので、るる答弁をさせていただきます。

まず最初の件でございますが、一括して言いますと、法に触れることは一切しておりません。これだけは、はっきり言っておきます。

それと、パーティーの面の政治資金の面もでございますが、パーティーの面では、多くの方々の賛同を得て、そしてこのパーティーを実施していただいております。これは、後援会の皆様方がしていただいた。大変失礼ですが、村田議員さんもその中の賛同者として入っていただいているようでございます。これはひとつ御理解をいただきたい。

もう一つは、これ、ここにありますが、「井上信幸を励ます会御案内」でそれぞれいろんな方々の賛同者の御理解を受け、そして、このように後援会では、お一人お一人に御了解をとった、こういうことでございます。その上でパーティーをさせていただいたということでございます。

また、先ほどからいろいろと出ておりましたけれども、政治献金につきましてはですが、管理職応募制の実施と連動しているのではないかと、こういう質問でございました。任命権者である市長が行うことの問題ということでしたが、管理職応募制の実施時期と職員が後援会に加入した時期が、連動しているかのようなお話と、予算提案者の後援会に加入したということですが、平成七年四月に市長に初当選させていただき、市民の融和、税金の有効活用、行政改革の推進を基本理念として、別府市の活性化に日夜努力してまいったところであります。市政運営に専念するため後援会組織を立ち上げ、公職選挙法、政治資金規制法等の法の下で後援会を設立し、多くの方々が、市長としての政治理念、政治姿勢、また施策について共鳴や賛同をいただいた方

々からの寄附であり、会計責任者が、法の定めにより大分県選挙管理委員会に報告を公表されたものであります。

多くの個人の方々から寄附をいただいた中に、職員からも寄附をいただいています。が、職員は、私が市長としての市政運営に共鳴しての寄附であり、人事を有利にとかの姑息な考えでないことを、人事を預かる任命権者として到底考えられるものではありません。

また、予算提案者としても、議会の議決をいただいてからの執行であり、公平さ、透明さを堅持するために指名委員会を設置し、適正予算による公平な執行を行っているところであります。

したがって、市長の地位利用等は断じてないことと、寄附をいただいた方々、会員の方々の名誉を傷つけかねないような質問であります。必要であれば大分県選挙管理委員会での確認をされてはいかがでしょうか。このことを、答弁の一つとさせていただきます。

それに、まだまだいろいろございましたけれども、誤解のないようにしていただきたいのは、私はこれまで誠心誠意、市政運営に全精力を傾けてきたつもりでございます。中には御批判もあるでしょうし、また、その間に私に対する中傷・誹謗もたくさんいただきました。やはり政治を志す場合は、お互いそういうことも飛び交うでしょう。しかし、それを甘んじて受けながら、自分の目標に向かって行動し邁進するのが、政治家の務めだと思います。常々職員にも言っております。「皆さん、高い木を見て毎日を過ごしましょう。小さいうちには風当たりも日当たりもよくない。だんだん木が成長すればするほど風当たりも強くなれば日当たりもよくなる。そういう意味ではお互いに頑張りましょう。風当たりも強いときはじっと耐え、また日当たりがいいときはまた成長しましょう」、こういうふうについて職員ともどもに頑張らせていただいているわけでございます。

したがって、「初心忘れるべからず」、「頭を垂れる稲穂かな」という御忠告もいただきました。まさにそのとおりでありまして、私も初心を忘れてないつもりでございます。「春よ来い」で、それまで混乱した世相、別府は二分されていたねじれ現状のあるまちだったのを、「融和と調和と連帯」ということで、議員の皆様方や各御町内の皆様方、市民各位の御支援と御協力のたまもので、おかげで別府は、お互い手をつないで前向きに行こう、観光都市として外に向かって大いに宣伝活動をしよう、手をつないで頑張ろうという、こういう時期になっておるわけです。これも三十三番議員も御承知かと思います。したがって、これから先も同じ気持ちで「融和と調和と連帯」、これを一つの大きな目標にして私も頑張らせていただきたいと思います。し

たがって、お互いに選挙する身でございます。お互いに助け合い、お互いに譲り合い、そしてお互いに洗練され合って前向きにいき、別府のために何をすべきか、別府のためにどういうことをすべきか、別府のためにどういう方法があるのか、こういうことを考えていくことこそ政治家の務めだと、私は常に考えております。したがって、初心忘れることなく、今後とも批判は批判として大いに私は受け、また、私の主義・主張とするところを、また市民が、全体が望むところを、私自身邁進していくつもりであります。

今後ともひとつ、きょうは温かい御質問をいただきましたけれども、三十三番議員におかれましても、どうぞひとつ別府のために頑張ってくださいをお願いします。

それとまた、さっき身内のどうのこうの言いましたけれども、一般人事は一切、私が全体まで見えないと思います。ですから、この辺も、一般人事まで何もかも私がやっているというふうに言われましたけれども、そこまで私は手が回りません。幹部人事は、私が精査いたしますけれども、そういうことで総務部長それから人事課長に、すべてそういう点につきましては、助役を中心として人事が行われている、こういうことでございますので、どうぞひとつ誤解のないように、そしてお互いに頑張ってもらいたいと思いますので、議員の皆様方も今後ともひとつ来年に向けて頑張りたいと思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○三十三番（村田政弘君） 今るる答弁がありましたけれども、言葉と実態が違いうことだけ言って、終わります。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後零時 五分 休憩

午後一時 四分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○三十番（伊藤敏幸君） それでは通告に従って質問をしますが、項目が結構あったのですけれども、きょうは、もう水道行政一本ということでやらせていただければありがたいなと、このように思っております。

ここに入る前に、とてもいい人がおましてね。「もう、よく考えたら、あなたはあと三回しか質問できんのだから、目いっぱいやりよ」と言って、「そうだな。早くやめようかと思ったけれども、一時間しっかりやろうか」という話をさせていただきましたが、いい御答弁をいただければ、スムーズに議事運営ができると思いますから、局長よろしく頼みます。

きょうは早速ですけれども、局長、冒頭に局長としてのおわびというものがあったわけですが、私はことしの水道局の人事を見てびっくりしたのですわ。局長で

すわな、前が、それで、その後ろが藤林さん、次長だな。それで、よく答弁する管理課長の村田さん、それから、きょう座っておる工務課長の金澤さん。水道には四人の人が行っておるわけだ、市長部局から。よく考えたら、市長の思いの人んじゃない。これはやっぱり何かそれだけの期待をしっかりと担って、水道局の改革も含めてしっかりと意思の疎通を図りながら一歩も二歩も前進をしていく、そういうために宮崎水道局長になったのだらうと私は思っておった、期待しておった。期待しておったところが、あなた、最初からつまずいてどうするかだな。やっぱりあなたの場合は、モニターやらみんなが見ておる。期待もしておる。だから、やっぱり人間は――この前、三十二番議員も言った――過ちもある。私もいつも間違っただけおる。それだけれども、やっぱり水道局の事業体のトップですから、これからはますます今までの知恵とさまざまな経験を生かして、本当の意味の法規に照らす、そういうトップとしての存在感を示してもらいたいなと、こう思うのですよ。

きょうは、さまざまこの議会でも論議をされておるのだけれども、水道の全般のことについて伺っておきたいと思う、私も余り水道行政をせんのだけれども。

局長が、水道局の局長として、前任は消防だったわけだから、市長が任命して、これだけの市長部局からの優秀な人材だらうと私は思うのだけれども、派遣をしてきた。そこには何をあなたに市長は望もうとしておるのか。論議を聞いておると、財務的な部分も含めて職員とのさまざまな改革の問題とかあるけれども、もっと大きな問題もあるのではないかなと、こう思う。あなたのきょうの答弁を聞いておったら、市長が前任者に言った水道料金を値下げできんのかという内々の打診もあったとか、そういうふうに言うかと思えば、いや、これを見ていくと水道料金を上げなければ悪いかもしれんとか、わけわからんことんじゃないって言う。ぴしっとしたものが、やっぱりそこにはない。あなたは、何のために水道局としてそこに行ったのか。市長が派遣をしたわけだから、水道局のあなたの使命はこうなのだよと。そのために例えば今度の議会でも言ったけれども、経営の審議会というそういったものもあるけれども、あなた自身の水道局、長としてのやっぱりやらなければならないそういう目標というものがあると思うのだな。その辺、明確にちょっと教えてください。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

当初、私、市長から辞令をいただくときには、まず、「水道局は独立採算なので赤字を出さんようにしっかりやれ。もし赤字が出るようなことがあれば、責任とってやめんと悪いぞ」というような言葉をいただきまして、それを肝に銘じてやっております。

それで、私の水道局に対するいろいろな考え方でございますが、議会とか、あるい

は監査の方からいろんな御指摘を受けております。そういうようなのを含めまして、こういう御指摘ができるだけ少なくなるように、なくなるように、よくやっているというようにおほめの言葉をいただくようにというようにことで、全体的に精査しながら水道事業を進めていかねばならない、そういう気持ちで現在やっております。

○三十番（伊藤敏幸君） 局長、水道局はまさに独立採算で企業体ですからね。全般にわたってさまざま大きな問題があると思う。市長は政治家だ。四年に一遍選挙がある。そのときに自分にやっぱり有利な部分を市民に、自分が行政の長としてのやってきた総決算を市民にぶつけんといかん。それにやっぱりあなたがこたえていくのは、それはごく当たり前のことだわな。それはそれでいいわけだ。

ところが、今度の論議を聞いておっても、平成九年に水道料金を上げたのは、市長が発案者で上げたわけだ、議会に提案してきた。それも当初上げてきたときは、ここに書いておるように、三九・四七%以上の、例えば当初の、これはあなたは「私が出したのではない」と言うかもしれんけれども、歴史をひもといてみると、九年間も水道料金を値上げせんかったから、さまざまな事業が前に進まぬのだ。そのために水道料金を上げさせてもらおうと市長が言った。ところが、三年前、もう四年近くなるけれども、そのときの市長選挙の相手候補の公約は、「水道料金値下げします」と言って、そして市長と選挙した。それに市長が、提案者の市長がどう考えたのかわからんけれども、「この四年間、水道料金値上げできんかな」と市長が言ったという。私は、とんでもない話だと。市長が責任持って提案したやつを、「自分が、ちょっと間違っただけかもしれないので、ちょっと水道料金下げてくれんかな」なんかいうのは言語道断。何のために議会で議決を求めたのか。水道料金を値上げするということは、それなりの長期的展望に立った根拠があったはずなのだ。それを私たちは了としたわけ。市長は政治家だから、それはもう自分がいろんな選挙をする上においてはいろんなことを言うだろうけれども、しかしただけん部分もある。それをあなたたちは、理論武装でびやっと押さなければいかんわけよ。なぜ四〇%近い値上げをしたのか。「水道料金の値下げなんか、とんでもないですよ」と言って、明確に水道局の中の理論武装をあなたたちがせねば悪いわけだ。右から左から前から後ろから鉄砲の弾で打たれて、

「そうか、やっぱりおかしかったかな」なんかいうことでは、どうもこうもならん。自信を持って答弁せねば。そのために水道局にはそれなりの生え抜きの技術屋さんやら立派な方々がおるだろう。ここの議場でさまざまなことがあっても、そのことについては一個一個明確な根拠を示しながら反論するぐらいの力量、力がなくてどうしますか。そうでしょう。皆が聞いておって、私なんか議会で、議場で議決したのだ。それを値下げするのが当たり前なんかという論議に、「ううん、それもあれですけど

も、言われておりますけれども……」とか何とかわけわからんことを言う。そういうことではいかんというのだ。あのときに四〇％近い、それこそ市民に負担をかける、そういうのは承知の上であなたたちがその値上げをした以上に、市民に安全で安心を与えるおいしい水をこれからも供給できるように、ある時は見えんかもしれんけれども、地の中のやりかえとか雨水対策とかありとあらゆる、それから事務的な部分も含めて改革していきます、御理解ください、といってここに議案を出したわけだ。一〇〇％やらんと言っておりはせん。しかし、そこには大きく市民生活に密着する値上げというものを出しておきながら、この四年間でまだそれを市長以下が引きずっておるということは言語道断。あなたが、水道局長になって本当にこれを経営分析していくと、値上げせねば悪い可能性もあるかもしれんけれども、できるだけこの線で抑えていく、そういう努力をしますというのは、言葉の中だけではなくて、こういうふうに今外部も含めて内部でも協議しておるけれども、経営状況というのは、表面的な数値だけではなくて、非常に全体的なこれからの水道行政をつかさどる上においては、とてもではないけれども値下げするような状況にはありません、というような物の考え方を今から構築していかにでどうするのですか。どうですか、その辺は。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

今、伊藤議員さんおっしゃるようなこと、私も市長から直接には値下げの件について「できないか」と言われたことは特にありません。いろいろ分析する中で、このままずっといけば、将来また値上げをしなければならないのではなかろうかなというようなことがあるので、そういうことのないように、まず組織・機構から見直しをやらんと悪いというようなことも含めまして、経営審議会というのを立ち上げて外部からの意見も聞いて、そういう資料をもとに、類団のいろいろな資料を取り寄せて経営審議会にもお願いして、そういう資料をもとに計画を立てる、実施計画を立てる。その中で実施計画を立てて、その実施計画を完全に実施できるようなことがあれば、これが実施できたときにはそういう収支バランスを見て余裕があるというようなことがあれば、その時点で値下げも検討できるというようなことで、今時点で値下げとかいうようなことは、なかなか考えられないというような趣旨を以前から申し上げているのでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 当たり前だ。それを明確に出さなければ。あなたと市長と二人でこうやって話を決めたのではない。議会の議決という重みがあるのだから、その辺のところをしっかりあなたは押さえておかんとだめですよ。

それと、水道局の人事が、あなたを筆頭に決まってから、水道局の中でいろんなことがあったみたいだ、その人事のあり方にしても。こういったものが、水道局の中の

職員の士気の影響にどれだけ、職員の間に影響を及ぼすかということを心配する。あなたが今、言葉で言ったそのとおりに、あなた以下水道局の職員の皆さん方が、まさに一体となって、本当の意味のこれからの二十一世紀の水道、事業体としての一人一人の職員の責務というものにあなたは旗を振っていかなければ悪い。そうでしょう。そのために私は、あなたが行っていると思う。

そこで、従来から水道局の職員として、現業職員も含めて一生懸命頑張ってきた人とのあつれきが私はなければいいがと思っているわけよ。これからの水道行政をあなた自身がつかさどる上において一番大事なのは、やっぱり現場サイドも含めてまさに「あうんの呼吸」というか、そこが構築できれば、別府市の水道局としての大きな前進がやっぱりあるのではないか、このように私は思うわけであります。その辺をあなたももしかと心して、朝早くから、訴訟問題にまで発展するような、「許さんぞ」とか「許す」、「許さんぞ」とか、争いとかそういうことが今後一切ないように、よき大局的な見地で、一つの物事を下すときには一歩下がっていいか悪いかというぐらいは、もうあなたは長ですから、その辺のところもしっかりとよくお考えになってやった方が、私はいいのではないかと思います。

それと、これからが本題です。本来、水道料金を値上げしたときに、別府市の水道事業体とすれば、絶対にやらなければ悪いことがあったわけよ。それは、ことしの新聞にも一去年にも報道されたのだけれども一全国は当然ながら別府市の水道局としても、別府市が水道事業を給水開始したのが大正何年か……、ここに書いておるのにはな、大正六年に給水を別府市は開始してもう八十年以上過ぎておる。全国は言うに及ばず、昔は水道の本管に鉛管が使われておる。それは、もう本当の意味で仕事がしやすかったからな。また、近代的ないろんな部分もまだ開発されてなかったから、鉛管がとても重宝されて、そして別府市の、大正六年以降ずっとこういう鉛管が本管の中に、地中の中に埋設されてきた。ところが、こういう鉛管も寿命がある。だから別府市は、こういう決算書なんか見ても、漏水があっちこちまだある。それを完璧に押さえていくためには、相当難儀せねばいかん。はっきり言ったら鉛管そのものがどこに行っておるかわからんようなところもあるわけだ。そして厄介なことに、昔はよかったわけだ、それで。ところが、最近はこの鉛を給水管として使っているそのことが原因で、鉛が水道管に溶けていくわけ。鉛の有害性・危険性というものが指摘されてきたわけ、近來になって、ここ十年ぐらいに。本来なら別府市の水道局も、この鉛の問題に対して鋭意取り組まなければ悪かった。水道の水質基準というものが、日本は今厚生労働省で決められておるわけな。別府市は、当然おいしくて安全で安心して飲めるその水を供給しておるのだけれども、この水質基準をクリアできるかどうか

かというものが、非常に大きな課題になっておるわけだ。

ことしの新聞を見ると、平成十五年、来年の四月から水道本管に使われている鉛の規制が、水質基準が五倍に強化される。それなら日本の水道本管というか、水の中から抽出される鉛が溶け出したときに計測して、〇・〇五以上あったら悪いという。来年は〇・〇一以下でないと水道本管として使われんと。今は使っていないのだけれども、現実的にこの鉛の有害性・危険性が指摘をされて十年以上たっておるわけだけれども――ここからが本題な――別府市水道局は、この問題にどう対処をしてきたか。そういう危険性という認識をあなたたちは持って対応してきたのかどうか、その辺をまず最初に伺いたい。

○水道局工務課長（金澤 晋君） では、お答えいたします。

先ほど申しましたように、別府市の水道事業は大正六年に事業開始しております。鉛管は、水道事業創設開始以来昭和五十六年までに、さびが発生せず、可とう性それから柔軟性に富むという特性によりまして、給水材料として国が認めた上で広く使用してきたものであります。一方、鉛による人体への影響も古くから指摘されておりますし、水道局といたしましても強く認識しているところでございます。水道局といたしましては、昭和五十六年より鉛管の使用は取りやめておりまして、昭和五十六年以前に公道内に布設済みの給水管につきましては、鉛管をポリエチレン管に順次取りかえを行ってきているところでございます。現在のところ、すでに二万一千六百八十件を取りかえておりまして、取りかえ率は五五・六％に達しております。しかし、なお一万七千三百二十件の取りかえが済んでおりませんので、これらも引き続き積極的・計画的に取りかえを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、課長の方から答弁があったけれども、その鉛の本管については昭和五十六年以降、もう今は使っておらん。それ以前に、今あなたがおっしゃったようにずうっと別府市の本管工事、それから宅地内に引き込む。そういう鉛管が、鉛が使われておったわけだ。そういう人たち、御家庭の戸数と、それから延べ何キロぐらいあるのか。それがまだ地の中に埋まったままのだ。まだそこに水が通っておるわけだな。だからこそ早急に対応せねばいけませんよとなっておるわけだ、指導で。平成九年の水道料金の値上げのときには、きょうの本会議で市長もまた言った。「安心、安全、安定」と。この前は、「市民の命を守るためには当然のごとく」と言っておった。鉛の危険性・有害性、こういったことが私たち人間の体に蓄積されると悪いのですか。言ってください。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 鉛の有害性につきましては、子供ですね、生まれてきた新生児なんかにつきましては、鉛の有害性としまして、発育不全等を起こすと

というようなおそれがあるというように伺っております。

○三十番（伊藤敏幸君） そうだろう。鉛というのは口から入るもの、鼻から吸い込むものといろいろあるわけだ。例えば車を運転しておっても、排ガス規制なんかで今問題になっておるディーゼルでもやっぱりそうです。鉛の問題とかさまざまあるわけです。ところが、一番重きを置かなければいかんのは、私たちは別府市水道局から水をもらっておるけれども、その水道を通す管の本管に鉛がまだあるわけだ。それを例えば水質基準で厳しく指摘しておるのだけれども、今言ったように、この鉛の害というのは、体内にまず、単純に考えれば蓄積される。そして、胎児や乳幼児の知能障害などを引き起こす有害物質なわけだ、鉛というのは。この水道本管に使用される鉛を一日も早く除去するために、撤去するために、各自治体がそれなりのプロジェクトを組んで取り組んできた例はたくさんあるわけです。別府市は、こういう水道局本来、今までやってきたそれが間違いだった、よくない、これは体に。ならば、これを一日も早く撤去していかなければいけない。今の、例えば鉛ではない本管に取りかえていく。まだ数多くの五〇％以上の世帯が鉛として残っておるわけだ。その鉛を使って水を飲んでおる家庭が何世帯ぐらい、もう一回、何世帯ぐらいまだあるのか。おいしい水は当たり前のことだ。しかし、おいしいと同時に安全な水を全別府市民、給水世帯に配水せねば悪い責務があるわけだな。それをあなたたちは、きょう現在、そんなに市民の皆さんにも明らかにしてない。この鉛のことについて広報もしてない、明らかにしようという努力もしてない。私なんかから言わせたら、四〇％近く平成九年に値上げした。その大きな一つの根拠、よりどころが、市民の命を守るために、なぜそれをあなたたちは言わんの。市長にそういったものが伝わっておるのかい。市長が、きょうの議会でも、今言ったように、命を守るためには当然打つべき手を打ちますよ。「安心、安全、安定」。まさに水道局にぴたっとくるようなことではないですか。なぜこれが今までできなかったのですか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほどの件数でございますが、現在のところ一万七千三百二十件の御家庭が、御家庭と申しますか、給水管に鉛管が使われております。これを順次これからポリエチレン管等に取りかえていかなければならないのですが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、水質基準もこれから大変だんだん厳しくなっております。昭和五十年代より鉛管の水質検査は年二回行っておりましたが、平成十四年度より毎月、年に十二回というように回数をふやしまして水質検査を行っております。その結果でございますが、現在、別府市の水道水は、基準内の数値はクリアしているところでございまして、その数値でございますが、先ほど議員さんが申しましたように、現在の基準値は、

一リットル当たり〇・〇五ミリグラム以下という基準値でございます。それから、平成十五年四月一日以降におきましては、一リットル当たり〇・〇一ミリグラム以下というような形で規制は厳しくなりますが、現在のところ、別府市の水につきましては、この基準値は双方クリアをしているというところでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 今言ったように、市長、まだ給水センターの一万七千近い家庭が、まだ鉛がそのままになっておるわけだな。課長が、まさにくしくも言ったように、来年の四月からは、この水道本管から溶け出る鉛の基準が〇・〇一になる。世界的に大体同じような鉛が検出されたら駄目ですよと、基準が厳しくなってくるわけだな。それを別府市水道局は承知しながらこれまで十年間、通常の本管の布設がえ工事のときに家庭の敷地の中までの鉛の取りかえ工事をやっておった。聞くところによると、去年、この鉛の害が指摘をされて、別府市の水道局に、新聞の報道やら見てから、うちは鉛を使っておるのではないかな、心配で水は飲まれんぞとって、「取りかえてくれ」と言って水道局に取りかえを依頼した件数がどのくらいありますか。

○水道局配水課長（神田忠次君） お答えします。

一年に千二百件程度取りかかっています。（「もう一回ちょっと言って」、「答弁が違うではないか」、「ゆっくりでいいですから、もう一回ゆっくり言ってください。何もしてないわけではない」、その他発言する者あり）

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

本日の前には、数値的にちょっと確認しておりませんが、三件から五件ぐらいの件数があつたと記憶をしております。（「大分違う」と呼ぶ者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） どっちが本当かい。いいですか、基本的には水道局の取り組みがぴしっとしておかんといかんということです。たまたま報道されたそのことによって、水道局に「うちの鉛管も取りかえてくれんか。このままでは水が飲まれんではないか」と言って苦情があつたのが、今、三件から五件と言った。そんなものですか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほどの御質問の件でございますが、配水本管から取水栓という取りかえを、これは配水課で行っておりますが、これが年間に九百三十件ありました。これはちょっと後から御連絡申し上げます。それから、工務課といたしまして、本管工事に伴いまして配水本管から取水栓までの取りかえを行いましたのが、百六十件でございます。それから営業課が、宅地内の取りかえを行いましたのが、約三百八十件と伺っております。直接市民の方から新聞報道を読み、「鉛管を取りかえてくれんかな」というような直接の御質問があつたのは、先ほど営業課長が申しましたように、二件から三件

というような形でございます。

○三十番（伊藤敏幸君） そのことを私は逆手にとるわけではないけれども、市民の皆さんの意識が、それが本当だったら、これは余り市民の人は、そんなに重きを置いておらんのだから、慌ててばたばた、ばたばたすることはないわと、まさかあなたたちが判断したわけではなかろうとは思いのだけれども、今まで水道局が、この鉛の問題について広報をやったことがありますか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 先ほど申しましたように、昨年五月、新聞報道されまして、それから市民の皆様も大変関心を持たれておりまして、それから市民の皆様から問い合わせが来ているという状況でございますが、それに合わせまして、今後、我々も十分そういう市民の皆様に対応していかなければいけないという形で検討しているところでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 平成元年六月に厚生省から、給水管等における衛生対策についての通達が来ていると思うのですね。その大きな柱が四つある。そのことについて述べてください。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいますように、平成元年六月二十七日に厚生省の生活衛生局より通達が来ております。これの趣旨といたしましては、一番目が、給水管の管材の選択。これにおきましては、新しい給水管を布設するときには、鉛溶出による問題の生じない管材を使用することとなっております。それから二点目といたしまして、鉛管の布設がえにつきまして、現在、布設されている鉛管について配水管の更新を行う場合には、それに付随する鉛管を鉛溶出による問題の生じない管材に布設がえをするよう努めることというようになっておりまして、三点目といたしまして、ペーハーの改善というような形で、水道水のペーハーが低いほど鉛管からの鉛の溶出を促進することから、ペーハーが低い水道水にあっては、ペーハーの改善に努めることという形で三点目がなっております。それから四点目が、広報活動の実施という形でございまして、鉛溶出が問題となるのは、開栓初期水であり、またその他の衛生面上でも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨の広報活動を行うことというような内容でございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、四つの柱を課長が述べたけれども、別府市は平成元年から今日に至るまで、その項目について忠実に実現をしてみいましたか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 先ほども申しましたように、別府市の水道水の水質につきまして、鉛の水準基準はクリアしているという関係上、皆様方に広報活動は行っておりません。

○三十番（伊藤敏幸君） なぜせんのか。なぜせんのですか。そこが一番の問題ではないですか。鉛の流出が、これから大変な問題になるのですよと平成元年に厚生省が各水道事業体に、これからは鉛の本管を使用してはなりません。と同時に、鉛が溶け出すことのその要因となる項目について極力除去するような方向をとりなさい。と同時に、広報活動については、一般的な水質基準をクリアしても、長期不在とか水を使わなかったときとか、朝一の水とか、こういったときには鉛管濃度が出てくる。蛇口をひねったら、その中に鉛管が溶け出す量が〇・〇五以上になる可能性もあるので、これからは朝一の水については、飲むことよりも顔を洗ったり洗濯するとか、そういったものについて周知徹底をしていきなさい。このようにちゃんと指導があるわけだ。ここにおる人なんかでも、昭和五十五年以前に家を建てた人、議員さんがおるかもしれんぞ。私方は、水道のまだ鉛があって、朝一番に顔を洗おうと思ったら、鉛が出ておったらどうしようかと思う人もおるかもしれん。そういうことを広報しなさいというのだ。平成元年からもう言われておるわけだ。あなたたちは、それをひた隠しにして何も言わんわけよ。市民から直接電話があったのは三人ぐらいだ。それだけはしゃあしいから取りかえておけということで、広報活動をしておらん。そうでしょう。もっと大きいのは、この厚生省の指摘を受けて、あなたたちは度重なる会議をしながら、このことについては何ら論議をしておらん。そこが一番問題だ。ましてや水道の値上げをしたときに、これが一番大事な、大きな柱にならなければ悪いではないかと、このときに言わなければ悪いのだ、市長にも。そうしたら、市長が「いまだ、水道料金を値下げせんでいいのか」なんか言わんでもいい。大きな大ごとではないか、これは。まだ現実一万七千件の別府市の水道、水をもらっておる家庭が、鉛がまだそのままある。取り除いてあげぬといかんのだ、あなたたちは。その撤去計画、布設がえ計画を水道局は一大プロジェクトとしてやらなければいかん。そのことを言っておる。市長にもこのことは言っておるのかい。どうですか、その辺は。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 先ほど議員さんがおっしゃいましたように、ひた隠しに隠しているということではありません。別府市の水道水につきましては、鉛基準及びいろいろな水質基準でございますが、クリアしております。それで、我々もその辺で水質的にはクリアしているという形で安心しておったわけでございますので、今後、そのように新聞報道等にもされておりますので、その辺は逐次市民の皆様方にお教えしていかなければならないというような認識は持っているところでございます。（「市長に言っておるかい」、「労働組合から指摘されておるではないか、何年も前から」と呼ぶ者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） 課長あなたが言うのは、よくわかっておるのだ。別府市の

水道はおいしい、わかっておる。私も自信持って言うのよ、水道はおいしいと。先人が、一生懸命営々と築いて、今の別府市水道事業というものをやってきたわけだ。大分川から取水して、その立派な渇水期もない。別府市はお水をたくさんいただける。だれが飲んでもおいしいと思う。それを私は悪いと言っておりはせんのだ。せっかくおいしい水をいただけるのだから、もっと安心、安全な水、その水が通る管が鉛だから悪いと言うのだ。その鉛が溶け出して、蛇口から溶け出すわけだ。そのことについて別府市は水質基準はものの見事にクリアしておりますけれども、こういう鉛がまだ別府市の市民の皆さんの中で一万七千件くらい使われております。鋭意水道局は、工事のときに取りかえはしておりますけれども、追いつきません。だから、朝一番水道を飲むのは、顔を洗うとか洗濯にして、飲料水はちょっと飲まん方がいいですよという広報活動を全国の自治体、何ぼでもしておるわけよ。あなたが言うように水質が悪いと言っておりはせん。まして来年の四月からは〇・〇一、一リットル当たり鉛が溶け出す量が、また規制されるわけでしょうが。それにあなたたちは敏感に反応せねばいかんわけだろう。水道料金をいただいておるのだから、あなたたちは。別府市水道が、全部鉛をばあっと全部やりかえましたよ。全部ならいいですよ。まだ五〇%ぐらいが残っておるわけだから、このことについてあなたたちは、何ぼ水質が安全と、それはわかっておる。鉛そのものが生かっている、地中にも家の中にも。そのことについて広報して、もっと進んだ自治体は、ぴちっと区割りをして、道路部分は水道事業体が持ちましょう。敷地の中は大変すみませんが、個人の方が持ってくださいませんか。公費負担の原則というものがあまして、しかし、そのことに御協力していただければ、別府市は水道の本管を鉛から違う材質の管に取りかえますよという基本的な物の考え方を確立してないからこそ、今日までずっときているわけでしょうが。そのことに何で取り組まんのですか、と言っておるのだ。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

まず一点目、市長に報告しているかということでございますが、私になってからは、鉛管の問題では、市長には何も報告いたしておりません。

それから、今、伊藤議員さん御指摘の件でございますが、市民へのPRという面は、もう少し積極的に腰をはめてPRしてなかったというのは事実でございます。これもやはり水道局の方で基準値をクリアしていたという甘い考えがあったのかなと、私を筆頭に反省しております。御指摘のように鉛は基準値をクリアしていても、蓄積するということなのでございますので、今のところ来年の四月の基準値を、ことしの調査の結果ではどこもクリアしているということですが、だからといって安全だということはこのままということにいきませんので、まず市民に対してのPRを率先してや

らせていただきたい。

それから鉛管の取りかえ、布設工事でございますが、概算ですがあと残り四十数%ですか、それを一気にやったときには十数億、それ以上も要るということでございますので、費用の面、予算上の制約等ありますので、ことし水道協会の方に各企業体、国に働きかけてもらうように私どもも一緒に陳情して、国のいろんな機関にお願いして、できれば補助金を出してもらえばそのスピードも早まるというようなことで、私どもとしてもほかの企業体と一緒に努力はしておりますが、まずPRを市民にはすぐしなければいけない早急の問題だと思っておりますので、やっていきたいと思っています。

○三十番（伊藤敏幸君） 水道局長、それはもう当然のことであって、これからはひた隠しに隠すということではなくて、当然水道事業体としてやらなければならないことだ。内部でわかっておっても、今たまたま言ったのは予算上のこととか、さまざまなことがあるものだから先延ばしというか、平年度のペースですずっとやってきておる。これはやっぱりプロジェクトとしてやらんといかん。国はそのために、今くしくもあなたがおっしゃったような補助金をびしっと入る、しておるわけだから、本当にあなたが研究して、別府市水道局としてこの鉛管本管の布設がえをびちっとやろうとすれば、そういったものの問題は軽くクリアできると私は思うのであります。それは現実に東京都なんかは、もう実際に二百億円もかけてやったり、それから全国の自治体の例を見ても、そういうことは命を守る基本的な考えに立って、一遍にできんでも年次計画をびちっと立ててやっている行政だってあるわけ。そういったことを別府市は十年おくれて問題提起をきょうしたのだけれども、実際に全くやってないとは私は言いませんけれども、やっぱり別府市の取り組み、広報活動一個にしても、平成元年の通達すら生かされてないわけだから、それをやるためには補助金もちゃんとやりますよ、起債もちゃんとつけてあげますよというような制度ができておるわけなのだから、そういったものもしっかりと前向きにやってもらいたいなと思うのであります。

一番私が要望するのは、課長がおっしゃるように、それは別府市の水は水質基準をクリアしておるのだ。ところが、これから広報の一環として、ある自治体では、その自治体が鉛管を本管としてまだ使っているところの蛇口を公開でひねって、それを市内何十カ所かといって、何日か置いたところとか、それから通常使っておるところの鉛管の蛇口、いろんな種類に分けて水質検査をするわけだ。そういう中から、例えば来年厳しくなるであろう〇・〇一以上の鉛が流れ出ておったとか、そういったものが別府市にも可能性はなきにしもあらずなのだ。だから、検査体制もこれからは例えば別府市の水道局だけが、もうクリアをしております、クリアをしております。どこで、

どういうふうな検査をして、それが、これからはインフォームド・コンセントというか、説明と見ること、聞くこと、それからオープン、情報公開の最先端を水道局が言っていて、こういう検査体制もオープンでできますよと。そういったものも、やっぱりこれからはオープンにしていく。蛇口をひねると、何日か置いていったところとか、あるところなんかは水道局の職員の家庭を全部調査して、そして鉛を使っておる、本管を使っておる家庭をテストケースとしてやったとか、そういったものが何ぼでもあるわけだ、前向きにやろうと思えば。別府市でも百何人の職員の皆さんがおるわけだから、昔からの家、昭和五十五年以前に建った家におる人なんかでも調べて、まずテストケースでやろうと思ったら水質検査ができる。そういったやっぱりオープン性を高めて、透明性を高めて水質基準をみんなが納得して、別府市の水道は高いとか安いとかというよりも、一番うまい、一番安心であれば、全国の水道のいわば金額がどこが安い高いという論議よりも、一番おいしくて安心して飲める水を配給していただく、これは大変なことではないかと思う。そういう姿勢を述べてください。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほど議員さんが、鉛管の取りかえについては補助制度があるというようなお答えでございしますが、これは今のところ補助制度はございません。これを補助制度に確立するために関係機関に陳情を行っていきたいという形で、今、水道局はいろいろな関係機関に陳情を行っているところでございます。

それから水質検査でございしますが、水道局におきましては、水質検査、水系別に分けてまして、別府市内十四カ所を選んで毎月鉛を含む水質検査を行っております。

それで、水道局職員を使って検査したらどうかというような御質問でございしますが、これは昨年平成十三年五月にやっております。それは市内四十七カ所、水道局職員を四十七カ所分散いたしまして、朝一番の水をくみ取りまして水質検査を行っております。その結果でございしますが、水質の基準でございしますが、全部基準値をクリアしているという形で報告書を作成しておるところでございします。

○水道局長（宮崎眞行君） 国の補助事業には、この鉛管の布設がえというのは、現在のところまだ入って一課長が申し上げたとおりでございしますが、それがまず補助事業に入るように、今、陳情をやっておりますけれども、それはそれとしまして、議員御指摘のまずPRをやる。それから、うちの水道局の予算の範囲内で鉛管対策の事業として費目を別に設けてまして、予算をどれだけ配分できるかということも含めまして、真剣に今後対応していきたい、このように思っております。

○三十番（伊藤敏幸君） 課長いいですか、こういう論議が今行われておるから、あなたは今そう言っておるのだ。内部で幾ら、例えば水質検査をしてクリアしてござい

す、安全ですといえども、市民に本当の意味で、このようにして安全で安心しておいしい水が供給できているのですよといったものが、オープンにならんといけませんと言っておる。その一点を見ても、今までの別府市の水道事業体としての責務が欠けておるわけよ。ここで論議される部分は、水道局のそれこそ賃金体系がどうのこうのとか、残業手当がどうのこうの、特殊勤務手当がどうのこうの、それはいいのだ、言っても。命にかかわる部分が欠けておったら、市民は蚊帳の外ではないかと言うのだ。受益者負担で水道料金を市民の人たちからいただくわけだから、いただく以上は、より今までもベストに近い取り組みをやってきたかもしれん、私から言わせたらベストではないけれども。水道局長もそういう意味でこれから本当の意味でさっき言った十何億もかかるというけれども、今までの平年度のペースで言ったけれども、少しずつの予算しか投入せんかったのだから、このことについて一大プロジェクトを立ち上げてでもこの鉛の給水管の布設がえ計画については、ぴちっと調査をして、そしてこの取りかえ計画の策定をすべきである。それが別府市の水道料金が高いとか安いとか、また水道料金を値下げせよとかいう論議に歯どめを打って、本当の意味の、そのために別府市の水道料金を値上げしたというぐらいのぴちっとした答弁を私は水道局長に求めるわけであります。

と同時に、市長、この今私が取り上げた問題については、これはまだ現実的に五十六年以前の御家庭には、まだ本管もそうなのだけれども、屋敷内の中にもメーター周りにも鉛管が使われておるわけだ。こういったものを一日も早くやっぱり広報活動を通じて、水道局にも調査を命じて、そういう対流水の中には鉛が溶け出す要素があるわけだから、そういったものについて、いまだやっぱり別府市民に周知徹底をなされずに水を飲ませておる。こういうのは、私はいかがなものかと思うのですよ。そういったものについて市長が、ぴしっとですよ。今までのペース、平成元年に厚生省からそういう指導を受けながら手を打ってない。これはゆゆしき問題だろうと思うのですよ。このことについてしっかりと認識を新たにさせていただいて、水道局にもそれなりの手を打たせていただければありがたい。答弁してください。

○市長（井上信幸君） 三十番議員の前向きな市民を思うこの気持ちは、大変感謝して聞いておりました。

御案内のとおり鉛管にかかる鉛害でございますが、当時、水道事業にかかわるいろんな問題点として浮かび上がってきました。まずその鉛管の問題も一つでしょうし、当時三十八項目ですか、水質検査機構がございました。それをクリアしていればよかったのですが、そのうちに四十……、ちょっと定かではありませんが四十何項目、そのうちに八十二項目という非常に厳しい水質検査項目をクリアしなければならない。

逐一こういうことで水質基準のいわば非常に厳しい措置が加えられてきました。これは厚生省の通達でございます。これを一つ一つ今までクリアしてきましたけれども、今言う鉛害については、まだまだ完全なる体制づくりができてないと、今の指摘でございます。現在、水質基準はクリアしていても、将来予測の中でそういう危険性があれば、年次計画でもこれを改善していかなければならないのは、これは当然だと思います。

また、私は常々就任以来、水道局に要請しているのは、日本一おいしい水をつくってくださいよ、それは別府市からペットボトルが消えたとき、ペットボトルを市民が買わなくなったときこそ初めて、すばらしい別府市水道局の水として「日本一おいしい水」と言えるのではないのでしょうか、この旨をお願いしております。

したがって、先ほど来、水道料金の問題も含めていろいろ御論議がありましたけれども、こういう将来予測の上に立ってどうしていくのか。これは水道企業管理者を中心として今後十分に将来予測の立った年次計画を立てていただくように、私からもお願いしたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、市長から答弁をいただきました。平成九年の水道料金の値上げも、井上市政で値上げしたわけでありますから、やっぱり一貫性のある、そういう値上げして市民に負担を求めた以上は、やっぱりそれなりに井上市長が、市民にそういったものがまだ本当の意味の安心・安全という立場から、命を守るという立場から少し理解が欠けておったのではないかと思いますので、改めてこのことについてスピードアップを図って、一日も早く本管の取りかえが済みますようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○一番（猿渡久子君） 質問通告の順位に沿って、質問をしていきたいと思います。まず初めに、住民基本台帳ネットワークについて質問です。

住民基本台帳ネットワークシステムが、さきの八月五日に稼働してから一カ月余りの間に、全国で配布された住民票コード番号などをめぐってトラブルが続出をしており、大変な社会問題になっています。

政府は、九九年の国会で日本共産党や民主党、社会党などの反対を押し切って、住民基本台帳法改正案を成立させました。住基ネットをつくったわけですがけれども、今問題になっているのは、国会で当時、小渕首相が、住基ネットづくりの前提条件として約束した民間部門をも対象にした個人情報保護に関する法整備、これが実行されないまま、八月五日からネットワークを稼働させたことです。この住基ネットの第一の問題点は、個人情報保護に欠陥があり、一億二千万人の国民のプライバシーが守られないこと、第二の問題点は、本来自治体の固有の事務である住民基本台帳制度が、政

府の手で利用される中央集権的性格が強められることです。

私たち日本共産党議員団は、七月三十一日に別府市に対して、住基ネット施行の凍結延期を求める申し入れを行いました。そのままスタートしたわけです。その申し入れの際に別府市民の方からも、「このままスタートしたら、受け取りを拒否したい」という声も聞いているということをおも申し上げたのですが、実際に今、別府市民の間でも、「住基ネットは個人情報流出し、不当に利用されるのではないか」と不安の声が広がっています。今急がなければならない国民的な課題は、メディア規制や有事法制ではなく、日本社会における個人情報保護制度の確立・整備です。住民票コードの通知はがきの発送に伴って市民からの苦情や問い合わせが、どのようなものが、どのくらいあるのか、受け取り拒否を含め答弁をお願いします。

また、別府市の個人情報保護条例、これを早い時期に整備をして、情報の漏えいが生じたときには、速やかにネットの切断等の必要な措置をとれるようにすべきだと考えます。大分市では、八月一日に管理運営要綱を整備して、実施前に安全性が確保できないときには、住基ネット接続を中断することを含めて明記をしております。日本共産党員市長の東京都の粕江市では、五日からの稼働を前に、個人情報保護審議会と協議をしながら、情報の漏えい等が生じたときには、速やかにネットの切断等必要な措置をとれるように、市の個人情報保護条例、これは以前からあったものを規則を改定し、不適切な取り扱いに対する措置を明文化して対応したと。あわせて、セキュリティを確立するために、確保するために、市の住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理規定を策定しています。そして、これからは基本的人権の侵害のおそれがあるとき、情報提供の一時停止などの必要な措置を、条例を根拠として講じられるように、個人情報保護条例改正案の議会上程を準備しているそうです。

別府市の今後の取り組みについて、積極的に個人情報保護条例を整備するべきだというふうに考えるわけですが、答弁をお願いいたします。

○副議長（佐藤博章君）　ここで、ちょっとお知らせいたします。

原のバス停付近で火災が発生しましたので、報告します。消防署長が、その関係で退席していますので、皆さんに御報告いたします。（「原町か、原か」と呼ぶ者あり）原のバス停です。

○市民課長（後藤洋子君）　お答えいたします。

住民票コード通知に対する苦情の件数について、お答えいたします。

八月末現在でございます。通知書の内容の件については、四十一件でございます。受け取り拒否六十四件、そのうち直接窓口へ通知持参して受け取り拒否をされた方は九名でございます。情報漏えい不安、百四件でございます。情報拡大不安、十六件で

ございます。はがき未着二十七件、計二百五十二件でございます。

苦情等に対する対応についてでございますが、住民基本台帳法第三十条の二第一項及び第三項におきまして、「市民に対し住民票にコードを記載し、書面によりそのコード番号を通知しなければならない」と法律で規定されているため通知させていただいたことを説明し理解を求めましたが、今回の通知について情報の漏えい等の不安をお持ちの方には、住民基本台帳法第三十条の三によりまして、当初のコードを変更した番号を付番いたしまして、封書書留でお送りさせていただいておるところでございます。

総務省及び地方自治情報センターが発表いたしました緊急時のセキュリティー対策の指針では、想定される緊急事態は、不正アクセス、職員の不正行為、セキュリティーホール、安全対策の死角、外部からのシステム攻撃、コンピューターウイルス等が考えられております。この対策といたしまして、地方自治情報センターが運営する全国センターには、侵入検知装置IDSが設置され、不正アクセスや不正行為が、全国どの市町村で起きた場合もチェックし防止する機能がございます。別府市でも、八月二日付、別府市訓令第八号により、別府市住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する規定を定め、住基ネットの重要機器への障害や外部からの不正アクセス行為により本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合につきましては、ネットワーク接続の中断を含め、緊急時の対応手段を確立すべく、現在、計画を作成中でございます。

○一番（猿渡久子君） はがきの受け取り拒否を含めて二百五十二件の苦情や問い合わせがあったということで、市民の不安のあらわれだと思えるのですけれども、今、ネットの切断を含めて準備をしているということですので、早急に条例を整備して市民の不安を解消するようにすべきだと思います。

では、次の問題に移ります。障害者福祉の問題に入ります。

十月一日から障害者の支援費制度の受け付けが始まるわけですが、今までは、障害者が施設やホームヘルプサービスなどを利用する場合は、どの施設がよいかなどを市役所が決めていた措置制度だったわけですが、来年四月からスタートする支援費制度では、障害者が利用する施設サービスを障害者本人が、個々の事業所と契約をすることが必要になってくるわけですね。

支援費制度には幾つかの問題点があると思うのですが、その問題点の第一は、福祉サービスの確保は、原則として障害者本人の責任とされ、国や自治体は、支援費の助成など、あくまで第三者的なものになるということが一つ。二つ目は、在宅や施設サービスともにサービスが圧倒的に不足をしており、自由に選択できるというふうに政

府は言っていますが、それどころか、新制度発足の前提条件すら欠く現状にあるということ。第三は、障害者や家族にとって負担が増大する心配があるということです。

私たち日本共産党は、国や自治体が障害者福祉に対する公的責任を十分に果たすことを求めるものです。市として、現在サービスを受けている人たちについては、施設、在宅ともにこれまでの水準と利用料で引き続きサービスが受けられるように、負担が重くならないよう万全の措置をとるべきだと思いますが、対応について見解を求めます。

また、現状ではホームヘルパーの回数制限や時間制限があるなど、十分なサービス選択ができるとは言えません。サービスの選択ができるように、サービスの拡充が必要だと考えます。答弁をお願いいたします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えを申し上げます。

ただいま、幾つか御要望等出てまいりましたが、私たちの範疇を越えている部分もあるかと思いますが、精査・検討いたしまして、可能なものがあれば、また検討していくということでございます。

○一番（猿渡久子君） 国の整備の不足する部分は、市からもぜひ国の方に要望を出していただきたいと思います。

次に障害者計画、別府市の障害者プランについてですけれども、十五年度までの数値目標が、この障害者プランに上がっているわけですが、市民の皆さんの声を聞きますと、「生活支援施設もないし、グループホームも足りない。これでは『福祉の別府』とは言えないのではないか」というふうな声も伺います。知的障害者の方のグループホームはいまだにありませんし、「ケアつきのグループホームが必要だ」という御意見も伺います。特にグループホームについては、緊急課題だと言われております。この障害者計画に上げられている十五年度までの数値目標を達成するように急いで整備を進めなければならないと思うわけです。さらに、この計画の次の新しい十六年度からの計画をつくるに当たっては、「福祉の別府」と言うにふさわしい計画になるような数値目標を掲げて、実効性のある計画にすべきだと思います。

障害者プランの策定委員会はつくるけれども、プランができたら解散するというのではなくて、プランができて、そのプランをきちんと実行させるための推進協議会というものも必要だと思うのです。今、支援費制度になって自分で選択できるようになると言うけれども、選択するほどサービスがないではないか、施設がないではないかということが問題になっているわけですが、小規模作業所への補助金が、わずか年間百十万円、国と県と市と合わせて三百三十万では少な過ぎるという問題は、私、以前にもこの一般質問で取り上げたことがあるわけですが、「ゆうゆう」という

作業所がありますが、南幼稚園の跡地を使わせてほしいという要望も出ています。この辺あたりもぜひ検討して、障害者の方が暮らしやすい別府市にするべきだと思いますが、この障害者プランの進捗状況と新しいプランについて答弁をお願いいたします。

○ 障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えを申し上げます。

現在、別府市の障害者計画の進捗状況ということでございますが、計画期間が十年度から十五年度ということで、残り一年半ほどありますので、計画を達成しているもの、また、以上に進んでいるものもございますが、先ほど言われましたグループホームということにつきましても、計画をできるだけ進めるように頑張っておりまいます。これらの計画につきましては、おおむね達成が可能だということで受けとめております。また新しい計画でございますが、また他の計画――国・県でございますが――整合性や関係機関と調整して、また計画を策定してまいります。

○ 一番（猿渡久子君） 別府市は、全国有数というほどに障害者の数が多いわけですが、けれども、「福祉の別府」を自負するからには、別府市の職員として作業療法士とか理学療法士とかいう資格を持った障害福祉の専門職員が必要だと考えるわけです。障害者施設の方、専門家の方に聞いてみましても、「別府にも専門スタッフが必要不可欠だ」というふうにおっしゃっています。「専門スタッフがいないと、ケースの問題が積み重なっていけないのだ、今後は支援センター方式で在宅支援に国や自治体が責任を持つということが非常に重要になってくるけれども、そういう在宅が中心の福祉になっていく中で、行政と民間の施設といろんな関係機関がネットワークをつくっていく。そのためには市の障害福祉の専門スタッフはどうしても欠かせないのだ」という御意見を別府市の障害者の関係の方からも伺っております。この支援費制度になると、介護保険の場合にはケアマネージャーというのがいますけれども、支援費制度の場合には、ケアマネージャーに当たるものがないので、市としてトータルの形での支援をお願いしたい、ケアプランを確立させていく支援が求められるわけですね、市に。やはり障害者関係の方がおっしゃるには、「窓口で対応する職員自身が、障害者のケアマネジメントの従事者研修を受けるなど、部課長さん、あるいは係長さん以上の方は受けている方がいらっしゃるけれども、直接窓口で一番に市民と接する職員にもそういう研修を受けてほしい」ということもおっしゃっています。

「障害者の方は、不安を持って窓口を訪れるわけで、職員のそういう研修を積んで、障害者の方に自信と勇気が持てるような接し方をぜひお願いしたい」ということもお聞きをしておりますが、その専門職員の配置について答弁をお願いいたします。

○ 障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

専門職員の配置ということでございますが、本年四月から精神保健福祉の業務が、

県から市に移管されております。そのときに専門職員として保健師が配置されましたが、現在行っております事務でございますが、障害福祉関係の業務は、手続き業務ということがほとんどでございますので、事務職員が配置されております。また、将来的に専門職員の配置が必要だということになれば、また人事当局等に配置をお願いするということでございます。

○一番（猿渡久子君） 保健師さんの方は、精神障害者の方のために配置をするように変わったので、ことしから配置をされたということですね。それはもちろん必要なのではけれども、保健師さんに加えて障害福祉の専門家としてPT、OTというふうな資格を持った方が必要だと思いますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。内成棚田の保全の問題ですけれども、私は以前に内成の棚田で東京から見えているプロのカメラマンの方にお会いしたということを話したことがあるのですが、その方が写真集を出してしまして、これは全国の棚田を回って、六十四枚写真が載っているのですけれども、内成棚田が、その表紙になっているのですね。

この表紙になっているのは、内成の棚田の写真なのですが、非常に内成棚田は注目をされています。この棚田百選に選定されている内成棚田なのですが、先月、私は千葉県の鴨川市で行われました第八回全国棚田サミットというのがありまして、これに参加をさせていただきました。この全国棚田サミット、実行委員長は、それぞれ開催するところの自治体の長、市長さんですね、ことしは鴨川市長さんだったわけですがけれども、各地の自治体から町長さんや助役さんや、委員会視察で参加をされている議員さんや、国の農水省の職員なども参加をしていました。行政の関係者や一般市民はもちろんですけれども、大学の先生やカメラマン、農家の方やお米屋さんなどなど、多彩な顔ぶれで幅広い層の関心の高さがうかがわれました。

各地の取り組みを聞きまして、私は棚田保全の機運が、大分県は非常におくれているなということを実感したわけです。私はことしから豊後高田市の田染の荘のオーナー、ここは領土という言い方をするのですけれども、オーナーに応募をしまして、ことし生まれて初めて田植えを経験させていただいたりもしたのですが、この豊後高田市の田染の荘に東京や大阪などからもたくさんオーナーになっていますし、田植えのときなどアマチュアカメラマンなどたくさんの方が訪れます。

この田染の荘の田植えのときの写真と棚田サミットの写真を、市長初め幹部の方に見ていただきたいと思いますので、議長、許可をよろしくお願いいたします。

全国で初めて十年前にオーナー制度を取り入れた高知県の橋原町では、オーナー制度

の趣旨として、市からいただいた文書にこういうふうに書かれています。棚田というのは「千枚田」という言い方をするところもあるそうなのですが、この高知では「千枚田」というふうに、千枚も田んぼがあるということで「千枚田」というふうに呼ばれているようなのですが、「この千枚田、地域の過疎化と米の価格の総体的な低迷によりつくり手がなくなり、最近では耕作放棄田も見られるようになった。経済効率という言葉と無縁の千枚田は、存続の危機を迎えたのである。経済的行為として見た場合、千枚田における稲作はとても成り立たない。しかしながら、先達が営々とした営みの中で残してくれた千枚田、この地域文化のよりどころを私たちの代で失ってしまうのはとても悲しかったのである。この現状を幾ばくとも改善するため、都市に暮らす人々に呼びかけ、千枚田のオーナーとなってもらい、財政的な負担を負ってもらいと同時に、山村に対する理解を深めてもらおうと企画したのが、千枚田オーナー制度である」ということで、檮原町が十年前にオーナー制度を初めて企画して、ことしは十世帯の農家の方がオーナーの田んぼを提供して二十七組百五十四名のオーナーが参加をされているわけですが、二十八区画のうち檮原中学校、中学校が二区画を借りているそうです。このオーナー制度を始めたときには、担当の方が思いもしないほど多くの方々から申し込みがあって、オーナー制度を計画した人たち、その人気に戸惑ったということなのですけれども、東京や大阪などから、遠くからの申し込みもあります。ここのオーナーは、荒起こしとかあぜ塗り、代かき、田植え、草取り、水の見繕いなどなど、田植えや稲刈りだけではなくてあらゆる行程を経験するということで、応募資格というところにこう書いているのですが、「田んぼへ足を入れて稲をつくる意欲があること。自然と向き合う勇気を持っていること」、括弧書で「冷害や台風があってもお天道様には文句が言えません」というふうに書いてありまして、ここは四万十川の近くですので、「清流の四万十川に敬意を払って、オーナーの会費は年間四万十円」ということになっているそうですけれども、この資料の中に、「オーナー不在時は、お百姓さんが田んぼの面倒を見てくれます」、括弧書きで「面倒を見てくれるからといって、任せ切りではオーナー失格です」というふうにあるのですが、私なんかは任せ切りでオーナー失格のオーナーだなと思ったのですが、こういうふうな取り組みが、今全国各地に広がっています。

岡山県の中央町では、町の条例をつくってオーナー制度に取り組んでいますし、私が以前紹介したことのある福岡県の浮羽町では、棚田を舞台にして今、NHK福岡がハイビジョンでテレビドラマの制作をしているそうです。先日、市長の方からも「湯けむり」のことでドラマの誘致云々という話がちょっとありましたが、先週の土曜日までロケが行われていたそうなのだそうですけれども、「浮羽少年たちの夏」というタイト

ルで十一月に放映されるそうで、総合テレビでゴールデンタイムの七時半から七十三分間、まずは九州・沖縄地域の放送、その後BSで九十分編成で全国放送があるそうです。

宮崎県では、県として国土保全奨励制度を提唱して、その実現に取り組んで、全国シンポジウムを開いたり、森の民宿などを整備したりと、いろいろな取り組みも行っています。

日本の原風景であり、自然のダムとしての治水機能、多様な生物が生きる生態系を守るという意味でも、何百年も前から何代もかけて苦勞を重ねて築いてきた文化財としての価値からいっても、また安らぎを提供する場として、観光資源としても、今非常に注目されているのが棚田ですが、海外でもインドネシアなど、「ライステラス」というふうに呼ばれていますが、棚田が観光にも生かされています。

別府の観光動態要覧、この資料をいただきましたが、これを見ると観光客の総数としては、バブルの時期に近いところまで回復をしていますね。でも、その三分の二が日帰り客で、宿泊客が年々減り続けているわけで、修学旅行のお客さんなどは、四十年前には百四十三万人近くいたのが、去年はわずか七万五千人と、もうけた違いに減っていますし、マイカーのお客さんが六割という状況の中で、どうやって別府に泊まっていたかお客さんを確保するのか、それが非常に大きな課題と思うのです。それには、汗まみれになって、泥まみれになって働いていただいて、その後、別府温泉にゆっくり入って汗を流してください。そして、おいしい棚田米を食べて帰ってください。こういう棚田と温泉をセットにした作戦はいけるのではないかと私は思うのですね。体験型の修学旅行に棚田を生かすということも、将来的には考えていいと思っています。

国際観光都市を自負する別府市が、この四十二ヘクタールもある内成棚田、全国有数の規模を誇る棚田ですが、これを保全して将来的に観光に生かすという、これを見過ごす手はないと思うのです。農家の方が高齢化で、どこの田んぼも本当に御苦勞をされていて、「うちの田んぼも、もうあと二、三年かな」というふうな状況を皆さんからお聞きをします。あと五年もしないうちに耕作放棄田がさらにふえて、本当に棚田がだめになってしまう。このまま放っておいたらそういうことは目に見えているわけで、農家の方だけでは限界です。農家の方からは、「これ以上どうしようというのかい」というふうに言われます。地元任せではなくて、地元の方の理解を得てオーナー制度やボランティアを活用するなどして保全していくべきだと考えます。

また、棚田保全の啓発のためにも全国棚田サミットを別府で開催することも検討してはどうかと思います。また、ウォーキングブーム、健康ブームですので、別府でも

ツーデーマーチなど開催されていますが、内成棚田でウォーキングツアーを開催することができないのかなど、できるところから取り組んでみてはどうかと考えるわけですが、当局の考えをお聞かせください。

○副議長（佐藤博章君） 報告いたします。

鶴見二組民家火災、十四時十三分に鎮火しましたので、御報告いたします。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

ただいまお話がございました棚田サミットまた棚田のオーナー制ということでございますが、まずサミットの方でございますが、この棚田サミットにつきましては、全国棚田連絡協議会という団体がございます。その団体が主催で行っております。したがって、まず基本的にはこの団体に加入ということになります。会則を見ますと、自治体の正会員につきましては、年会費が三万円とか、団体については三万円、個人については一万円とか、もろもろのそういう規定がございます。そういったことで、まずこういった連絡協議会に加入をして、全国的なそういう動きだとか、その中身の勉強だとか、そういうものをまずしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

また内成の棚田につきましては、我々もこの内成の棚田は、全国的に見ましても、本当に有数な棚田だというふうに思っております。実際に田んぼの数を数えましても、「千枚に近いのではないか」というふうに地元の方もおっしゃっておりました。私も、部長と一緒に現地を見たときも、大変すばらしいものだというふうに思っております。

ただ、このすばらしい棚田を、では今後どうするかにつきましては、やはり基本的には内成の地区の方々が、自分たちの棚田を守るのだということの、そういう意思の疎通といいますか統合をしていただく、そういう必要があるのではないかということで、一昨年来、県とも協力をしながら、「村一、〇〇〇プロジェクト」というのがございますが、そういったプロジェクトの中でこの内成の棚田の問題を取り上げて対応してきたわけでございます。その結果、昨年十二月に「内成の棚田を考える会」という会の発足にこぎつけまして、今後、この会を通じまして内成の棚田の保全に尽力をしていきたいというふうに思っております。

それから棚田のオーナー制でございますが、御指摘のように現在の農村を取り巻く状況は、大変厳しいものがございます。特に後継者の不足それから高齢化のこういった問題、こういうことで特に一番農業の生産の中で厳しい棚田の農作業といいますか、こういうものを今後どういうふうにするかという問題の中で、やはりこのオーナー制というのはいろいろ考えられているわけでございますが、もう一つは、いわゆる観光面でも現在いろんなところで取り上げられております。インターネットで調べますと、

全国で約二十四カ所こういう制度をとっているところがあるというふうになっております。

先ほどの福岡県の浮羽町の例でございますが、一つのグループで年間四万円の会費をいただいて田植えとそれから稲刈り、この二つの行事には必ず参加していただく。できたお米を年三回給付、またお米だけではなくて、その地区でとれました農産品の加工品等もお送りする。そういう交流の場を設けながら農業に対する理解と協力を得るというふうに聞いております。

また、このオーナー制でございますが、御指摘のように最近では、こういう山間部につきましては、人口の減少が大変激しいわけでございます。これは大分県だけではなくて全国的にもこういう傾向は見られます。そういうことで人口が減るからこの地域はだめなのだとか、そういうことではなくて、逆に外からの人口、先ほど申しましたようにオーナー制だとかグリーンツーリズム、そういう思想のもとに外からの人口を入れる、いわゆる流動人口をふやすことによって地域の活性化を図るということもいろいろな地区で行われているというふうに聞いております。

今後この棚田の問題につきましては、我々といたしましても前向きに積極的に、また地域の人たちとの協力のもとに推進してまいりたいというふうに思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

この棚田を観光面ということで生かせないかということでございますが、棚田の観光面での活用としましては、これまで宣伝用の素材としてPR番組に紹介してまいったこともございます。また体験学習、これは修学旅行誘致に関しまして、こういう体験学習をやはりやらせてもらえたと、これの誘致に向けて努力してまいりたいと思っております。

それから、今後のウォーキングツアーとかツーデーマーチ、こういうことでございますが、ことは間に合いませんが、ツーデーマーチに関しましては、来年、開催事務局であります観光協会の方に提言したいと考えております。

○一番（猿渡久子君） 今、出張旅費もかなり減らされているようなのですが、市長、ぜひ出張旅費をつけてこの棚田サミットに参加するとか、先進地に出張に行って学ぶとかいうこともぜひしていただいて、全国の進んだ取り組みを視察し学んでいただきたいと思うのです。この全国棚田連絡協議会に別府市として入会をして棚田サミットにも参加していくということも行っていて勉強をしていただきたいと思うのですが、市長いかがでしょうか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど担当の課長から、それぞれお答えいたしました。この問題につきましては、

観光資源として、さらには日本の原風景としての保存に取り組みたい、このように考えておりますので、今後、内部協議した上で積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○一番（猿渡久子君） では、次の問題に移ります。教育の問題ですが、先日も学校の耐震化ということで耐震対策について若干質問があったわけですが、先日の質問で、二五％の耐震補強済みの施設だというふうな答弁だったわけですが、高校を含めた今後の耐震化、避難所になっている体育館も含めて耐震化の整備を急いで進めていかなければならないと思うわけですが、今後の計画をどういうふうに考えていますでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

現在、小学校、中学校については、大規模改造に合わせて耐震補強も行っているわけでございます。公共事業費の削減――国の予算ですが――の影響を受けまして、昨年につきましては一三・七％の減額となっております。来年度につきましても、減額ということで聞いておりますが、一応今後も高校を含めまして計画的に改修を行っていききたい、そういうふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） 私たち日本共産党としても、こういう学校や福祉施設などの公共事業というのは優先するべきだ、むだな公共事業をなくして、こういうところこそ力を入れるべきだということを言っているわけですが、市としても国の方にも働きかけて、毎年一棟と言わずに年次計画を立てて早急に整備をするように要望いたします。

学校のクーラー設置に関しましても、先日、議案質疑で若干質問がありましたが、南小学校に限らず、すべての学校に対して計画的に年次計画をつくって、来年度からでも年次計画をつくって幼稚園を含めて整備をするべきだと思います。クーラーだけでなく、もうすでに暖房がついているところというのは多いので、クーラーということが文部省から出てきたわけですが、別府は暖房ありません。子供たち、ジャンパーを着て授業を受けていますね、冬の寒いときなんか。しもやけができたりするわけですが、東京から引っ越してきた方が、子供が「学校が寒いから嫌だ」って言ったら、お母さんが、「何言っているの、暖房があるでしょう」って言って、暖房があると思っていて、ないことにびっくりしたのだというお話を伺ったことがあります。暖房についてもやはり設置をする方向でぜひ進めていただきたいと思います。障害児のクラスや低学年を優先にして、ぜひ進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

議案質疑でもお答えいたしました。補助要綱等が、まだこちらの方に参っておりません。報道されている範囲でいきますと、普通教室に設置する場合、それから空調の方式が夜間電力の活用型である、それから設置費用の三分の一を補助するというふうになっているようです。別府市の場合、この対象になるものとしましては小学校、中学校それから高等学校合わせまして、普通教室だけで三百以上あります。これにまだ職員室とか加えますと約千百の教室がございますので、多額の経費がかかることになります。実際には三分の二、一般財源として持ち出さなければならないということもありますので、関係課と協議しながら設置する方向で検討していきたいと考えております。

○一番（猿渡久子君） 幼稚園を含めて来年度から年次計画をつくって設置をすべきだと考えますが、教育長はいかがでしょう、答弁をお願いいたします。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、担当課の課長が説明いたしましたように、まだ詳細について全然こちらに来ていないわけです。それを見ていかないと、今、軽率にちょっと物を言えませんので、気持ちとしては今、課長が言ったことと同じことなのですが、詳細なことがわかりましてから、具体的に作業に入らせていただきたいと思います。

○一番（猿渡久子君） では次の問題の児童福祉の問題、保育行政の問題について質問をいたします。

一番目の子育て支援センターの増設の問題については、議案質疑で行いましたので省きます。

児童館、児童センターの設置をという問題、私はこれ議員になる前からずっと取り組んできている問題で、この議会でも何度も質問をして、早期の設置を求めてきたわけですが、新聞報道では、光の園白菊寮に児童館ができるというふうな報道なのですが、これは具体的にもう決まっているのでしょうか。具体的にどうなっているのかということと、この別府がつくったエンゼルプランですね、これは要約版で子供たちが学校から持って帰ったりしたわけですが、これには十七年度までに五カ所という目標を達成するという具体的な計画が上がっていますが、この具体的な準備はどうなっているのか。学校五日制がスタートして必要性がますます高まっている中、早急に整備をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童館につきましては、さきの六月議会でもお答えをさせていただきました。別府市に一カ所あります別府市児童館、これが昨年度の実績で約二万一千七百名の方々が利用されているということでございます。そうしたことで、この児童館の役割という

ものは、子育て支援また児童健全育成にとって大変重要だということを認識いたしております。エンゼルプランにおきましても、平成十七年度までに五カ所の設置、残り四カ所でございます。そうした中で私ども、公立保育所の再編計画ということにより、南部、北部、西部地区に保育所を含めた拠点施設という計画がございます。そういうことで現在、県とも行政、私どもが設置をする分について検討をいたしております。

新聞でありました光の園白菊寮の児童館ということでございますが、これは本年度、白菊寮の方で養護施設の建設を第一期工事として着工しております。二期工事として平成十五年度、保育所、現在地から今養護施設のある位置に建てかえ、それとこの児童館につきましては、県が委託いたしております子供家庭支援センター、「ビューティフルスマイルセンター」といいますが、この二階に児童館の建設計画ということが出ております。私どもも、市としても、やはりすべて行政でやるのがいいのかどうか、一つもしくは一、二カ所は民間活力といいますか、民間の力を借りて設置するのもいいのではないかという考え方を持っております。この計画につきましては十五年度ということですので、まだこれは決定ではございません。県へ市の意見として要望はいたしておりますが、まだ国の補助事業等の関係もございしますので、これは決定ということではございませんが、そういう方向で市としても県の方へ要望しているというのが実態でございます。

○一番（猿渡久子君） 白菊寮の児童館についても喜ばしいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますし、私たち、「児童館をつくる会」をつくって署名活動をしてから、署名を提出して七年余り経過しているわけですね。その当時小学校一年生だった子供さんが、もうすでに中学二年生になってしまっているのです。子供たちは年々年々大きくなっていきます。そのときに署名をしたお母さんたちは、今いる自分たちの子供に間に合うように早く児童館が欲しいという思いで署名をさせていただいたのですね。早くしないと、我が子のために欲しいという皆さんのその思いにこたえられないわけで、ぜひ早急に整備をしていただきたいと思います。

次の放課後児童クラブの拡充の問題ですが、校区によって市の施設や学校の空き教室で行っているところもあれば、そうでないところもあるし、いまだにないところさえありますね。保育料も千五百円から一万円ぐらいですか、大変額差が大きいし、厳しいところでは、夏や冬に保護者の方から臨時徴収をしないといけないというところもあるそうです。学校五日制がすでにスタートして、不況の中でほとんどの家庭が共働きという、こういう状況の中にあるにもかかわらず、いまだに児童クラブがない学校があるということ自体がおかしいと思うのですね。私たちも児童館の運動をしてきたのは、もちろん目の前にいる子供の状況がだんだん大変になるということもあるし、

学校五日制を見越して運動してきたのですけれども、行政の対応、五日制がスタートするということがわかっているのに非常に取り組みが遅い、後手だと思うのです。エンゼルプランには、十七年度までに二十カ所というふうに明記をされていますが、保護者の方から、「市話を聞くと、市がきちんとつくってくれるのかと思ったのだけれども、そうではないのか。保護者任せではおかしいではないか。市が責任を持ってきちんとつくって運営をするべきではないか。南の児童館は、児童館の中にある児童クラブは市の施設で、市が責任を持ってやっているのに、格差が余りにも大きい、南の児童クラブのレベルにほかのところも引き上げてほしい」というふうなお話を伺っていますし、今はもう本当に変質者がふえていて、子供たちにも「気をつけなさい」というふうに学校から連絡があったりするわけですが、そういう子供の安全を心配する声というのも非常に高まっています。早急に全校区に市の責任で設置をするべきだと考えます。

また、この児童クラブのことで保護者の方が一番心配をされるのは、指導員さんの身分保障の問題なのですね。保険もないし、夏休みはクーラーもない暑い中で一生懸命子供たちの世話していただいても、ボーナスも出せない。退職金もどうなることかわからないというふうなことで、親にしたら本当に申しわけない気持ちになるわけです。若い男性の指導員さんが、ある児童クラブで働いていたことがあったのだけれども、非常に意欲もあったのだけれども、そういう不安定な状況では、安い給料では結婚もできないしということで、続けたくても続けることができずにやめてしまったというふうなこともあったそうです。きちんとした職業として自立できるような身分保障をするべきで、保護者の方からも、「市で指導員の保険を含めた形での何らかの援助をしてもらいたい」という声もお聞きをします。

施設の面では、クーラーがないところも多いのですが、ことしの夏休みにある児童クラブでは、猛暑のために一年生の子供さんが、ぐあいが悪くなって救急車で病院に運ばれたということもあったそうです。この児童クラブでは、二年前にもクーラー設置を要望していたということなのですが、このクラブに通っているあるお母さんは、児童クラブに行ったらぐあいが悪くなるから休ませて家で過ごさせているのだと、夏休みの間。お母さんが、昼休みに一回帰って子供さんの様子を見たりして何とか過ごしたというふうな家庭もあったというふうにお聞きしているのですが、これでは児童クラブの意味がないのですよね。クーラー設置については、工事費は市で持つが本体は児童クラブで出すというふうなことだそうなのですが、これではクーラーを買う予算がない児童クラブではつけられないということになるのではないかという声もお聞きします。六年生まで受け入れられるように制度が変わったのですが、そうはいって

もスペース的に狭いから実際は無理だというふうな声もあります。このような声にこたえて児童クラブの増設と充実を急ぐべきだと思います。エンゼルプランの基本理念として、「安心して子供を産み育てられる社会環境」が一番に挙げられている、この表紙にもそういうふうに書いてあるのですけれども、実践していかなければならないと思うわけです。

ちょっと時間の関係で保育サービスの拡充もあわせて質問したいと思いますが、不況の中で雇用の問題が本当に深刻ですけれども、特に母子家庭のお母さんからお聞きをするのは、子供が病気をして仕事を休んだら、仕事を首になってしまったということをよくお聞きをするのですね。なかなか母子家庭が自立ができないわけです、これでは。小さい子供を持つ女性が雇用の場をきちんと確保するためには、各種の保育サービスの充実が欠かせないわけですが、エンゼルプランには病気回復期保育とか乳児保育、障害児保育、休日保育などなど、保育サービスの拡充の目標値が上がっています。早い時期に実施をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

あわせて、ファミリーサポートセンターが、大分市で七月にスタートしたそうですが、別府でも実施をするべきだと思います。残業や出張や、子供が病気の時など困るということで、もう一人子供が欲しいけれども、なかなか産めないというふうな状況も多いと思うのですね。そのときに、やはり頼りになるファミリーサポートセンターがあれば非常に助かるわけです。エンゼルプランにもそういう声を裏づけるアンケート結果があるわけですが、ファミリーサポートセンターの設置についても早急に進めるべきだと思います。答弁をお願いいたします。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず放課後児童クラブについてでございますが、この計画でございます。昨年度までは十校区十一カ所で行ってまいりました。今年度になりまして五月一日、西幼稚園で開所、それから七月一日、南立石幼稚園で開所いたしております。この開所につきましては、教育委員会を初め学校長さん、または先生方、そしてPTAの役員の方々の理解をいただく中で開設ができたわけでございます。議員さんが「早急に」という御要望もわかりますが、やはりこの受け皿的な部分、市が直営でどうかという部分、これはいろんな今後のことを考えますと、やはり私どもは、委託方式が一番望ましいという考えを持っております。そういう中であって、今後の児童館建設等についての中での放課後児童クラブの設置等については十分考えてまいりたいと考えておりますし、設置できてない箇所につきましても、来年度開所に向けて、また関係課と現在協議をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、二点目の指導員さんの処遇等でございますが、やはり議員さんが言われ

るように大変、なかなか十分な処遇で働いておられないということは私ども伺っておりますが、私どもも会計といいますか、実績報告等を見ながら、私ども改善できる部分については改善をしていただきたいということで、クラブの方にも要望をいたしております。

それからクーラーの設置でございますが、今年度、教育委員会の御協力をいただいて公立の学校・幼稚園で設置をしているクラブにつきましては、工事をしていただくようになります。今後ともやはりクーラーというのは、非常に今温暖化という中で、夏休みのこの児童クラブについてはございませんので、必要なものというふうに考えております。設置につきましては、器具については、やはりクラブで負担をしていただくというのも、これは民間の施設で運営をしているクラブについては、それぞれがやはり設置をしているというところから、そういうお願いをしているというところでございます。

それから、保育サービスの充実ということでございますが、私どももこのエンゼルプランに沿って実施をしてきているところでございます。今、先ほど言いました病後時保育等につきましても、新年度に向けての実施ということで、現在検討をいたしております。

またファミリーサポートセンターの設置につきましては、大分市がことしの七月に開所いたしました。別府市におきましても、そういうサポーターの方々につきまして、山田教育長さんの御協力で財団法人二十一世紀職業財団というところで、ことし七月に保育サポーターの養成講座を実施いたしました。現在、三十三名の登録者がおります。こういう方々につきましては、二十一世紀財団を通してその役割を担っていただいております。別府市におきましても、今後新たな児童館、またそういう支援センター等を設置いたしますので、あわせてその中で活用できれば設置をしてまいりたいと考えております。

○一番（猿渡久子君） 病後時保育は、来年度実施に向けて準備をすると、ファミリーサポートセンターについても、養成講座などを開いて準備をしているということで、早い時期に実施ができるようお願いをしたいと思います。

放課後児童クラブについては、西と南立石がことし開設をしたものについては、幼稚園の場所を使っているということなのですが、以前から幼稚園あるいは小学校の空き教室を使わせてほしいというふうな声が多かったのですが、なかなかその辺のところは難しい状況があったりしたという経過もあるわけですが、今後、やはり子供たちが一番安全に過ごせる、学校から帰りに道を渡っていかなければならないということが不安だというふうなことも、外にあるところではあるわけで、学校に児童クラブを

設置するということについて、ぜひ進めるべきだと思うわけですが、教育長はいかがでしょう。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

実はその件につきましては、昨年度から児童家庭課の課長と一緒に市内の小学校をずっと見て回りました。使えそうなところはできるだけ使っていこうということで、その学校のー小学校ですがー校長さん、それから幼稚園の主任さんとか、幼稚園、小学校の空き教室、それから部屋がどこか使えるところはないかということで相当探し回っているのが実情でございます。今後ともそれは探していかなければならないと思いますが、それは御指摘されるまでもなく、児童家庭課の課長さんとは一緒に、何とか一つでもたくさんふやすように、その方向で今取り組んでいるところでございます。

○一番（猿渡久子君） 保育行政というのは、いかに別府の活性化を進めるかというところで、若い人が定住する、あるいは子供を産み育てやすい環境づくりということで進めるということは、活性化にとって非常に大事な問題だと思いますが、市長、一言お願いいたします。

○市長（井上信幸君） 一番議員さんの御要求・御要望、すべて満足させてあげたいのですけれども、何せまだまだいろんな問題点、あらゆる要求・要望事項がわんさと来ています。したがってそれぞれに議員さん方にも要求・要望がございましょうし、また、市民の隠れたところにも要求・要望がございます。その辺も踏まえて極力全体を見渡しながら行政運営をさせていただきたい。

もう時間ありませんが、当初、児童館についても七年前、最初に十一番議員がこの前も言われましたし、また二十三、二十四番議員の方からも、福祉行政についてということで児童館の要望がございました。それからこの児童館ができ上がっていったわけですから、この辺もひとつお考えいただきまして、でき得る限り前向きに検討させていただきたい、このように思います。

○副議長（佐藤博章君） 先ほどの三十番・伊藤議員の発言で、一部不適切な表現があり、これを訂正いたしたい旨の申し出がありましたので、御了承願います。

休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十五分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○二十四番（原 克実君） いよいよ一般質問も私を含めてあと三人でございます。お疲れとは思いますが、今しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

まず、今回の一般質問の冒頭に、市長初め市長部局に大変お礼を言いたいと思います。

ことし三月に介護保険の問題で第二段階、今回、軽減措置をしていただきまして、そのときに幅広くセーフティネットを広げてほしいということで、第一段階の保険料の軽減を申し出ておりましたところ、今回、その第一段階の軽減措置を十月一日から受け付けて、ことしの四月にさかのぼって実施するという答弁をいただきました。大変ありがたく、お礼を申し上げたいと思います。

今回、私も最後の方になりましたから、だんだん範囲が狭められて重複するものも出てきますので、若干内容が、少し順番が入れかわる可能性もあると思いますが、議長あらかじめ御容赦いただきたいと思います。

まず第一点はエンゼルプラン、子育て支援計画、この一点について質問をしていきたいと思いますので、的確なる説明をお願いしたいと思います。

このエンゼルプラン、これは別府市における少子化対策の具体的な対策としてエンゼルプランが、平成十三年から十七年度ということで五カ年計画で実施されるわけですが、この計画を推進しました私ひとりとしては、この件は大変喜ばしいことだと思っております。このプランも今年度で二年目を迎えたわけですが、策定審議会の答申を受けてから実質はまだ一年ぐらいいですね、一年ちょっとたっているかたっていないか、そのぐらいしか経過をしてないわけですが、この計画を進めるに当たって、今後、当局としてはどのような考えを持っておられるのか、その点から第一点お尋ねしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

このエンゼルプランにつきましては、議員さんが言われましたように、昨年十月に策定を完了したというわけでございます。今後の計画等もございしますが、平成十二年五月に、私ども、このエンゼルプランにつきましては実行性のあるプランということで、全庁体制で取り組むという基本から入っております。審議を重ねる中におきましても、市民からの需要につきましては、議員さんからもこれまで御提言をいただきました認可保育園の助成であるとか、また子育て支援センターの設置を初めとして誕生祝い金制度の創設、ブックスタート事業、こういう部分を取り組んでまいりました。このエンゼルプランにつきましても、策定の趣旨を尊重しながら関係課と十分協議をして、実態に即した施策で取り組んでまいりたいと考えております。そして、この計画によりまして、「別府が子育てしやすいまち」と市民の方からそういう評価をいただけるように、一つ一つ着実に実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

○二十四番（原 克実君） 大変ありがとうございました。このエンゼルプランの目標に向かっていくということは、これは大変な作業だと思います。しかも民営化も含めて、これは児童家庭課を初めとする全庁体制で今回は臨んでいくと私は思っておりますが、これが当初の目標に向かって推進していただくことを切に要望したいと思います。

ただ、ちょっと私が、このエンゼルプランで懸念があります。といいますのは、今回私が一般質問でエンゼルプランということで通告をさせていただきました。その中でヒアリングといいますか、打ち合わせに来たのは児童家庭課だけなのですね。これは当初、このエンゼルプランというのは、何が本来の目的で目標だったか。これが私は、全庁体制をとりながら、その点が希薄な感じがするわけですね。ですから、例えばさきの十三日の公園緑地課の児童公園のことにつきまして、るる質問がありましたけれども、やっぱりそのあたりの認識、行政がどういう形でこのエンゼルプランを推進していこうかという認識が、まだまだ薄いのではないかと。二十一番議員も言われておりましたけれども、児童家庭課が、一番真剣に取り組んでいる。民営化も含めて、そして今回のエンゼルプランについても。これは、やはり児童家庭課は、課長は本当は正直言って、「ほめ殺し」というわけではないけれども、これは本当に私は真剣に取り組んだ結果、今のエンゼルプランが推進し、民営化が遂行されていると私は思っております。これは、座長はだれだったのですかね。よくわかりませんが、やはり教育委員会とかさまざま、これは保健医療課ですか、さまざまな各分野が協力をしなければなし得る計画ではないと思うのですけれども、課長、このエンゼルプランを答申をするに当たった経過、全庁でどういう協議をされて、どういう答申がなされたのか、その点を短くちょっとひとつ教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、エンゼルプランの策定に当たりましては、平成十二年五月に別府市エンゼルプラン策定準備委員会と、これは関係十課の課長で構成をしたものでございます。また、それと同時に、この策定準備委員会検討部会、これは十一課の実務担当者十三名で構成をし、これまで七回の会議をする中でエンゼルプランの素案をつくりました。これを昨年の四月、別府市エンゼルプラン策定審議会に素案として示したという経過でございまして、それぞれの関係課に、課の属する子育て支援、こういう部分について素案をまとめたというところでございます。

○二十四番（原 克実君） そうですね。ですから、本来、このエンゼルプランを推進するに当たっては、各課もそれだけのやっぱり意欲を持たなければいかんのですね。それで私がエンゼルプランと質問通告したときに、ほかの課は、「私のところには何

かないのでしょうか」という提示は全くなかったのです。本来、私は、医療保健それから福祉健康保健部のいろいろを含めて、まだほかにも質問したいことがあったのですけれども、今回は児童家庭課だけにしぼっておきます。でも本来は、このエンゼルプランを、策定に当たった各関係課は、やはりそれなりの意識改革、意識を持ってこのエンゼルプランに当たらなければ、私は、当初の目標どおりにはいかないのではないかな、このように思うのですよね。ですから、ぜひその趣旨を踏まえて、エンゼルプランといったら、やっぱり関係したその十何課の課長さん、そしてまた関係ある部長さんは、そこにずうっとひな壇に並んでいますけれども、やっぱり意識を持って当たっていただきたい。皆さんは、子供さんも大きくなられたと思いますけれども、お孫さんもおるのですからね、やっぱりそういうことも含めてやっていただきたい。

本来、少子化の、このエンゼルプランの最大の目標は、課長、何ですか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、このエンゼルプランの最大の目的、これはもう少子化対策でございます。

○二十四番（原 克実君） そのとおりなのですよね、少子化対策なのです。市長これ、よくちょっと考えてみてください。市長が就任されたのが平成七年ですね。そのときの六歳未満の乳幼児、どのくらいおったかといいますと、六千五百三十三名です。市長が、平成七年に就任されて平成十四年、五千九百九十一人。要するにもう六千を切っておるのです。どのくらい減ったかといいますと、市長が就任されて七年ちょっとで五百四十二名も乳幼児が減っているわけです。だから、本来のエンゼルプランの趣旨は、国もそうですけれども地方自治体、いかに子供を産み育てやすい環境づくりをしていくか。これは少子・高齢化、高齢化の裏返しは、考えてみれば少子化なのです。ですから、これを私、今までずうっとこのエンゼルプランの推進に当たって、そしてまた児童福祉の推進に当たって言ってきたことは、そこなのです。別府は、これだけ現実子供が減っている。

だからそのためにも一番大事なことは、少子化の最大の取り組み、これは第一には出産への安心ですよ。ですから今回、出産一時金、これも「委任人払いをしてください」と言ったけれども、まだまだ国保はそれを答えようとせん。これ、同じ三十万の出産一時金が出るのだったら、もう出産の前からこの一時金は出して当然なのです。そうしたら安心して出産ができるのですよね。

それから第二点は、医療への安心ですよ、乳児医療を含めて。そして児童手当。これは児童手当が、全国のお母さん方のアンケートをとると、一番子育てに有効だということ言われているのです。だから、先ほど出産祝い金ということがありましたけれども、以前にもこれ、この制度については我が公明党が提案をしていただいて市長

部局で決断をしていただいた出産祝い金。これも一番大事なのは、私が前回も言いましたけれども、別府市の出産率がどのくらいかということです。全国平均よりも、県の平均よりも下回っている。だから、これをせめて全国並みに上げるためには、とにかく今、出産をしていただく若いお母さん方、せめて二人は産んでもらいたい。それが希望なのです。だからそれを考えたときに、出産祝い金でもどの程度に一番手厚く、手厚くといったらおかしいかもしれんけれども、出産手当を行政として出すかということが、一つの大きなポイントだと思います。ある行政では、その出産祝い金を首長みずからが家庭を訪問して、お祝いの言葉を述べて祝い金を出しているという地方自治体もあるぐらいですから、それだけやはり行政が動くことによって少子化に歯どめをかけると同時に、一人でも二人でも出生率がふえていくということが、本来のこのエンゼルプランの目的だと私は思っております。

今回、さまざま、何の施設を増設しようとか拡充しようとかいうよりも、このエンゼルプラン自体が要するに計画どおりいくかいかんか。これがもう一番重要なポイントなのですね。ですから、私は、五年計画というけれども、これをできれば中間で一回ヒアリングをし直して、このエンゼルプランが当初の目的どおりいっているかいないか、例えば児童館でも当初は五カ所だったけれども、放課後児童クラブとかいろいろなものとのバランスをとりながら、最終的には三カ所でいいのか、四カ所でいいのか、やっぱりそういうところを含めて要するに子育てのためのエンゼルプランがどの程度拡充していったかということを検証するためには、やはり中間的なヒアリングというものも、これは大事だと思います。ことしで二年目に入りました。ですから、せめて今年度の終わり、また来年の初めには、このエンゼルプランの要するにヒアリングをして、よりいい方向にこのエンゼルプランが推進できるような方策を考えていただきたい。民営化も含めてお願いしたいと思いますが、その点いかがですか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今、国等におきましても少子化対策、これをまた主要な柱にいたしまして制度改正、これがまた頻繁に行われております。こういう部分も十分注視しながら、別府市においての中間での見直し、こういう部分については実施してまいりたいと考えております。

○ 二十四番（原 克実君） 児童家庭課も、これは平成十二年ですか、十三年ですか、アンケート調査をとられておりますね。これを見ますと、一九九八年、日本保育協会がアンケート調査をしております。この中を見ますと、大体似通った問題点が非常に提起されております。やはりこの点を踏まえて今後エンゼルプランをどういうふうに遂行していくか、これをぜひ児童家庭課の方でお願いをしたいと思っております。一番先に、

一番お母さん方が望んでいるのは、休日保育であり小学校の低学年放課後保育、それから一時保育、病後時一時保育、延長保育、障害児保育、ゼロ歳児保育、こういうものがずっと、アンケートをとって見てみたら何が必要かということがわかりますので、これがいかに充実するかということを考えていただければ、エンゼルプランの総合的な押し上げはできるのではないかと思います。

それから最後にーこのエンゼルプランの最後ですー今、別府市も非常に国際化の波が押し寄せてきています。外国人登録が、ここAPUが開学してから急激にふえてきております。ちなみに隣の大分市と比較をしたいと思います。これ調べてみましたら、大分市は平成十四年八月末日で二千四百九十八人外国人登録でございます。別府市は、同じ平成十四年八月末日で二千三百五十五人、もうその差は百四十三名です、県都大分に比べまして。そうなりますと、私は、恐らく来年あたりになりますと、大分市をしのぐ外国人登録になっくるのではないかと、このように思います。

さあ、そうしますと、エンゼルプランも、もうこれは我が別府市の子供さんだけをどうこうということでは済まなくなってくる。現実、もうこれは答弁要りませんから、最終的にどなたか答弁していただければ結構です。今、別府市の教育委員会に幼稚園、小学校、中学校合わせて、もうすでに四十名からの外国人が学んでおります。それから、児童家庭課、保育園につきましても、現在、在住外国人の保育園園児はもう六名。それから、まだほかにもいろいろあるらしいのですけれども、要するに別府市もすでに国際化の波が押し寄せてきております。こういう外国人登録をしている方、その方の子供さんを保育するためには、国が違えども、習慣は違えども、やはり子育てに悩んでいるお母さん方は確かに多いと思うのですね。これをやはり私は、どのように別府市としてやっていくか、これが一番今後の大きな基本になると思うのですが、どなたかこの点について御答弁いただけますか。

(答弁する者なし)

○二十四番(原 克実君) もうこれは答弁いいです。でもね、国際化に対応した外国人の入所に備えることが、やはり日本に来た外国人の印象、それから、ひいては別府市のためにもなるのですよ。だから、これはぜひ前向きに取り組んでいただきたい。どういうふうにするかといいますと、要するに日本の別府市における保育行政それから教育、そういう英語や韓国語ー韓国語はハングル語というのですかねー中国語、そういうふうな要するに手引書をつくるのですよ。これ、実際いってどんどん国際化の進んでいる都市でやっているところはいっぱいあるのですよ。例えば川口市とか宇都宮とか横浜とか、九州では長崎。そういうところは、要するに外国人向けの保育所、幼稚園、小学校あたりの手引書をつくっております。そして、安心して日本で教育が

受けられるように、それから子育てができるような体制をも行政がやっているのですよ。だから、これをやはり国際化の、市長は非常に中国に目が向いております、中国に目を向けることも大事ですけれども、国内に來ているそういう外国人留学生、そういう方のやはり家庭も真剣に取り組んでいただくことが一番大事なことだと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

以上で児童家庭……教育長がありますか。どうぞ。

○教育長（山田俊秀君） 今、別府市内で小学生の中で外国から來ている子供さんがおります。その子供さんたちについては、今、二十四番議員さんがおっしゃられたように、東南アジアからとか、いろんな国から來ていますから、ちょっと今、人数ははっきり覚えていませんけれども、七、八人の臨時の講師を雇ってそういう子供たちに日本語を、全然向こうの子供は言葉がわかりませんので、日本語を教えたり、あるいは習慣というのですか、一緒に学校の中で生活をさせているというような状況がありますので、御報告しておきます。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○二十四番（原 克実君） 教育長から答弁をいただきました。でも私の言うのは、学校で実際子供さんが学ぶときの要するに語学ではなくて、そのお母さんやお父さんが、やはり日本に來て非常に不安感を持っているわけですから、そういうための手引書、これが実際には私は大事なことはないかと思しますので、その点、教育委員会も児童家庭課もひとつぜひお願いしたい、このように思います。

では、次に移らせていただきます。次は、市営住宅の今後の課題についてということでお尋ねをしたいと思います。

今、市営住宅も平成三年に別府市営住宅総合再生計画を立てられて、今後この再生計画をさらに飛躍させて、ストック総合活用計画というものを今検討しているということでもありますけれども、今後の住宅建設について当局としてはどのような考えを持っているのか、まずその点から簡略に答弁いただきたいと思います。

○建築住宅課参事（宗野 隆君） お答えいたします。

現在、四十一団地二千七百九十六戸の住宅を管理していますが、その多くが間もなく建てかえ時期を迎えます。その中ですでに耐用年限を越えている住宅もあり、これらの住宅は老朽化し、設備も含め居住水準は必ずしも好ましい状態とは言えません。今後の市営住宅のあるべき姿として、高齢・核家族化等も含め急激な社会情勢の変化の中、実情に合った住み心地のよい、ゆとりと豊かさを実感できる居住環境の実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

また、将来の適正戸数や団地統廃合の検討、廃止した住宅跡地の利用並びに建てかえや住居改善の計画等、基本的な方向と具体的な施策の指針となるストック総合活用計画を今年度中に策定して一層の充実を図りたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） この住宅事情というのは、今、非常に経済の低迷する中、需要は高まっておりますが、なかなか計画は進まないというのが実情だと思います。このストック総合活用計画、この中で私は、住宅の今後のあり方も見直しながら駐車場の整備とか、あらゆる面で検討していくと思いますので、この推移を見守っていきたい、このように思います。ところが、これは一番今後の事情の中で大事なことをやはり私は申し上げたいと思います。

国が、平成十三年十月より施行しました高齢者の住居の安定確保に関する法律、これ改正がありましたね。この中でやはり一番大事なのは、今後、高齢者とか、それとか、また先ほどエンゼルプランの中で多子世帯の住宅、それから母子、父子、こういうところまで検討して住宅事情をバランスよく建てかえをしている自治体が、大変今はふえてきております。ですから、こういうところも含めてぜひお願いしたいということであります。

もう一つは、何といたしますか、民間の活力を生かす要するに住宅を供給する方法があると思いますが、その点の考えは、建築住宅課としてはありますか。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

民間活力の活用ということでございますが、今後の建てかえ等につきましては、社会施設の併設、それから地域住民の意識を十分把握しながら、公共施設の増設も視野に入れながら、関係各課と密接な連携をとりながら、豊かで質の高い住民生活を目指した住まいづくりを、まちづくりを目指してまいりたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） 要するに民間の活力を生かした借り上げ住宅ね、こういうことも今後視野に入れていくと私はいいのではないかなと思います。

今、外壁の改修とか駐車場の整備とかいろいろやっているようでございますが、総合的な今回のストック総合活用計画の中で良質な住宅を供給できるバランスを今後もとっていただきたいと思います。

それから、これは一つは市営住宅、当然バリアフリーということも視野に入れながらやっていかなければいかんわけですがけれども、前、同僚の二十三番岩男議員が質問したときに、手すり、これは三年以内に実施するということでありましたけれども、これは早急にやっていただきたい。なぜやっぱりこれをやらなければいかんかということも、皆さんはわかっていると思いますが、最近面白いことを私は耳にしたのですよ。市営住宅とか公共の階段ですね。あれがスローピングということで何か健康維持

で話題を呼んでいるというようなことを聞いたことがありますか、課長。

○ 建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

不勉強でございますが、一応健康維持のために、手すりを利用しながら健康保持を図るという話は伺っております。

○ 二十四番（原 克実君） これは特に高齢者、これはウォーキングよりも非常に心肺機能を高めて生活習慣病にも非常にいいということで今話題を呼んでいる。私は実は朝晩五分ずつこれをやっているのです。古雑誌を二十五センチぐらいの高さにガムテープで巻いて、朝五分、夜五分上がったりおりたり、上がったりおりたり、これをやっているのです。実はなぜ私がこれをするかといいますと、たばこをやめましたら四キロも肥えまして、非常に体調が悪いというわけではないのですが、太り過ぎたということで、それをやり出したら、割りかしお腹が引っ込みました。市営住宅の階段も、高齢者が通常は健康維持のために手すりを持ってあれで運動することができる。しかも、これは天気に関係なく、雨降りであろうが天気の日だろうが、いつでもやれるのです。だから非常にいい。健康のためにもなるのです。ただ、万が一足が痛いとか腰が悪いとか、荷物をよけい持ったときとかというときに、あの手すりというのは非常に有効なのです。だから手すりをつけることは、ただ上がり下がりの問題だけではなくて、健康維持のためにも今後利用できるということを視野に入れて早急にやってくださいよ。ぜひお願いしたいと思います。

では、次に移ります。次は、市民の総合窓口に入りたいと思います。

この市民の総合窓口、別府市は、市税の証明総合窓口が、平成十年五月に開設をいたしました。これは当時平成七年か八年ごろ、私が、総合窓口ということで提案をさせていただいて、この市税の証明総合窓口だけが平成十年から開設をしたのですね。これはなぜその当時、総合窓口が開設できなかったかといいますと、当時のシステム上ではなかなか総合窓口まではいかない。でも税の総合窓口だったらできますということで、暫定的といったらおかしいですが、平成十年五月から私の提案を受けて市当局が開設をしていただいた。中津川市ですね、これは岐阜県にあります。それから浜松市、静岡県にあります。この二市を私は視察をさせていただいて、ここはもうすでにこの時点から市民証なんかを発行して、磁気を使って健康維持とかいろんなカルテの問題とか、そういうものを医療にも役立てておったのです。だから、別府市ももうあれから四年たちました。今はすでにITの時代です。もうオンライン化も開発が進んでおります。今後この市民の総合窓口、この点についてどうですか。市当局としては開設する意向がありますか、ないですか。その点からお尋ねしたいと思います。

○ 情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

本市の目指す電子自治体の目標は、ITを活用した住民サービスの向上でございます。その最たるものの一つが、今申されました市民の総合窓口サービスだと思います。本市におきましては現在、庁舎内のネットワーク化、さらには別府市のホームページの充実化が図られている現在、技術的には市民の総合窓口サービスの提供が可能な状況となっております。それで、サービスの提供方法としては二通りの方法が考えられます。

その一つといたしましては、役所の中に総合窓口サービスコーナーを設けまして実施する方法でございます。それで、適用業務といたしましては、現在実施しております税証明サービス、これはもちろんでございますが、住民票、印鑑証明、転入・転出・転居届、いわゆる市民課関係業務、さらに国民健康保険、福祉医療、老人医療等々が考えられます。

それで、これらを実現する上での課題でございますが、配属されました職員、これが各課の業務に精通する必要があるため、だれでも均一なサービスができますよう、業務のマニュアルの整備、これも含めまして今後関係各課と協議してまいりたい。

それからもう一点は、インターネットを利用した別府市のホームページからの総合サービス、この提供も可能になっております。それで、これにつきましては第一段階といたしまして、年内を目途に各種の申請書がインターネットを利用して自宅のプリンターから出力できる、このような方向に向けて現在、システムの開発中であります。

それから、最終的にはインターネットを通じ自宅さらには勤務先などから三百六十五日二十四時間、あらゆる申請が行われるいわゆるワンストップ、ノンストップのサービスの実現、これが目標でございますが、そのための課題である本人確認をどうするのか、また添付書類の提出をどうするのかとかいう課題がございますので、今後、調査・検討してまいりたい。

○二十四番（原 克実君） 今、宇野課長が説明していただきました件、前段の分と後段の分がありますけれども、私は前段のものが早くできるのではないかなと思います。後段の分は、やはりいろんな確認方法とかプライバシーの問題とか、いろいろかわってくる問題があると思いますので、一応二通りありますけれども、できれば総合窓口型の形で市民の、要するに今の窓口の事務の敏速化、効率化、この上からもひとつぜひ総合窓口の開設をしていただきたい、このように思います。専門的なことは私はなかなかわからないのですが、要は市民サービスの向上をすることが、私は本来のこの総合窓口の主な趣旨でございますし、もう地方自治体では非常にこれが進んでいるところもあります。中にはショッピングセンターの中にも自動発券機があるようなところもありますし、最近では九州では佐賀市が、非常にこの総合窓口のシステム

が先行しているということも聞いておりますので、いろいろなところを参考にしながら、よりいい総合窓口の設置をしていただきたい、このように思います。

では、次に移らせていただきます。バリアフリー法ということで、市街地のバリアフリーと駐車、駐輪の対策ということでしております。

バリアフリー法が平成六年に施行されて、もうすでに八年たっております。それからさらに交通バリアフリー法が平成十二年・二〇〇〇年に施行されております。これを受けて地方自治体では、非常にバリアフリー基本構想の策定に向けて推進しているところがありますが、別府市としては現状どういうふうな形でこの基本構想を推進しておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

別府市の現状としましては、平成十三年五月に関係各課によりまして、バリアフリー推進会議を立ち上げております。その会議の中で委員さん、またバリアフリーの考え方等の職員研修を含め今まで実施してきた状況でございます。今後のスケジュールにつきましても、やはり職員研修がまず第一と考え、今後バリアフリーの考え方、またユニバーサルデザインの考え方等研修してまいりたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） これは非常に根気の要る作業だと、私は思っております。そしてまた、さらに平成十四年七月に改正ハートビル法、これが成立をいたしました。これは特にどういうことかといいますと、高齢者や身体障害者の円滑な利用建築物、それを来年夏までに施行するということで、国の方から法律になっております。今までは交通バリアフリー法以前のバリアフリーは、要するに「努力すべきこと」ということで国は明記しておりましたけれども、今後、交通バリアフリー法から改正ハートビル法、それを満たすような義務を課しているということが一番大事なことです。今回、別府市もこの基本構想に向けて庁内で協議をしているということですが、一日も早くこの構想が実現できるように、ひとつぜひ努力をしていただきたい、このように思います。

では、次に移らせていただきます。これは駐車・駐輪対策ということで、私は、これは昭和五十九年からずっとこの議会で何度も何度も訴えをし、また提案をしてきました。いよいよ今、別府駅の裏側、青山通りがきれいに改裝して、この十月末にはもう完成する予定ですね。これは三億九千万円かけて、立派になっております。私も実は先日、そのでき上がった青山通りに行って写真を撮ってきました。この真ん中に移っておるのが、私でございます。岩男議員に撮っていただきました。やっぱり非常にきれいな青山通りができました。これ、天理教の横の歩道です。以前はここに不法駐輪がずらっとありましてね、もうなかなか見苦しい状況だったのが、今はすっかり

しております。歩道幅も四・五メートルぐらいあります。非常にいい通りができました。これは本当に喜ばしいことだと思っております。

ところが、今度は駅構内に行きまして、その天理教の横の裏から駅構内に行きましたら、こんな状況です。いまだに不法駐輪がこのようにあります。そして、ここに皆さん、見てください。二年前に別府市があれしましたね、何といたしますか、あれは。ポイ捨て条例。吸い殻のポイ捨て条例、駐輪条例をつくりましたね。あのときにつくったこのマークを見てください。もう白あせて何にも見えません。ここが駐輪場所か何かということもわかりません。これだけ別府市の管理が悪いということですね。わかりますか。結局これは今は週に二回、シルバー人材センターの方が駐輪の整理をしているらしいのですけれども、以前はこの樹木よりもこっち側に置いていましたから、通行の方が両手に荷物を持っていたら通れないぐらい狭い範囲だったのです。それは少しは改善していますけれども、こういう状態です。これを見て、あの青山通りにはあれだけの投資をしましたけれども、駅構内のバリアフリー、そして駐輪対策に対する意気込みというものは、別府市には全くうかがわれませんが、当局はどういう考えを持っておるのか、お知らせいただきたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

別府駅西口の駐輪場・駐輪対策でございますが、これは二十四番議員さんから、過去においてもずっと御指摘それから御指導をいただいております、御提案いただいています。もちろん西口の駐輪は、非常に私どもといたしまして大切な場所であるし、きれいにしなければならないというふうに考えておりまして、今おっしゃいましたようにシルバー人材センターに委託をいたしまして、週二日でございますが、一応モラルの低下をしているところがあります。それから、とめるところに乱雑にとめるとか、そういうことのないようにということで、基本的に言いますと駐輪場がああいう状況でございますので、面積的にふやすわけにいきませんので、もうあと私どもといたしましては、そういうふうにモラルの向上と、それから指導するということでございます。

それから、基本的に言いますと、これは先ほど御質問がありました亀川と同じような状況でございますが、基本的には別府市とＪＲが協定を結んでおりまして、この協定の中ではあくまでもこれは駅前の広場であるということで、私どもも駐輪につきましては、いろいろ協議をいたしますが、最終的にはやはりいろいろ投資をいたします、それからいろんなことを事業するにしても、ＪＲ側の明確な御協力がないといけないということで、今のところ私どもといたしましては、そういう管理の方で充実しようということで、現在に至っております。

○二十四番（原 克実君） これ、管理方法でも実際いってシルバー人材センターの高齢者雇用も含めて毎日だって管理できるのですよ。だって、毎日ていったって土曜・日曜は通勤者が少ないですから、月曜から金曜までできるのですね。何か私は、打ち合わせのときから課長あなたの答弁を見ると、できないことに自信を持って言う。そういう感じが私はあなたにしてならん。それは駅前広場という位置づけの中でＪＲの協力は確かに必要なのです。要は、これがいまだに駐輪対策ができないというのは、一番大事なのは別府市の姿勢にかかっておると私は思うのですよ。市長も前回、この駐輪場の問題でいろいろ答弁をいたしました。私は、もうこれを何度もかんでも言って、あんな自信の持てんような答弁を、できないことに自信を持っておるような答弁をするということ自体が、もう行政の姿勢そのものが出てきておる、そうとしか私は思えない。だから、ひとつ私はこれだけ言ってもう終わります、この件については。

私がなぜこの駐輪場のことに今まで携わってきたかという、昭和五十九年の新聞の投書に、「單車、自転車が歩道を占領している。何とかしてください」という投書の中からこのことが始まった。それから次は六十一年。これは別府に来たある大学の教授の方が言われたこと。「別府に要望したけれども、いつまでたってもしてくれない。でもやはり何とかしてくれるだろうと思って期待を持っておったけれども、最終的にはどうもしてくれなかった。私は、その前は山口県の宇部に住んでおりました。でも宇部の行政は対応が早かった。市民の要求をすぐに聞いてくれた。別府市は、いまだに対応してくれてないけれども、内部で協議をしているのだろうか。それでも私は、ひょっとしたらということで待ち望んでおるけれども、なかなかできない」というような言葉がちゃんとここにある。これ、昭和五十九年から六十一年。

そして、地元の自治会といろいろ話す中で、「あそこはもう困っておるのだ。何とかしてほしい」ということで、今までずっとこの駐輪場の問題を取り上げてきまして、別府市も対策会議もちゃんとメンバーをつくっておる。でもできない。今まで昭和六十年から現在の十四年まで、あそこの駐輪場に対する苦情や不法駐輪の撤去、新聞紙上をにぎわしただけでもこれだけあるのですよ。これだけありながら、別府市は一つも意識問題もしない。できないことに自信を持っておるような答弁するなんて、もってのほかである。一回、宮崎をよく検証してみてください。課長あなたは宮崎に市長と一回行ったらどうですか。前に行っておったではないですか。そういう話も聞いております。宮崎は対応が違いますよ。ＪＲの問題にしたって、商店街の問題にしたって、あそこなんかはシルバー人材センターを条例では五十人、実情では四十人配置して、商店街、駅前通り、すべてに一台の不法駐輪もないような政策をとっておる。そして、宮崎に私は行きました。「四千六百万も年間使って大丈夫なのですか」と言

ったら、「これが観光都市宮崎、そして宮崎の商店街の振興を考えたときには、当然のことです。高齢者雇用にもつながりますので」と、こういう考え方なのですよ。

あなたたちは、何か言えば、「予算がない」とか「できません」とか、ＪＲがどうこうと言うよりも、自分たちができる姿勢をつくってこそ初めて私はこういうことは成就すると思っておる。何年かかっておるのですか、これは。私が議員になってからずっとだ。できたのは、三百台のあの駐輪場の確保だけ。鉄さくをしている。抜本的な改善方法というのはあるのですか。私は、これは都市計画だけの問題ではない、全庁挙げての対策を組む必要があると思う。どうですか、それ、市長。あなたも一回これ、市長が議員のときからこういう状況がずっと続いておるのですよ。別府へ来たら、それは客引きの問題とかいろいろあります。でも、玄関は住まいの顔です。その玄関が汚れておってどうするのですか。応接間へ通すこともできない。ちゃんと答弁してください。できるのかできんのか。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

今、厳しい御指摘がっておりますが、十分に認識はしております。問題につきまして、できない方向で検討するというような後ろ向きの発言というようなとり方をさせていただいておるのですが、私どもといたしましては、やはり今おっしゃったように、非常に総合的な考えでいかないと、例えばこれは私は都市計画ですから申し上げますが、都市計画の一事業ということになりますと、補助をいただいて駅前広場それから駅の前・後ろについて整備をするという形になりますと、これまた話が大きくなりまして、なかなか小回りの効くような状況ではないのかなというようなところもあります。それで、ちょっと今そういう表現をしたわけですが、いずれにいたしましても、全面的な駅前それから駅西口の広場につきましては、やはりＪＲと協議をしながら、また従来のことを繰り返しますが、一つ一つ問題解決をしながらやっていかなければならないというふうには思っております。

○二十四番（原 克実君） これね、その事業計画の問題がどうと言うのではないのです。歩道整備とか駅前周辺の整備は、日本自転車協会とかいろんなことを含めて協議すればできないことはない。宮崎でちゃんとできておるではないですか。実証されておるではないですか。できるのですよ、しようと思えば。要はやる気がないということだけ。だから、私がさっき、失礼な言い方をしたかもしれんけれども、要するにやらないというか、自信がないことを目的に物を言うのではなくて、やはり行政というのは前向きに検討して行ってこそ初めて私は市民要求にこたえられると思いますので、この件については全庁体制。都市計画だけの問題ではない。さっき言ったように全庁体制で取り組んでくださいよ。ぜひこの点は、お願いしたいと思います。

では最後に、もう時間がありません、近鉄跡地と楠港跡地についてお尋ねします。

もうすでに近鉄跡地も平成六年八月で閉鎖しました。十三年三月で解体、もうすでに丸八年が過ぎて九年目に入っております。それから楠港埋立地。ここも埋め立てをしまして、もう十年を経過しております。今後の利用計画、行政ではどういうふうに考えておりますか。

○商工課参事（岩崎重信君） お答えをいたします。

楠港埋立地でございますが、この楠港は、御存じのように都市計画課が公有水面を埋め立て造成をいたしまして、商工課が企業誘致を担当しております。これまでいろんな企業がこの楠港に進出を打診してきましたが、諸般の事情によりまして、売却達成に至っておりません。このような状況の中で商工課といたしましては、多くの方々の御意見を伺うために、二十一世紀市民会議の皆様、この楠港埋立地と近鉄跡地の利用について協議をしていただきました。

その結果、楠港埋立地につきましては、暫定的にはイベント会場、駐車場を希望する御意見がなされ、将来的には大分のパークプレイスのような複合商業施設を誘致してほしいというような御意見もございました。また近鉄跡地につきましては、別府市が買収をし、本格的な図書館や美術館、温泉博物館などの文化的な複合施設が、集客力を高め、にぎわいを生み出すとの提案もございました。この跡地につきましては、これまで市長みずからが、二十数回に及ぶ協議を重ね、まちの活性化につながる企業の誘致をお願いいたしてございます。

今後は、これらの御意見を参考にしながら、市議会の議員の方々や各種団体を初め、さらには多くの方々の御意見をお聞きし、今後の企業誘致とまちの活性化に生かしていきたいと考えております。今後とも議員の皆様方のさらなる御指導をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○二十四番（原 克実君） もう、そういうときは過ぎたと私は思っていますよ。例えば近鉄跡地。これは、もう商工会議所を含めて経済団体が、市長にもう要望に来ている。陳情に来ているのですよね。要は市長、これはあなたの政治決断ですよ。要するにあの跡地を買い取るか買い取らんか。そして、あの近鉄の跡地を商業者とともになんという有効利用をするか。そこをあなた自身が決断する時期ですよ。だって、もうこれは十年目に入ったのですよ、近鉄が閉鎖して。ですから、最終的には市長の腹一つ、政治決断、これしか私はないと思っております。

それから楠港。楠港は、今までのいろんな事情があってあそこは埋め立てをして、県を含めて約三十億、二十九億数千万の投資をしてあの楠港の埋め立てができたのです。別府市も当時、もう起債がことし終わったと都市計画課長は胸を張っております。

たけれども、九億数千万円経費をかけてあの埋立地が造成できた。あの当時、私たちは九億、「うわあっ」と思ったけれども、あれが貴重な市有財産になるならば、あの跡を利用していろんな計画ができるならばということで、私たち議会も決断したわけです。あのとき、その造成の決断をしたときは、脇屋市長です。そして造成が終了したのが、前の中村市長の時代です。今は井上市長です。もう、しかも市長が誕生して八年目を迎えました。もうここらで楠港の跡地も、市長が三期目に臨む一つの大きな決断をするべき事業だと私は思っております。これ以上あの楠港跡地を放置する、こんなことはもう私は認められん。なぜならば、企業誘致といったって、それはもう今エプソンが来ておるあの企業誘致の工業用地を見てもわかる。どこの企業も来ないのですから。貴重な財産ですから、あそこを私は、市民のリビングルームみたいな形で開発ができないかということで、平成十三年に、今多くのＡＰＵに留学生が来ております。ワールドシティ的な要するにイベントが開けるようなショー会場、そして一部は緑地、そして道の駅の機能を持った要するに施設をつくったらどうですかと、私は長崎や熊本の例をとって申し述べたと思います。十三日の都市計画課の課長では、ここ、暫定的に一部は駐車場にしようと。私は、これを聞いてがっくりしました。あのあたりの駐車場の需要はどういうふうになっておるのか、知っていますか。

（答弁する者なし）

○二十四番（原 克実君） あのね、このあたりには北浜海岸の駐車場が、振興センターが管理しておるのがあります。これは四十二、三台、それから流川の有料駐車場、これは土地開発公社が管理しています。それから、その周辺には三カ所から四カ所、民営の駐車場があります。これを二十四時間パーキングにして二四％利用率が上がったという駐車場もあります。ところが全体的に見ますと、例えば北浜海岸の駐車場なんかは五〇％弱です、年間の利用率が。周辺の駐車場があります。なぜあのあたりがこれだけの駐車場の需要しかないかというと、あれだけの商業施設がないから、当然駐車場は、この今の民間と公共駐車場、要するに振興センターと土地開発公社が管理している分で足りておるわけです。そして、いろんな検討委員会の中で「駐車場をつくってくれ」と言ったから、それにまた屋上屋を重ねるような駐車場を整備するなんて愚の骨頂ですよ。だって市営的ヶ浜駐車場、これも振興センターが管理しています。年間の駐車率は何ぼだと思いますか。三〇％を切っているのですよ。あそこには従来のバス駐車場もあります。五十台の普通車の駐車場もあります。ああいうところをつぶしてしまうのですか。タワーの横にはちゃんと駐車場も民間が管理しているのがある。その横にはトキハがある。バスを置こうと思えばどこでも置けるのだ、あのあたり。それにあそこを暫定的に、あの六千坪からのところを一時駐車場、こんな開発

の考えがありますか。当初の目的は、これは楠港埋立地はどういう問題だったのですか。もう少し大所高所からたってあそこの開発、これは誘致ができんのだったら、市が責任持ってやるのですよ。できないことはあり得ないと思いますよ。だって、この平成十四年から十年間、あの別府港海岸整備事業、ウォーターフロント計画、これもあるではないですか。ああいうところと呼応して、あの楠港跡地を市民のリビングルーム、市民が集い合える場所、楽しい場所、そういうところに観光客は寄ってくるのですよ。そういう開発をせずにして、まあ暫定的に駐車場からまずいきましょうか。もしこれを本当に商工会なんかが聞いたら、私が商工会議所の会頭だったら起こりますよ、実際。そして、あの駐車場が、不法駐車が何台あると思いますか。なぜ不法駐車があの埋立地にあるか。あれはただだからですよ。二十四時間ただ。そしてーいいですかー取り締まりがありませんから、交通違反の切符も切られることはない。一年間にどけていいのは、ファンタジアがあるとき二、三日前後の準備のときだけ。それ以外はずっと不法駐輪。何をいわんや、市の管理能力を疑う。それしかないではないですか。どうなのですか。ちゃんと答弁をして、今後の利用計画。そんなこと言ったら、高橋議員も怒りますよ、あなた。きのう、「道の駅」と言っておって、「駐車場整備」と。もう少しあなた、きちっとした整備計画をしてこそ、私は、そういう計画をして、また市長は、来年の選挙に自分の公約として近鉄跡地、楠港跡地、ちゃんとすべきですよ。なんなら体育館だって、業界に公約して四年間でできたではないですか。できんことはないですよ、やってください。

○市長（井上信幸君） もう時間がないので、一言で言います。

この楠港、近鉄問題は、過去るる答弁をいたしましたので、この点に沿ってまいりたいと思います。今、御指摘の点につきましては、内部でもう一度再検討させますし、また経済界からもいろんな御要望等がございます。また近鉄跡地は、今おっしゃいますように、漸次交渉に入っております。相手がありますから、そう右、左にすっといきませんけれども、近鉄跡地につきましては、交渉に入っておりますので、またその交渉結果が、来年までにどうなるか、その結果については、また漸次御報告をさせていただきたいと思います。

○十六番（富田公人君） まず、市長の基本的な政治姿勢から入ってまいりたいと思います。

議長にお願いですが、途中で若干順番が変わることもあり得ますので、よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

まず第一点に、高額滞納者の実態と今後の具体的な対応施策について、次の三点について明らかにしていただきたいと思います。

一つは、百万円以上の高額滞納者数及び滞納総額、さらには延滞金総額を平成九年度より十三年度までの年度別実態について明らかにしていただきたいと思います。

二つ目には、前項の滞納者に対します徴収の基本方針を簡潔に明らかにしていただきたい。

三つ目には、納税者の平等性・公平性を推進するために、高額滞納者の氏名公表などに対する条例制定への検討経緯と今後の具体的な対応について、明らかにしていただきたいと思います。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

まず一番目の、高額滞納者の百万円以上の高額滞納者数、滞納総額、延滞金、延滞利息の総額についてでございますが、平成九年度は、人数が百九十七人、金額十五億九千五百七十万五千二百二十一円、（「もっとゆっくり」と呼ぶ者あり）はい。延滞金二百三十六万四千六百九円、平成十年度、人数二百三十人、金額十七億五千九十九万一千四百六円、延滞金二百四十五万六千一百一円、平成十一年度、人数二百二十四人、金額十八億八千四百九十九万四千四百七十一円、延滞金二百六十二万五千八百四十八円、平成十二年度、人数二百二十二二人、金額十八億四千九百六十九万七千七百九十円、延滞金五百五万九千三百円、平成十三年度は決算見込みでございますけれども、人数二百十人、金額十七億五千四百二十二万一千六十九円、延滞金三百三十二万八千七百七十四円となっております。

なお、延滞金につきましては、全体の決算数値、決算見込み数値でございますので、御理解をいただきたいと思います。

（議長交代、議長首藤 正君 議長席に着く）

続きまして、二番目の御質問でございますけれども、長引く景気低迷による経済の冷え込みの中、非常に厳しい徴収状況を強いられております。職員一丸となって努力しておりますけれども、第一債権者による競売事件が数多く発生しております。債権者の申し立てによる競売事件の発生したものについては、差し押さえの有無にかかわらず交付要求して、債権の保全・回収に努めております。一方、残りの方々につきましては、個人においては子供さんへの仕送り、病気、収入等家庭事情にまで立ち入ったお話をさせていただく中での分納協議を、また法人においては、経営状況、金融機関との融資の状況等、内部にまで入らせていただいた上での分納協議をさせていただき、滞納金額の減少に努めているところでございます。

○企画財政部長（須田一弘君） 氏名公表条例の関係について、お答えをさせていただきます。

この氏名公表条例につきましては、十六番議員さんの御提言がございましたが、こ

れにつきまして、小田原市の状況もお聞きする中で、本市におきまして、この氏名公表についての検討委員会の中で二案について検討してまいりました。

一案が、小田原方式による氏名公表条例、二案が、滞納整理の審査会というようなものをつくって、ここで滞納関係についての審議をするというようなことでございまして、これにつきましては、やはり専門的な見地からの視点で、行政法あるいは憲法、税法関係の弁護士の方あるいは大学の教授に意見をお聞きしてきたところでございます。この中で指摘されておりますのが、やはり地方公務員法、あるいは地方税法に定める守秘義務の問題、さらには小田原市の条例の一条にもございますが、「納税について著しく誠実性を欠くもの」というような定義づけが非常に難しいというような指摘もございまして、私の方も小田原市の方にこれらの点について先進地ということで実情をお聞きする中で、これらの法の問題点について、現在、検討委員会内部で慎重に検討をしているような状況でございます。

○十六番（富田公人君） 今、九年度から十三年度の見込みまで含めて具体的な数字が明らかにされました。この中でちょっとお聞きをしたいのは、延滞金ということで二百三十万円とか、あるいは二百四十五万円とか二百六十二万円、あるいは五百五万円とか、こういう数字が提示をされたのですけれども、これは、議会としては延滞金として入ってきた数字、金額である、こういう理解でいいのでしょうか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○十六番（富田公人君） そうしますと、私が求めておりますのは、延滞金総額ということで提起をしてあるのですよね。御案内のように滞納すれば、一カ月間は七・三％の利息がつく。それ以降は一年ごとに一四・六％の利息がついていくということです。そうしますと、常識的に考えまして、十三年度見込みのこの約十七億五千四百二十二万円、この関係からしますと、これの倍以上になるのではないかというふうに理解をしておるのです。きょう、議員の各机の上に十三年度決算の資料が配付されておりました。その資料を見てみますと、一応総額としては二十一億五千七百六十九万円ー約ですよーこれが高額滞納者の関係のいわゆる滞納金として計上されております。この十七億五千四百二十二万円と二十一億五千七百六十九万円の理解の仕方について、説明してください。

○納税課参事（梅木 武君） お答えいたします。

二十一億五千七百万円は、市税全体の繰越額でございます。そのうち百万円以上の高額滞納について、約十七億五千四百万ということでございます。

○十六番（富田公人君） 私は、念のためにこれを持ってきたのですけれどもね。収

入未済額、現年課税分、これが約五億七千百九十四万、滞納繰越分十五億八千五百七十四万、合わせて収入未済額が二十一億五千七百、こうなっておるのですよ。今あなたのおっしゃった説明とは、ちょっと性格が違うのではないかというふうに思うのです。この問題をやり取りすると、また私は突っ込み型だから、時間をこのことばかりでしますと、後々の質問ができなくなりますので、一応申し上げたいのは、やはり厳しい滞納の問題につきましては、延滞利息を含めて年度別に滞納額が何ぼあるということをしきっと整理をしなければ、次の収入の対象になるわけでしょう、次の年度の。こういう関係については、ぜひまじめに、わざわざ通告までして提起をしておるわけですから、きちんと提起をしていただきたいというふうに思うのです。

そこで、この滞納問題につきましては、平成三年の四月の統一地方選挙、これで私は初当選しました。そして、その年の十二月議会で市税、国保税の大口滞納者への基本的な対応についてということを議題として提起をして、それを皮切りにして今日まで約十二年間、一貫してこの高額滞納者に対しまして、いわゆる憲法第三十条納税義務の推進のために各議会あるいは決算特別委員会などで主張し続けてまいったわけがあります。その都度、地方公務員法第三十四条あるいは地方税法第二十二条、こういうことに抵触をするという理由のもとに、高額滞納者の氏名公表などの制裁措置は、前進することなく今日まで推移をしてきた。その途中で、佐藤靖彦収入役の時代に、私からの質問で、「間違っても市長や、あるいは市会議員が滞納しておるという実態はないでしょうね」ということを質問しました。そのときの答弁は、実に苦しいといえますか、余り理解のしにくいような答弁でありましたが、今にして思えば、その気持ちがわかるような気持ちがするのです。

ところが、御案内のように神奈川県の小田原市が、平成十二年四月一日の地方分権施行直前の三月議会で、全国で初めて高額滞納者の氏名を公表するという、こういう関係条例を制定されました。私は、ちょうどこれの取り扱いが出る一カ月前ぐらいですか、佐伯の方に社民党の関係で行っておりましたときに、小田原市でこういう条例がつくられるという報道がされました。もうこのときほどうれしいことはありませんでしたね。その後に、これにとどまらず福井県の吉田郡松岡町、ここが小田原市に続いて昨年の六月二十一日に定例の町議会で、納税する能力がありながら再三の請求・催促に対して納税を拒否する者、悪質な納税対象者として、氏名公表などを盛り込んだ新しい条例を全会一致で可決して、同年の十月一日から施行されております。制定された条例の共通点は、悪質な滞納を解消して、納税者間の不公平を是正することを目的としております。

今、全国的な動きとして指摘できることは、単に行政当局のこうした条例の制定に

限らず、議会でも議員が中心となってこのような取り扱いについては、緊急にやっばり是正を図るべきだ。いわゆる滞納しておる者については、市民の信頼を裏切らない対応をすべきだということで対応しているところもございます。その具体的な例として、西日本新聞のことしの六月十二日の新聞で、「納税証明添付を義務化 田川市議会資産報告改正」と、これは見出しで、福岡県の田川市の藤井亀夫市会議員が、地方税約六千八百万円を滞納した問題を受け、同市議会は十一日、市議らの資産報告に、来年から納税証明書添付を義務づけ、報告対象を配偶者資産にまで拡大することでほぼ合意したと。こういう取り組みもしております。

私は、ほかの人から見れば、よくも飽きもせずこの問題ばかりを提起しているなど思われておるかもしれませんが、私は、この滞納問題というものは、絶対に許されないと思うのです。これは、別府市の二十一世紀を通してもそうでしょうけれども、将来にわたってどういう首長が市長に登壇をしようとも、この問題は避けて通れない。ゼロになることが最大の目標でありますけれども、いろいろな事情などもあって斟酌をしなければならないこともあるでしょう。しかし、やはり別府市の平成十三年度の累積滞納額が約二十一億六千万円。ことしは一億二千四百万円滞納が減ったと、この資料によりますと提示されております。その関係につきましては、お答えされました納税課長を中心にして関係職員の方々の並々ならぬ努力によって一億二千四百万円が減ったということになったと思うのです。そのことについては敬意を表しておきます。しかし、まじめな納税者の立場からしますと、まだ二十億を超えておるのか、いつになったら二十億を割って、毎年毎年十億から五億に向かっていくのかなというこの疑問は、絶対消えません。ましてや怒り憤りをもって注目をしておりますので、これは不公平を是正しない別府市行政への怒りとして変わってくるのではないかと。せっかく努力をしておるのですが、そういうことになったら大変な状態になるのではないかと。いう危惧をしております。先ほど企画財政部長からお答えがありましたが、今までのお答えと余り変わったところはないお答えでございます。ぜひ市長を中心にして、今、地方分権が施行されて今日、全国的な動きというものは、かなり変わってきております。それぞれの地方で条例化することについて、それぞれの地域の住民が歓迎をすることはあっても、「その条例は要らない」、こういうことを言っている住民は、どこをとってもいないのではないのでしょうか。そのことを踏まえまして、ぜひ積極的な対応をお願いしたいことを申し上げておきます。

次に二番目の、別府市長及び別府市議会議員選挙の立候補者に対する市税など完納証明書提出などを条件とする「公費負担条例」制定への検討経緯と今後の具体的な姿勢について、お尋ねしてまいりたいと思います。

平成四年十二月十六日の公職選挙法の改正によりまして、条例を定めることによりまして、選挙公営制度を導入することができるとされてまいりました。つまり、公職選挙法第百四十一条第八項によります選挙運動用自動車の使用、または同法第百四十三条第十五項のポスター作成などの費用を公費で負担することができるという条例制定のことです。昨年十二月議会でこの件についてお尋ねをした際に、都道府県は一〇〇％導入しておりますことが明らかにされました。それから全国市区、六百九十四の市あるいは区を含めての中で、ポスター作成事業は六百五十五市で九四・四％の実施状況であることが明らかにされました。それから自動車使用は、六百四十七市で九三・二％の使用状況となっております。九州全市では七三・四〇％の両事業実施状況であります。大分県になりますと、十一市中大分市と佐伯市の二市のみが、この二つの関係を条例として取り入れております。つまり全体からしますと一八・一八％と、この実施状況は極めておこなっているということが、数字的に明らかにされております。

そこで、お尋ねですが、十万人以上の都市でこの公費負担制度を実施していない市は何市あるのか、お知らせを願いたい。

それから、別府市としては、平成十五年度の統一地方選挙に合わせまして、「公費負担条例」を制定する用意があるか否かを明らかにしていただきたいと思います。これは、私よりも先に現在の首藤議長が、再三にわたってこの問題を指摘してまいっております。これは、例えば立候補者が四十人から四十五人としましょう。そうしても四年に一回の費用としては、約四千万かかるのではないかというおおよその検討ですが、そういうことからしますと、ぜひ「公費負担条例」の制定をする必要があるのではないか、このように思うのですけれども、その可否について明らかにしていただきたい。

それから、もし前向きに考えまして、「公費負担条例」制定の際には、税金を投入する前提から、立候補者に対する市税など完納証明書の提出を条件とする条例化の促進について。約一年前にこの提起をいたしました。ここはぜひ市長もしくは助役に御答弁をしていただく方がよろしいのではないかというふうに思いますので、今日までの検討経緯と今後の方針について御答弁を願いたい。前段の関係については、選挙管理委員会事務局長さんにお答えをしていただくことになろうかと思います。よろしく願います。

○選管事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

まず第一点目の、十万の都市で未実施の都市が幾つあるかということですが、沖縄県の浦添市と別府市、二市が実施しておりません。

第二点目の、統一地方選挙の四月の導入が可能かということでございますが、これにつきましては、三浦助役がさきに御答弁申し上げましたように、「公費負担条例」については前向きに取り組む、公的資金の使途については、市民の理解が得られること、一般論として、公費で助成する制度であれば、反対給付として滞納者には納税証明書添付要件を求めるべきである、現行法の中でのその取り扱いは厳しいが、再度事務局で検討するというようなことで今まで検討を加えてまいりました。

結論から申し上げますと、この議員御提言の、納税証明を含めた条例化については困難性があるというような結論を得ておるような次第です。この議員提言に沿ったことで条例化をするということになれば、公職選挙法の改正が必要となってまいります。もしよろしければ、公職選挙法の改正要望の取り扱いにつきましては、まず当委員会においてその取り扱いを協議したいと考えております。次に、委員会の御理解・同意が得られれば、時間をかけ、順次大分県十一市の選挙管理委員会それから九州の選挙管理委員会、全国の選挙管理委員会等々、上部の連合会に法律改正を働きかけていきたいと考えております。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

法律的な点につきましては、ただいま選管の事務局長の方からお答えをしたところでございます。私どもといたしましては、この問題も含めて公費負担という反対給付も視野に入れながら検討してまいったところでございます。しかしながら、どうしてもやっぱり法としてはクリアできない点もあるというような説明もいただいているところでございます。しかしながら、公費負担につきましては、今後の選挙におきまして、やはり各市がすでに実施をしているというような状況を判断してみますと、別府市といたしましても前向きに検討する時期に来ているのではないかとすることは、市としては今考えている状況でございます。これにつきましても、内部的に時期的な問題も含めましてどういう方法がとれるか、現在、検討させていただいているところでございますので、もしそういう方向が出れば、次回以降の議会においてまた提案をしていきたいというように考えているところでございます。

○十六番（富田公人君） 選管事務局長の御答弁で、全国で十万以上の都市でわずか二市がこの条例化をしてないという現実、恥ずかしいと思わんでしょうかね。これは何のためにこういうことをするかということは、まずお金がかかる。お金のかからないように公費でやる。一つは、必要な部分だけは負担をしようと。機会均等を図っているというそういう条件が前提にある以上は、全国六百九十四市か一区を入れて一この中で十万以上の都市で沖縄の浦添市と別府市だけです。私は、余りにも恥ずかしいと思うのです。こういう状態は。したがって、先ほども触れましたけれども、

「そう言っても経費がかかるではないか」、こういう言い方をする人がおるかもしれません。しかし、申し上げたように、真剣に考えてみてください。ポスターの作成費、一人当たり印刷代何ぼかかるのかな。枚数は決まっております。自動車を運行する場合に運転手、それから自動車代、それからウグイス嬢ー「ウグイス嬢」と言えば悪いですねー乗務員の方。そういう方も含めて保障するということでどのくらいかかるかということを概算したことがあるのでしょうか。恐らくあると思うのですね。四年に一回の選挙なのですよ。一回こっきりで支出が終わりなのですね。そのことを考えてみた場合、全国わずか二市のその一つに入っておるということは、私から判断しますと、もう屈辱以上のものですね。ぜひ来年の統一地方選挙に向けて積極的な対応を市長を中心に、今、三浦助役が述べられました方向で積極的に対応されることを心からお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、教育行政に入らせていただきたいと思います。よろしいですか。

二十一世紀型の新たな市立図書館建設計画の進捗状況について。

昨年十二月議会で、二十一世紀に対応できる新たな市立図書館の建設計画などについて、数多くの具体的な問題点などを含めまして私の方から提起をさせていただきました経緯があります。会議録を、参考のために見てみました。約三ページ半にわたってそのやり取りが掲載されております。重複する質問は避けるをいたしまして、今回、表題として提起をいたしました二十一世紀型の新たな市立図書館建設計画に対する今日までの進捗状況について、まず明らかにしていただきたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

これまで、議会の場でも市立図書館を含め文化施設の建設につきましては、いろいろと論議されてきたところでございます。議員御周知のとおり、昨年の七月に関係課長十四名で構成された別府市文化施設建設調査委員会が発足し、現在、研究をいたしているところでございます。現在、文化施設や社会教育施設などの現状を調査しているところでございます。この調査結果をもとに、調査委員会で将来的な複合文化施設の建設を視野に入れて、市民の生涯学習に結びつく、また観光客増加につながる文化施設のあり方等を検討し、早期に方向・姿勢を出していかなければと認識をいたしているところであります。

○十六番（富田公人君） 別府市文化施設建設調査委員会を昨年の七月に発足をさせたという経緯があるやに聞いておりますが、今日までこの問題について何回ぐらい検討を重ねてきたのでしょうか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

この調査委員会につきましては、現在のところ一回でございます。現在は、先ほど

も申し上げましたけれども、各施設の調査をしておるような段階でございます。

○十六番（富田公人君） 一朝一夕にして、この種の設計計画などが具現化するというふうには思っておりません。しかし、現在の市立図書館は、すでに十五年を経過していることからしますと、二十一世紀に入る以前に、いわゆる二〇〇一年以前に、大分県内の状況はもちろんです、九州島内や国内全域にわたり、さらには国際的な視野を含めた多角的な見地から検討が進められ、本来ならば現時点で具体的なこの建設計画が、議会を初めとして市民の方々に明らかにされていても不思議ではない、そういう状況であってほしいというふうに思っております。しかし、もう過ぎたことですから、残念ながらそういうことにならないことはわかり切っておりますが、井上市長は、二十一世紀の別府市のまちづくりの戦略的構想と申しますか、「国際観光温泉学術芸術音楽文化都市」ということにしていきたいということを過去の議会で明らかにされました。私も、この構想には全く同感であります。現在、この戦略構想に向かひまして各課題ごとに具体的な施策を進めているというふうに理解をしておりますけれども、その中でも速やかに対応しなければならない課題、じっくりと着実に進めていかなければならない課題などがあるというふうに思います。

例えば今議会で注目をされまして、我が社民党のホープであります高橋議員から、レジオネラ菌の問題に関連して温泉問題を提起しました。さらに多くの方々も温泉問題について角度を変えて論議をした経緯がございます。温泉の枯渇に対する具体的な施策として極めて重要な課題であるということで今日まで対応してきた経緯がございます。

その具体的な一環として、別府公園などの園路の透水化性ですね、透水をさせていくという、地球に。それから、別府市が初めてではないかと思われましますが、先ほど先輩の原議員からもおほめの言葉があったように、別府駅西口から山手中学校に通じますいわゆる青山通りの関係です。私は、ずうっと毎朝、犬を連れて散歩をしておりますが、工事の過程を目の当たりにしました。でき上がって見えますと、やはりこれは人命尊重第一とも言える大規模な歩道の完全透水化性の歩道であるというふうに言い切っているのではないかと。安心して、しかもあの歩道は全部きっちり雨水が地球に透水していく条件下につくられております。そのつくられておる過程を目の当たりにしておりますから、十分に理解しております。これは、一つはかなりの傾斜であるあの青山通りが、井上市長が誕生して逐一、鉄砲水によるJR別府駅の被害とか、あるいは店を構えておるコンコース内の方々、さらには観光客それから通勤・通学客、こういう方々が、何遍もひざまでずぶぬれになったことを経験されております。しかし、この舗装の整備によって、両方が四メートル以上の歩道ですから、鉄砲水の割合

も随分と変わってくることは間違いありません。そういうことからしますと、この舗装は、非常に将来に禍根を残さない整備されたものだとは評価できるのではないのでしょうか。同時に、同道路の排水性による地中への浸透化などは、これまた毎年着実に進めていかなければならない課題だというふうに考えております。これは、一気に別府市全体ができるということにはならない。いわゆる着実に進めていくという課題の一つだろうというふうに思っておるところです。

それに対しまして、先ほど触れましたけれども、学術文化の一環であります市立図書館の建設問題は、別府市にとって焦眉の急として位置づける課題ではないかというふうに思っておるのです。ちなみに別府市より若干人口の多い千葉県の浦安市の市立図書館は、二十一世紀を展望してか、今から十九年前に建設をされまして、今もなお市政の目玉商品として活発な活動を続けていると聞き及んでおります。また、この図書館の建物面積から見ても、浦安市の市立図書館は三千二十五平方メートルであります。別府市の市立図書館は、その二分の一にも満たない千三百五十三平方メートルであります。昨年十二月議会で、蔵書数についても確認をいたしました。平成十三年三月三十一日現在の蔵書数は十三万一千二百九十一冊、現在の市立図書館の面積からして、十四万冊が蔵書可能の限界であることが、答弁で明らかになっております。蔵書数の拡大を図るためのこの予算措置を講じましても、蔵書可能な限界がはっきりしている以上、このままの状況でのんきに推移することを看過することはできないというふうに思うのです。まさに焦眉の急として位置づけ、「別府国際観光温泉学術芸術文化都市」のまちづくりの重要な一環であることを再認識していただきまして、建設計画策定への積極的かつ具体的な対応を強く求めておきたいというふうに思うのです。そういう見解に立ちまして、市長及び教育長の御見解をお伺いしたい、このように思います。

○教育長（山田俊秀君） ただいま御提言をいただきましたけれども、昨年の十二月議会で十六番議員さんから、同じようなことで御提言をいただきました。私どもの方としては、担当課長十四名が集まりまして、まず内部をどういうふうに考えていったらいいかということで、いろんな文化施設等もありますので、単独でつくったらいいいのか、あるいは複合施設みたいなのをつくったらいいいのか、そういうようなところの検討等も含めまして、今検討しているところですが、いずれにしても十六番議員さんがおっしゃっているような市立図書館というのは、この別府市にはぜひ必要だというふうには考えております。

○市長（井上信幸君） 十六番議員さんの質問にお答えいたしますが、図書館の建設については、現在の図書館が、脇屋市政のときにあの地にできまして十五年を経過し

ようとしております。私も行って見て、現場に立ってみましたけれども、もうすでに時期的に御説のとおりかと。要求する大きな目標であります児童、生徒、学生が、それぞれに読書ができ、また進学する学生諸君についての完全なる図書としての整備をしなければなりません。そのためにも、今御指摘ございましたけれども、二十一世紀の子供たちにより快適で、より読書ができ勉強ができる、そういう図書館を早急につくらなければならない。これが学術の向上であり、文化の向上につながるものと、このように確信しておりますので、御指摘のとおり、今内部でその検討に入っておりますから、もう少々時間をいただきまして、第一期、来年またその方向でできるならば早く完成をさせたい、したい、このように考えております。

○十六番（富田公人君） 嫌味事を言うようで冒頭お断りをしておきますが、教育長のお答えですね、何か人ごとのような感じがしてならないのですよ。あなたは教育長ですから、教育委員会のやっぱり最高の責任者として、もう少し目の色を変えて、冒頭申し上げたように、一朝一夕にはこういう計画が成り立たんということは、十分考えております、認識もしております。しかし、例えば二十一世紀を含め二十二世紀、ずっと将来に続くことを想定しながら、別府市立図書館は、どういう構造でどういうものの位置に建てるのがいいのかというようなことも含めまして、やはり市内の関係者だけではなくして、図書館あるいは芸術会館、美術会館なんかは、美術会館と図書館とつくる場合は、全然違う要素があるのですね。美術館は、太陽の光が当たらないように、作品に対して当たらないように配慮する建物、しかし、図書館は図書館なりに、今、市長が述べられましたように、非常に利用する方々の心がいやされるような環境が必要なのです。そういう施設をつくる専門家もおるわけですよ。そういう専門家も含めまして、やはり計画設定の場合にはじっくり時間をかけても結構ですけれども、失礼ながら、あなた方が何ぼ知恵を絞っても、そういう専門的な建物を建てる時に、専門家を入れないで検討するということについては、多少問題があり過ぎるのではないのでしょうか。

十月上旬に社会教育委員会の行政視察といたしまして、「九州という地域の図書館を考え続ける拠点にしたい」として注目をされております福岡県の京都郡菟田町立図書館など、同委員会の一員として私も参加するわけですが、人口三万五千五百五十五人で、平成二年二月二十八日にこの竣工された菟田町立図書館は、この別府市立図書館の建物面積よりも約六百平方メートル広いのです。千九百八十二平米と聞いております。いわゆるこの菟田町立図書館の実態というものを、私は視察を心からやっぱり期待をしている一人ですけれども、別府市も国際的な視野から期待されるような別府市立図書館の建設計画を策定されることを強く要請をいたしまして、次の質問に

移ってまいりたいと思います。ぜひ深刻に受けとめていただきまして、ただのんきに時の推移を見るだけでおるといふことの誤解を与えないような対応をしていただきたい、このように思います。

次に、解体後七年経過の旧温泉プール跡地の対応施策及び暴力団組事務所転入が阻止をされました元料亭「李苑」への具体的な対応施策について、お尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

これは、私はたまたま原町に住んでおりまして、このような問題が逐一地元の住民からも事あるごとにお尋ねがあったり要請があったりします。もちろんそういう方々の御意見も尊重しながら、私はこの問題を提起した冒頭から申し上げてきましたのは、この旧温泉プールの跡地利用は、単なる地域住民を中心とした関係施策を講ずるということではなくして、市全体を視野に入れたもので施策を講じていくということをぜひお願いしたい、このことを申し続けてまいりました。

井上市長になりまして、早速あの見苦しい旧温泉プールを解体しまして、もうすでに七年を経過しました。もちろん金がかかることですから、短兵急にできるということは考えておりませんが、地元原町住民を初めといたしまして、全市民注目のいわゆる旧温泉プール跡地利用に対するその後の具体的な取り組み経緯と、今後の具体的な対応施策について一つは明らかにしていただきたい。

もう一つは、元料亭の「李苑」の所有権がこの間は、この間といいますと、昨年十二月の議会でその具体的な経緯を含めまして御説明をいたしました。約八年ぶりに暴力団関係者から県弁護士会所属の弁護士へ落札された経緯を踏まえまして、今後の具体的な対応施策について明らかにされたい。このことも、かなり時期を過ぎております。深刻に対応してきたとは思いますが、余りにも見るたびごとに別府市の具体的な施策はどうなるのだろうかということで、いつも寂しく見詰めている状況です。ぜひ具体的な、将来を含めての対応施策について明らかにしていただきたい。これは、もう関係の課長など、「など」と申しますと失礼ですが、関係課長を中心としてお答えするというについては、酷な感じがします。ぜひ助役か市長、ずばりお答え願えればと思っております。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

温泉プール跡地につきましては、平成八年に解体以後、内部で検討委員会を設けまして、文化施設あるいは福祉施設、さらにはこれらの複合化施設というようなことで検討をしてまいったわけでございますが、私どもといたしましては、この温泉プール跡地につきましては、市民の皆様本当に喜んでいただける施設ということを基本にいたしまして、これまでも検討いたしておりますし、今後、この議会でも御質問が出

ましたが、福祉施設等の事務局や、あるいは会議の方にも適当な場所がないからどうかというような御意見もありますので、私どもといたしましては、文化施設、福祉施設、さらには複合化施設、さらに子供さんからお年寄りまで交流できるような施設というようなことを視野に入れながら、さらには財政問題も絡んでまいりますので、これらのことも慎重に見きわめる中で基本的な方向づけをしてみたいと考えておるところでございます。

また、「李苑」の問題につきましては、昨年、弁護士会の弁護士の先生が、この用地を取得いたしておりまして、その後、弁護士の先生からは、この用地の買収について市の方には今のところお話がないわけですが、もしそういう御相談があれば、市の方といたしましては、誠意を持って対応いたしたいと考えておりますし、もし先生の方からお譲りいただけることがありますれば、先般の昨年の十二月議会で富田議員さんからも御提言がありましたような子供の図書館というようなことも視野に入れながら、今後検討してみたいと考えております。

○市長（井上信幸君） 両項目とも、私も近所に住む一人として常々気をとめておりますので重く受けとめまして、今、部長が答えたように早期実現を図るべく検討させていただきます。

○十六番（富田公人君） 今まで、随分と同じ答弁を繰り返してこられたような感じがします。私は中村市政当時、あそこは青年の何というか、悪い不良の仲間の寄るところになっておるという現実からして、早くあれを解体して、何か国際的にも恥じないような建物をつくってみてはどうかということも提言をしました。そのときに、

「議員は言うばかりではだめだ」というある意味の御指摘もあったので、私なりに具体的に五階建てなどを中心として議員の皆さん方に僭越ながらお配りもして提起したことがあります。市長も触れましたけれども、あそこでの温泉利用というのは、もう不可能だと。したがって、指摘をされましたように、ラクテンチの落差を利用して温泉利用すれば、あそこの社長は、聞くところによりますと、非常に心の広い方だそうです。したがって、別府市の発展のためにお役に立てばということで、市長を中心として御相談に行けば十分こたえられるのではないかというふうに思っております。

したがって、今までずっと言い続けてまいりましたが、別府市に訪れる観光客を分析してみますと、一番特徴は、修学旅行生が少なくなりましたね。修学旅行生が来れるような要素も含めて、屋上にプラネタリウム、西日本一の、あるいは日本一のものをつくってみてはどうか。それから扇山の老人ホームは、今の国の法律から照らしても規模的にかなっておらない状況になっております。これも詳しく一人当たりの平米当たりも説明した経緯がありますが、そういうことからしまして、その建物の二

階に、日当たりはもう全く前に障害物がありませんから、毎年、一年じゅう東から昇ってくる朝日を十分に受けることができる条件があります。お年寄りの方にとっては、太陽の光というものは口ではあらわせない非常に有効なものがあるというふうに考えておりますので、そういうものを逐一説明しますと時間が足りません。したがって、私は私なりの考えは提起をしましたけれども、やはり市長が中心になって、「国際観光別府」ですから、やはりすべての起点といいますか、基本スタンスは、国際化に向けて対応できる施設というものを常に基本スタンスに置いて企画・立案をされるように、そしてのんびりと過ごすようなことのないようお願いをしたいと強く要請をしまして、時間の関係がありますから、あと二つ残りましたけれども、次回に回したい、このように思います。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後五時 十分 休憩

午後五時三十四分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） それでは、通告に従って肅々と一般質問をいたしたいと思います。

まず、総合体育館建設について、現在の進捗状況と今後の予定はどうなっておるか。それから、工事の管理や現場の安全管理は万全を期しているのかというところから質問していきたいと思います。

○建設部長（由川盛登君） お答えいたします。

昨年の九月議会で工事契約の議決をいただきまして、同年十月十九日に工事の無事を祈りまして、安全祈願祭を行いまして以降、約一年を経過いたしました。この間、議員の皆様を初め関係する方々や青山町の自治会、隣接する住民の方々の御協力のもとで、工事は当初計画いたしました工程表どおり、また天候にも恵まれまして、順調に進んでおります。八月末の進捗率でございますが、三七%の出来高でございます。この九月末には、大屋根の鉄骨工事も完了いたしまして、十月からは屋根ぶき工事に着手いたします。屋根ぶきが終わりますと、雨じまいができますので、内装工事に入っていきたいと思っております。ことしの年末の出来高で、約六五%を目標に置いております。

次に、工事の施工管理、安全管理はきちっとやっているかということの御質問でございますが、着工以来、延べ人員約二万人、延べ労働時間約十九万時間ということがあります。毎月一回の安全大会それから安全衛生協議会を開き、また週一回の工程会議と安全確認会議を実施し、安全管理には全企業体で万全を期して施工いたしております。

ます。これまでも無事故、無災害で施行いたしております。

また、施行管理につきましても、私ども建設室の技術職、次長外一名が常駐いたしまして、施行管理、品質管理、成品検査等を設計事務所と二重のチェックをしながら、対応に万全を尽くして施行に当たっているところであります。

○十九番（三ヶ尻正友君） 由川部長の答弁では、肅々と順調にいったおるといような答弁ですけれども、この体育館建設についても、私たちが賛成した立場なのですが、やはり別府球場という野球部の殿堂を一時壊してまでも、この体育館建設を先にした経緯があるわけですね、この体育館については。だから、できるものなら市民の皆さん方のために本当に安全を期して、そして今後も市民の皆さんにお役に立てるような立派な施設をつくってほしい。当時、私も議長をしておりました、そういうことでこの体育館建設には随分愛着があったわけでございますけれども、今、部長の話を聞きまして、随分安心したわけです。しかし、三七%ぐらいが、工事関係者に聞きましたところでは、ちょうど事故が起こるような時ではなかろうかというような話も、これは定かではございませんけれども、そういう話も聞き及んでおりますので、部長が中心になって事故のないように、そして一日も早く建設していただいて、野球場は、後で出きるけれども、体育館が先にできて、そして市民の皆さんのためにお役に立ったなというようにしていただきたい、このようにこいねがうものでございます。

それから、この体育館建設に関しまして、私がいろいろ問題があったというように議会それから新聞等で報道のとおりでございまして、まして百条委員会でもこの問題が随分論議されております。しかし、この百条委員の内容につきましては、まだ委員会の会議録が上がっておりませんので、私は定かではありませんけれども、こういうふうに新聞報道それから出席した議員の皆さん、傍聴した議員の皆さんからは、だんだん聞いておりますけれども、会議録が上がっていないということは、まだ本当にこうだあだということとは言えないと思いますので、新聞報道それから出席した皆さん方の御意見を参考にして二、三点お尋ねしたい、このように思うわけでございます。

一点は、九月三日の合同新聞で、これは百条委員会のことでございますけれども、三浦助役が、「不当介入と思った」と。これは合同新聞の内容なのですからけれどもね、ここに私は持っておりますけれども、こういうふう書いておると、由川建設部長が、「三ヶ尻さんからいろいろ、納得できないようで、経緯を聞かれていろいろ言った」ということをここに、合同新聞ではこういうふうになっております。

私も一年有余のことで記憶が、テープレコーダー等をその当時はとっておりませんので、よくわからない点もあるかも知れませんが、大体私が覚えておるのは、二通りあると思うわけですね。一つは、設計業者の選定云々ということと、これは二

年前のことです。もう一つは、一年前にこの業者氏名が出たと、建築管工事等々について。そのときの二通りのことがあるというように私は思っておるわけですがけれども、一点目の件につきましては、もう皆さん御存じのように大分大学の先生云々ということで、まだ百条委員会の証人喚問が、私と同期日で二十七日ですか、今月の。たしかそのようになっておりますので、その点については、証人喚問がまだ終わっていないのに私がどうのこうの言うというのは若干おかしいかなと、このように私は思っておりますので、この件につきましては、また次回の十二月議会でもお尋ねしようかなと思っておるわけです。

そこで、証人喚問が終わりました由川部長さんと三浦助役さんに当時のことをはっきり、お互いにテープレコーダー等がありませんので、若干のすれ違いはあるかも知れませんが、私は私なりに覚えておることを聞いてみたい。と申しますのも、論戦の二番目ですね。一番目は、もうそういうことで私は本日は尋ねません。二点目についてです。「不当介入と思った」と。それから、「私が圧力をかけた」ということが、話の大筋の大きな原点であろうかと、このように私は思うわけですね。「圧力をかけた」、私が「不当介入した」。こういうふうにして、新聞でもこういうふうにはっきり出しておるわけですね、合同新聞に。だから、あなたたちが、私が「不当介入した」、「圧力をかけた」ということがどういうことだったのか、あなたたちの観点でこういうふうに言っておるのだから、その点をまずお尋ねいたしたいと思います。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

私ども、九月二日に証人喚問を受けたところでございます。その席におきましては、一応宣誓をさせていただいて、私どもは私どもの信念に従いまして事実を述べたところでございます。その内容等につきましては、確かにマスコミ等にもいろいろと出ているようでございましたが、私ども、まだすべての証人喚問が終わっていませんので、その対応について私どもの答弁は、差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○十九番（三ヶ尻正友君） 三浦助役が、「差し控えさせていただきたい」というような答弁ですがけれども、私が最初におことわりいたしましたように、大分大学の先生がまだ証人喚問を終わっておりません。私もそうです。議長さんから、三ヶ尻さん、証人喚問に出なさい、今月の二十七日という通知はいただいております、現在。先ほどおことわりしたように、大学の先生の第一点目のことについては、私はきょうはもう言いません。先生が証言を、どんな証言をされたのかまだははっきりわからないし、私自身も。だから言いませんと。しかし、助役さんたちについては、もう証言が済んでおるのだから、私がこういうふうにして、新聞等でこういうふうにもう公表されて

おるわけですね。これはもううそではないと思うのですよ、報道機関がこういうふうにして公表するということは。私は、しかし、内容については、先ほどおことわりしましたように、会議録がまだ、議会事務局長に聞いたら委員会の会議録ができてないということです、それはできてないやつを出しなさいということはいえないだろうと、私も議長をしておりましたので、そのくらいのことはよくわかっておりますので、ただし、今お尋ねしたいのは、新聞報道、そして出席した議員さんから、正確ではございませんけれども、こういうことがあった、こういうことがあったということを私は知らされたわけですね。そこで、そういうことについてあなたにお尋ねしたいと言ったのですけれども、何か、証言がまだ終わってない。今、ちょっと私の聞き取り方が悪かったのかよかったのか、わからんけれども、あなたが、そのことについては答弁できないと言った。これはよく理解できんわけですね、あなたが今。私は、そういうふうに解釈したのですわ。しかし、あなたの証言は、もう済んでおるはずなのですよ、九月二日に、でしょう、あなたの証言は済んでおるわけです。だから、私が、一般質問で質問することについては、この一般質問は、議員特有の権利でありますから、もう済んでおる方については、一つも問題なかろうと私自身が判断して……（発言する者あり）議長、ちょっと休憩してくれ。今、何か言っておるのだ。（発言する者あり）私が質問、議長、ちょっと休憩してくれ。何か言っておるが、言うのだったら、ちょっと外に出て話しして、そしてまた帰ってきて再開してもらってやった方がいいと。そこでごそごそ言われても、おかしいのではないの。

○副議長（佐藤博章君） 十九番、質問を続けてください。

○十九番（三ヶ尻正友君） それなら、「発言するな」と言ってくれなければ。どっちかはっきりせねば。どっちか議長、はっきりせねば。はっきり言わなければ。

○副議長（佐藤博章君） 十六番議員さん、今、一般質問で質問されていますので、質問に支障のないようにお願いします。（発言する者あり）

○十九番（三ヶ尻正友君） まだ言っておるではないか。

○副議長（佐藤博章君） 十九番、どうぞ。

○十九番（三ヶ尻正友君） いいのだ、おれはいいのだけれども、まだあんなに言っておるではないか。あんなに言うのだったら、休憩して、私が、ちょっと十六番と話しして、そして、またここに出てきて私が質問を再開しようと言っておるわけだ。これは議長がちゃんと整理してくれなければ。あんなに言うのだから。（発言する者あり）言わんなら、もうちゃんとあなた、「発言しなさんな」と言ってくれなければ。何か話が散って、おかしくなっても困るからな。

○副議長（佐藤博章君） 十六番さん、一般質問がやりにくいということですので、

よろしくお願いいたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） では、それでいいのだな。

（議長交代、議長首藤 正君 議長席に着く）

だから、今言ったように、若干茶々が入ったので、どこまでいったのかなというのを考えておるのですけれども、三浦助役の発言では、これはできないというようなことなのですけれども、あなたが発言できんということについては、ちょっと理解できませんよ。あなたのは、もう証言が終わっておるわけですから。終わったのでしょ。私は出席したわけではないけれども、もう三浦助役と由川部長の証言は終わったと、こういうふうに私は聞いておるわけです。それで、あと残っておるのは、私と大学の先生だというように聞いておりますので、大学の先生については、先ほどから言っておるように、まだ証言が終わってないのに、そのことについては私は聞きませんと、最初から申し上げておるように。だけれども三浦助役については、そういうふうにして、もう証言が終わった人だから、そして新聞等にこういうふうに出ておるので、それであなたに私がお尋ねしたい、と言っておるのですよ。議長、もう一度。

○助役（三浦義人君） 私が、答弁は差し控えさせていただきたいという趣旨は、こういうことでございます。

現在、百条委員会で審議中でございます。たまたま私どもは、証人証言が終わったわけでございます。これは、当然私どもの発言をもとにして百条委員会で結論が決定されるわけでございますので、そういう問題点を控えておりますので、この時点では、私は発言を控えさせていただきたいという趣旨で申し上げたところでございます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 助役、私とその点が若干食い違うわけですね。私が聞き及んだ範囲では、会議録がまだ上がってないと議会事務局長が言うから、会議録は私は見ておりません、できてないというから。これは事実と思います。それで、私が先ほどから何回も言うように、私は新聞報道それから出席した議員さんから、証人で三浦助役と由川部長がこういうふうなことを言っておりましたよ、ということを聞いております。しかし、それが本当に会議録が上がってこぬことには定かではないということもよくわかっております。しかし、あなたの証言は、もう終わっておるはずですよ。私はみんなに聞いたのですよ、もう助役は終わりましたと。あと残っておるのは、三ヶ尻さん、あなたと大分大学の先生だけです、そういうふうに私は聞いておるわけです。だから、私は、大分大学の先生は、何回も言うように、私はきょうは一切大分大学の先生のことは言いません。証言が終わってない方ですからね。だから、終わった方に私が質問するのは当然だと、このように私は思っておるわけです。だから、あなたが、何を根拠に答弁できないというのかというのが、よくわからんわけですね。か

み合わんわけですね、あなたと私と。

そして、私が言うように、「不当介入」、「圧力があった」ということでこの問題については問題になっておるわけですから、この問題につきましては。でしょう。これはもうみんな、新聞報道等々で知っておるわけですよ。だから私が言うのは、私が議長室であなたともう一人、加藤契約検査課長に議長室に来ていただいて、あなたたちと論議しました。これも事実です。そのときに私の同僚の議員が、お二方が一緒に立ち会って、そして聞いたのも事実です。これはもう、うそでも何でもありません。あなたも証人喚問ではそういうふうに証言しておると私は思っておりますし、そういうふうに聞いております。

そこで、何が問題になったのかといいますと、私たちがあなたに聞いたのは、私たちは、地元の業者から、「三ヶ尻さん、こういうふうな仕事が出るので、できるものなら、井上市長が常々言っておるように、地元業者優先で配慮していただだけませんか、という陳情を市長部局にもしております。そして議長さんは議会の代表ですから、議会さんにも陳情いたしたい」と言って、陳情を受けておったわけです。そのときに念を押したのは、「間違いなく市長部局にも市長さんにも陳情したのですか」と、「間違いなくさせていただきました。そして、井上市長さんは、地元業者を優先すると、地元業者を優先し、そして地元業者のために自分たちは頑張る義務があるのだ、というようにおっしゃってくれたのです。だから、議会もそういうことで地元業者のために配慮していただだけませんか」という陳情を受け取りました、私たちは。全くそのとおりであろうと私も思っておりますし、議員の皆さん方も、それは当然のことだろうと、私たちもおっしゃったわけですね、そのときは。だから、あなたたち市長さん以下助役、部課長さんもそういうことで地元業者のことについては、常々考えておるといように聞いておりますし、また、こういう工事は、別府市にとっては、何年か、何十年に一回の大きな工事だから、やはりそのときには非常に厳しいこの不況の時代に、地元の皆さん方のために頑張ってあげるのが、市長部局であるし議員であろうと私たちは思っておる。今でも、そういうふうに思っておることには変わりございません。

そして、契約検査課長か三浦助役か私はよくその点は覚えませんが、指名業者の指名がありました、というように聞いたわけです。指名業者の名前がずうっと決まりました、ということをお知らせしたわけですね、私が。そうしたら、県外大手、県内大手そして地元業者と。この県外大手、県内大手、地元業者ということで指名がずうっと出ておったわけですね、指名が。その指名が出る前に、私が例えば「A社を指名に入れなさい」とか、「B社を指名に入れてください」とか、「C社をどうあって

も指名に入れよ」と私が言っておるなら、これは圧力であろうし不当介入であろうと私は思うわけですね。私は、そんなことは三浦助役にも契約検査課長にも一切言っておりません。だから私は、「私が圧力をかけたとか不当介入したということはありません」と、こういうふうに断言して言っておるわけです。

そして、指名がこういうふうな形で出ましたということ、ずっと事務局を通じて議長に見せてくださいということで来たわけですね。これは通常のペースでそういうことで見たら、どうしても地元業者が、ちょっと地元業者に配慮が足らんのではなかろうかなと私は思ったわけです。そこで、あなたたちにその件で尋ねたとき、あなたたちが言うのは、いろいろな理由はありますけれども、とにかくあなたと加藤契約検査課長が当時おっしゃっていたのは、「地元の業者が技術力がない。金額によって工事が大きいから、まず技術力がないのだ」ということを言われたわけですね。二点目は何かと聞いたら、「資金力がない」と、こういうふうにあなたたちが説明したわけですね。それは私も当然だろうと、地元のこの別府の業者が資金力がない、技術力がない、このくらいの工事だったらそれは当然ではないかなと私は思っておったわけです。それで全国大手の皆さん方に指名を入れて、そして別府の業者を指導していただいて、そして立派な体育館を建てていただけるのかなと思っておったところ、県内大手が入っておったわけですね、県内大手が。だから、あのときに加藤契約検査課長かあなたにお尋ねしたのは、地元の業者が、「県内大手はもう議長さん、どうなって、どうして入れたのですか」といって、私が尋ねられたわけです。「それは私は知らん、私は。県内大手をどういう理由で入れたのか私は知らん。ただ、県外大手については、資金力と技術力だとおっしゃっておった」と、こういうふうに私は言ったわけですね。

そして、その前後に、これは定かではございませんけれども、橋本元総理の私設秘書をいたしておりました小林さんという方が大分に来て、地元の業者の皆さんが当時言っておったのは、そして、いろいろこの工事については、「三ヶ尻議長さん、小林さんが来ていろいろお話をしておるから、どうなのでしょうかな」と言うから、「それは私は知りませんよ。小林さん自体は、私は知っておりますよ」。平成七年の井上現市長の選挙のときも小林さんと一緒に私たちは井上市長の応援に回りました。これも事実です。三年半前の平成十一年の選挙の折にも小林さんが見えておまして、そして、当時の鶴見園にお泊まりになって、そして一緒に選挙を私たちはいたしました。だから、小林さんをよく知っております。そして、東京の事務所にも私は何回か訪ねまして、そしていろいろ政治の話それから別府の話、いろいろな話をした仲でございますので、小林さんのお名前が出たときに、私もびっくりしまして、地元の業者からですね。そんなことはないだろうと。私たちも知らんことはないけれども、そんなこ

とはないだろうと一笑に付しておったわけですね。地元の業者が、「議長、そんなことはないよな。そういうふうにしてもうそういう話が出ておるから、ひとつ何とか地元業者を市長さんも優先と言ってくれておりますので、何とか議長、地元業者のためにあなたはお骨折りいただけませんか」ということだったので、私も同僚議員にお願いして、「別府の業者のためだから、話を一緒に聞いてくれんかな」ということで、同僚議員の皆さんも、「それはそのとおりだな」ということで、あなたたちのお話の中にかたってくれたわけです。その中において、「三ヶ尻さん、余り悪いところはないのけれども、育ちが漁師か知らんけれども、何か声が大きくて、何かあなたが言うのは声が大きいから、余りもう声を大きくして人のためにそんなことは余り言わん方がいいのではないか」というような御忠告も何回かいただいたこともございます。私もそうかなと。ちょっと声が大きくて育ちがそんな育ちだから、そういうふうを受け取られるのかなというようにもございましたけれども、やはり私も当時の議長として別府市の業者のために何とかこれは頑張らなければいかんなど。指名が出ました。出た後で、私がそういうふうに参加に尋ねたわけです。

それともう一点は、ここに資料があるわけでございますけれども、私が一番おかしいなと思ったのが、助役が常々、「公明正大にこの指名はやっております」というようにあなたはおっしゃっておった。そこで、私が業者からこういうふうにして当時資料をいただいたのですけれども、この指名は、Aグループが県外大手ですね、予備指名、この資料。資料ですから、間違いありません。Aグループが県外大手それからBグループが、これは県内大手なのですね、Bグループが。そして最後にCグループというのが、市内の業者なのですね。この件については、管工事は五社ずつ入っておるわけですね、予備指名の段階でも本指名でも、このとおりだったと思います。

そこで契約検査課長、助役が常々、「公明正大」と言うけれども、これは大分県からいただいた資料なのです、大分県の資料なのですね。どういう資料かというと、業者名が一番からずうっと、これは二百五十何番までずうっと番号を打って書いておるわけですね。これは一番というのは、一番この業者の中で、大分県では得点の高い業者なのですね。それで、この予備指名を見ましたところ、Bグループの予備指名の中に入っておる五社で、一番上が協和工業、大分市、これが三番目ですね、県のランクでは。県のランクでは三番目です。だから私がその当時、助役か加藤契約検査課長に言ったのは、「公明正大」それは全くそのとおりだろうと、そういうふうに参加しておるのならば、一番から五番が、五社入れるのなら、これはだれに聞いても、どなたに聞いていただいても公明正大ではないですかと。一番から五番までですよ、五名入れるのなら、何百社ある中で。しかし、いろいろあって、私たちが考えてみたら、一番

から十番の中で五社入れるのなら、これはまあまあかなというように、私はちゃんとその当時言ったのですね。

そこで、私が調べた範囲では、別府市の地熱ワールド工業というのがありますね。これが二百数十社の中の大分県では七番にランクされておるわけですね、地熱ワールドが。それから信和冷暖房という会社があります。これが県内で八番にランクされておるわけです。それで、「加藤君、これはどうなっておるのかな。大分県で一番、二番が入ってなくて三番が入って、四、五、六が入ってなくてーBグループにですよー資金力がある、技術力があるといった、別府市の業者より資金力がある技術力があるとあなたたちは言っておったけれども」、この業者のランクから言えば、五社の中で大分県内が協和工業さんが三番目です、県内業者のランクづけが。それから扶桑工務店が十五番、富士輝工業さんが十七番、県内ですよ。それから、但馬設備さんが三十番、西産工業さんが三十五番、これはもう歴然と出ておるわけです、こういうふうに。では、なぜこんな業者を助役さん、あなたは指名委員長として入れたのですか。あなたが言う公明正大なら、一番から五番、ないし一番から十番までなら、私たちも余りそう言うことはないし、そしてまた技術力、資金力が別府の業者よりいいところを入れるのだとおっしゃったわけですね。それなら別府の業者が七番、八番におるのですよ、別府の業者さんが。七番、八番に別府の業者さんがおるのに、三十番、三十五番の人を入れて、別府の業者より技術力がいい、資金力がいいと、これは言えますか。これは言えませんよ。どなたに見せても。これは私がつくった資料ではないわけですよ、この資料は。これは県からいただいたのです。この資料は間違いありません。

だから、助役さんがその当時言ったのが、助役さん、あなたは指名委員長でどういう指名の仕方をされたのですか。どうも摩訶不思議でならない。私が聞いたのが「圧力」とか「不当介入」になりますか。私は全くならんと思いますよ。こういうふうにして資料も私は示して、ちゃんとあなたと加藤君に見せて、そして、こういうことではいかんのではないかなと。あなたが本当に公明正大でやったというのなら、名前を読み上げてもいいけれども、一番から五番、割り入れても一番から十番までなら、一つも私たちも「おかしい」と言わんですよ。まして別府の業者が七番、八番におるのですよ。別府の業者より資金力がある、技術力があるからそういうふうにするのだというように聞いておるわけですね。別府の業者が七番、八番で、入れた大分の業者が三十番、三十五番、十五番、十七番。これは摩訶不思議ではないですかと、あなたに聞いたわけですよ。そのときは、どんな答弁したか私もよく余り覚えませんが、とにかく不思議でならなかった。

しかし、そのときに最後に私が、同僚議員の皆さんも聞いておったけれども、当時、私たちは市長与党だと、私たちはですね。「助役、市長が困るようなことをしてもらったら困るぞ。これだけははっきり言っておくぞ」と。ここに同僚議員もおりますけれども、「私らは、市長与党ですよ。市長が困るようなことを、あなたがしていただいたら困るよ。あなたにこれだけは私は言っておくよ」と言って、同僚議員も聞いておったけれども、「それは議長、あなたの言うとおりでな」。三十番とか三十五番を、これは技術力がある、資金力があるといって、別府の業者で七番、八番におっておる人より下のランクの人を四社も入れて指名したという、これはまた問題になるぞということ、きちっと私は言いました。そういうふうにしたのが、「圧力」とか「不当介入」と言われるのなら、私は納得できませんよ。私だけではない、だれでも納得せんと思いますよ。私たちは注意したのですよ。こんなことをしたら必ずそういうふう、先ほど言ったように、代議士さんの私設秘書さんの名前も出ておるのだと。だからそういうことのないように、あなたが気をつけてあげなければだめではないかと。これは同僚議員は聞いておりますよ。加藤君も聞いておったはずですよ。

それは、あなた、私が泉君の何か……、まだ会議録が上がっておりませんので、私もはっきりはわかりませんが、泉君の質問に対して、何か私が「圧力があつた」とか「不当介入があつた」とか、あなた、こういうふうにしてこの新聞ではあなたは言うておるわけですね。何のために私が「圧力」とか「不当介入」と。あなたが「答弁できん」と今言うから、私は、それまた答弁できんというのもおかしいような気がする。本当に答弁できんなら、十二月議会もあるし委員会もあるし、私は尋ねても結構ですよ、きょう、答弁をあなたができんと言うから。議長にちょっと相談して、答弁できんやつを「どうしても答弁せよ」と言うのもどうかなというような気もするので、また次の機会でもあなたと加藤君か関係者に私が質問しても結構ですよ。きょう、どうしても答弁できんというなら。答弁できるのなら、私が言う「圧力」、「不当介入」ということは、何を指して言ったのか。私が今言ったことは本当なのです。ここにも、うそでも何でもありませんよ。もうこういうふうにして全部順位が出ておるのですよ、一番から二百数十番まで。この中で別府の業者より下なのですよ、四社が。下のものを技術力がある、資金力があるといって入れたということはどういうことかと、これはだれでも聞きますよ。当然のことではないですか。それを「圧力」とか「不当介入」とか言う、あなたがおかしいと私は言うわけですよ。それで私は、きょうの一般質問でこれだけは皆さんの前できちっと聞いておかなければいかんということで私が尋ねました。皆さん、聞いたとおり、何かきょうは言われんとかいうようなことを言うから……（「言う気になったかわからんよ」と呼ぶ者あり）そうだな、

言う気になったかわからんからな、議長、もう一遍聞いてみましょう。

○議長（首藤 正君） 執行部、答弁できますか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

私も、責任を持って証言に立ったわけでございます。その件についてこの席において事実や否やということの追及をされるということは、これはいかがなものでございましょうか。私どもも人権というものがございまして、今後このようなことになるならば、証人というものが、ちょっとこれは難しくなるのではないかというような、今思いで聞かせていただいたところでございます。当然私は証言をいたしておりますから、この私の証言が事実と合わないということになれば、当然私は処分をされるということは、皆様、御認識ができるのではないかというように思っておりますし、私もその詳細についてはこの場で申し上げるつもりはございません。

○十九番（三ヶ尻正友君） 助役、何か勘違いしておるのではないか。私は、先ほどから、みんな聞いておるようにおことわりしておるのは、私は、委員会の会議録は持っておりませんと。まだ、事務局長に聞いたらできてないと、はっきり断られたのですよ、「できておりません」と言って。これは、私が先ほど言ったとおりですよ。ですけれども、新聞によってこういうふうに書いておるわけですね、新聞に。この新聞に出ておるのは事実ですよ。これはうそでも何でもありませんよ。それから、委員会で出ておる議員さん、それから聞いた議員さんから漏れ聞いた話ではと、私はちゃんと断りを言って話をしたつもりなのですよ。若干あなたのその答弁はおかしいのではなからうかなというような気がするわけですよ。まだ正確なやつは東事務局長から、

「それは議員さん、できておりません。まだできてない」とはっきり断られたのですよ、東局長から。ああ、そうだろうな、そんなにすぐできておらんのだろうなと。そう言うっておったら、新聞にこう出ておったわけですね。だから、私は、先ほどから皆さんが聞いておるとおりに、こういうふうに新聞報道、それから出ておった議員さんから漏れ聞いた話とおことわりして、私は今あなたに尋ねておるわけですよ。あなたがおっしゃるように、きちっとしたどうだこうだということはありませんということ、私は言うておるのではないですか、最初から。やはりきちっとしたことがわかってないのでしょ私も、まだ議事録ができてないというから。これはまた議事録がぴしゃっとできたら、またできたでその議事録で、またあなたと論戦をやらなければいかんかなと思っておりますけれども、こういうふうにして「不当介入」とか「圧力」とか新聞に出たから、これはどういうことですか、私は「圧力」かけた覚えはありませんよ、「不当介入」した覚えはありませんよと。

なおかつ、先ほどから私が言うておりますように、こういうふうにして、これは県

からいただいた資料ですから、間違いありません。一番から二百数十番までこれがあるのです、ランクづけが。その中であなたが私に言ったのは、「公明正大にやりました、指名委員会として」。「ああ、そうかと」、こっちはわからんから。これを見たら、別府の業者が七番、八番におるのですよ、この中でランクづけが。一番、二番入れてないで三番を入れておるのですね。それから別府の業者より後が十五番、十七番、三十番、三十五番と入っておるわけです。これはどういうことですかと。それであなたたちが私たちに言っておったのは、「技術力、資金力」と。これも本当でしょう。確かに別府の業者は零細業者が多いから、やはり技術力、資金力がないということは多々あるでしょう。それも私たちも了解済みだったのですよ。しかし、その現実からいけば、別府の業者より低い業者を上ランクに入れたということが、私はよくわからんのです。だから、あなたに尋ねたのです。それが「圧力ですか、不当介入ですか」と私は言っておるわけですよ。あなたが言う「圧力か不当介入」といって、ここに、新聞に出ておるから。別府の業者より低い業者はおかしいではないかなと。それが何が「圧力」ですか、「不当介入」ですか。聞くのは当たり前ではないですか。いつも井上市長が言っておるではないですか。（「議長」と呼ぶ者あり）質問中だ、質問中。（「ちょっと言わせてください」と呼ぶ者あり）議長、私が質問中だから。

○議長（首藤 正君） 質問を続行してください。

○十九番（三ヶ尻正友君） いつも市長が言っておるではないですか、「地元業者を優先せねばいかん。別府の業者を大事にせねばいかん」と。私も全くそのとおりに思っておるのですよ、私も。市長はいつも言っておりますよ、「地元業者を優先して、地元業者をはぐくんで育てなければいかん使命があるのだ」と。市長がおっしゃるとおりだと私も思っておるわけですよ、本当に。私たちも議会もそういう使命があると私はそう思っておるわけですね。そういう中でこういうふうに若干、だれが見たっておかしいことがあったので、私は、どうなっておるのかなと。こういうふうにして、別府の業者より下の業者が、技術力、資金力云々ということであなたたちは指名したというけれども、これは別府の業者が歴然として上ではないかと、何回も言ったのですよ。

そして、先ほども言いましたように、やはり別府の業者をはぐくみ育てる使命が、我々議会もあるし、あなたたち執行部もあるのではないかと。だから、どういうことでこういうふうになったのかなとあなたに聞いたわけですよ、私が。そうしたら、あなたが、泉武弘議員の質問に、どういうことを言ったのか、私もおらんかったけれども、私から「圧力を受けた」、「不当介入を受けた」といって、この件についてもあなたは言っておるのですよ。これが私は解せんのですよ。それは百条委員会の議事録

が上がってきたら正確なことはわかりますけれども、今それはないから正確なことはわかりません。聞き及ぶ範囲で新聞、それから出席しておった皆さんから聞き及ぶだけで、私もこういうふうに質問しておるわけだけれどもね。

それで、何ですか。最初はみんな聞いておったとおり、「お答えできません」とはどんなことかね。それで、途中でなったら「お答えします」と。何かね、あなたは。最初はみんな聞いておったでしょう。あなたは「お答えできません」と言ったのですよ。途中で何かどういうふうな気が変わったのか知らんけれども、「お答えします」と。そんなでたらめなことがありますか。答えるなら最初からぴしゃっと答えて、私たちが市長が言うように、「地元業者のために頑張っておりますよ」ということでいいのではないの。みんな聞いておったではないですか、「お答えできません」と。途中で何がどうなったのか知らんけれども、「お答えします」と。何ですか、それは。

「正確なことはわかりません」と私は何回もおことわりして言っておりますよ。なぜかといったら、議事録が上がってないのだから当然のことですよ。議事録が上がってないということは、正確なことを私は尋ねられん。しかし、新聞報道、出た人から聞き及んだ範囲で、私はあなたと加藤君に質問しようかなと私は思ったわけです。そうしたら、「答えられません」と。途中で「答えられます」と。私も議会に長いことおったけれども、そんな答弁したのを余り聞いたことないですよ、本当に。やはり答えるなら最初から肅々と答えなさい、肅々と。こういうことですよ、ああいうことですよ。ただし、議事録が上がってないのだから、私はわからんわけですよ。だから、こういうことですよ、こうことですよ、だからこうなのですよと言えどもわからんことはないのですよ、本当に。

その点については、また後で論議いたしたいと思っておりますけれども、それから、また質問通告に戻りたいと思っておりますけれども、完成後の管理運営についての質問をいたしたいと思うわけですね。完成後ですよ。これはなぜ懸念するかというと、「どうも赤字になるのではないか」という声が漏れ伝わるわけですね、今はやりの。そんなことないだろうと、これだけ一生懸命みんなが誘致して頑張ろうといっておるときだから、その点については、一回私が議会で尋ねてみましょうと。いろいろな利用計画それからスポーツ振興等々については、みんな執行部が真剣に市長以下頭をひねって、ここは赤字にならないように頑張るといようなこともたびたび私たちが聞いておるのだけれども、そういうふうな私に対して市民の皆さんからお尋ねが何か所かあったので、これもあわせて私がきょうの一般質問で聞いてみましょうと。そういうことのないように市長さん以下によく頼んでおきましょうということです、その点について、管理運営についての御答弁をいただければありがたいと思っておりますけれども。

○建設部長（由川盛登君） 完成後の管理運営についてどう考えているかという御質問でございますが、総合体育館の完成後の管理運営につきましては、本年六月より内部で管理運営委員会を設置いたしまして、検討を重ねているところでございます。管理体制につきましては、直営方式と委託方式が考えられるわけでございまして、現在、類似の規模の体育館と比較検討しております。どちらにしてもメリット、デメリット等を精査しながら、市民のニーズに合った使いやすく、スポーツ観光にも貢献できるような管理体制をつくっていきたいというふうに考えております。今検討中でございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○十九番（三ヶ尻正友君） 由川部長の答弁を了として、この点についてはよくお願いして、そして市民の皆さんが心配しておるのは、今はやりの公共が赤字を打たないようにしなければ悪いなど、一言では。それをよく「三ヶ尻さん、どうなるのだろうか」と言うから、それは何ぼか赤字を打つか打たんか、それは建ってみなければわからんわなど、私はそういうふうに言っておるのだけれども、管理運営については赤字のないように、そしてまた落ち度のないように、工事中も。本当にしっかり頼んでおきたい。

そしてまた、最後に市長の政治姿勢について通告が、市長の後援会のあり方についてという通告をいたしておりますけれども、この点については、きょう、先ほど四番議員とうちの三十三番議員さんが随分論戦を張りましたので、私はこの点については質問を取り下げて、終わりたいと思います。

○市長（井上信幸君） 今の管理運営につきまして御質問がありました。この利用計画では、スポーツ観光推進の核になるようにという一つの願いをこめて体育館を今建設中でございます。ですから、でき上がった後には、やはり全国大会やいろんな九州大会、その他のイベントを誘致して、極力スポーツ観光推進のためのお客の誘致、これにお使いいただければということが一つの主目的でございます。したがって、現在イベント誘致推進事務局を設置いたしました。建設落成後のいろんなイベントを誘致すべく、今、専任が二名、兼任が三名で、五名でこの誘致活動に取り組んでいるのが現状であります。落成後は、恐らくいろんな大会・イベント等を誘致していただくものと、このように思います。

もう一つ、私の名誉のためにもちょっと返答しておきます。先ほどの代議士の秘書云々は、前回も選挙でお世話になりましたけれども、もうその後おやめになっているようでございますので、この辺もひとつ、ここではっきりと答弁をさせていただきます。

○議長（首藤 正君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第二により、議第七十六号平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・井上信幸君登壇)

○市長(井上信幸君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第七十六号は、平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

何とぞ御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長(首藤 正君) 次に、監査委員から一般会計及び各特別会計決算に関する審査意見の報告を求めます。

○監査委員(渡部喜代美君) 平成十三年度別府市一般会計、各特別会計決算の概要について、説明いたします。

ただいま上程されました議第七十六号平成十三年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成十三年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入九百四十一億四千五百六万五千円、歳出九百二十五億二千八百三十三万九千円で決算されており、一般会計、各特別会計相互間で行われた繰入金、繰出金を控除いたしました純計決算額は、歳入八百八十九億三千三百六十六万三千円、歳出八百七十三億一千六百九十三万七千円で、歳入歳出差引額は十六億一千六百七十二万六千円の黒字決算となっております。なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は五・九％、歳出は五・五％、いずれも増加いたしております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰越費用にかかる繰越財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計では十一億三千二百七十八万五千円、各特別会計では四億二千九百四万五千円の黒字となっております。したがって、一般会計及び各特別会計の実質収支の総額は、十五億六千八百八十三万一千円の黒字となっております。次に、平成十三年度普通会計の財政状況を分析すると、経常収支比率は八九・五％、財政力指数は〇・五八、公債費比率は一二・八％となっております。財政構造の弾力性を見る経常収支比率は、前年度に比べ〇・四ポイント改善されております。

財政の現状を見ますと、市税の減少や交付税制度の見直しなど一段と厳しい状況にあり、今後とも税収や各種財源の確保、特に滞納整理など債権回収にも積極的な取り

組みを進めるとともに、多様化する行政サービスに適切に対応するため、これまで以上に予算配分の重点化・効率化を推進し、長期的な視野のもと、財政の健全化に向けてさらなる努力を期待するものであります。

以上が、平成十三年度各会計の決算収支並びに財政状況の概要でございますが、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成十三年度の各会計決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております決算審査意見書により御了承を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、議案に対する提案理由の説明並びに一般会計及び特別会計決算に関する審査意見の報告は終わります。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○十七番（清成宣明君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第七十六号平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） ただいま、十七番清成宣明君から、議第七十六号平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、十七番清成宣明君提出の動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は十名とし、

二 番 吉富英三郎君

六	番	池田	康雄君
七	番	野口	哲男君
八	番	野田	紀子君
九	番	堀本	博行君
十二	番	後藤	健介君
十七	番	清成	宣明君
十九	番	三ヶ尻	正友君
二十五	番	江藤	勝彦君
二十六	番	内田	有彦君

以上十名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま御指名いたしました十名の方々を決算特別委員会委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件については、可決することに決しました。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明日十八日から二十四日までの七日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十五日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十八日から二十四日までの七日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十五日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時三十六分 散会